

令和 8 年 3 月定例会 総務常任委員会記録

令和 8 年 3 月 3 日（火）

令和 8 年 3 月 4 日（水）

令和 8 年 3 月 6 日（金）

場所：鳥栖市議会 第 1 委員会室

目 次

令和8年3月3日（火）		7 頁
令和8年3月4日（水）		81 頁
令和8年3月6日（金）		151 頁

令和 8 年 3 月 定例会 日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 3 日 (火)	審査日程の決定 政策部審査 議案乙第 4 号、議案乙第10号、議案甲第 4 号 〔説明、質疑〕 報告（駅周辺整備課） 新鳥栖駅まちづくり検討調査業務について 〔報告、質疑〕 総務部審査 議案乙第 4 号、議案乙第10号、議案甲第 1 号、 議案甲第 2 号、議案甲第 5 号、議案甲第 6 号 〔説明、質疑〕
第 2 日	3 月 4 日 (水)	市民環境部審査 議案乙第 4 号～議案乙第 6 号、 議案乙第10号～議案乙第12号、 議案甲第 3 号、議案甲第 7 号、議案甲第13号、 議案甲第14号 〔説明、質疑〕 報告（保険年金課・税務課） 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 鳥栖市税条例の一部を改正する条例について 〔報告、質疑〕

日 次	月 日	摘 要
第 3 日	3 月 6 日 (金)	現地視察 旧ごみ焼却施設（真木町） 自由討議 議案審査 議案乙第 4 号～議案乙第 6 号、 議案乙第10号～議案乙第12号、 議案甲第 1 号～議案甲第 7 号、 議案甲第13号、議案甲第14号 〔総括、採決〕

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 8 年 3 月 3 日付託〕

議案乙第 4 号	令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）	〔可決〕
議案乙第 5 号	令和 7 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	〔可決〕
議案乙第 6 号	令和 7 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〔可決〕
議案乙第 10 号	令和 8 年度鳥栖市一般会計予算	〔可決〕
議案乙第 11 号	令和 8 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算	〔可決〕
議案乙第 12 号	令和 8 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算	〔可決〕
議案甲第 1 号	鳥栖市防犯カメラの設置及び運用に関する条例	〔可決〕
議案甲第 2 号	鳥栖市公告式条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 3 号	鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 4 号	鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を 改正する条例	〔可決〕
議案甲第 5 号	鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 6 号	鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 7 号	鳥栖市税条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 13 号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 14 号	鳥栖市犬取締条例の一部を改正する条例	〔可決〕

〔令和 8 年 3 月 6 日 委員会議決〕

2 報 告

新鳥栖駅まちづくり検討調査業務について（駅周辺整備課）

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（保険年金課）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例について（税務課）

令和 8 年 3 月 3 日（火）

1 出席委員氏名

委員長	伊藤 克也
副委員長	牧瀬 昭子
委員	中村 直人
委員	上村 典子
委員	松隈 清之
委員	重松 忠
委員	池田 利幸
委員	古賀 秀樹

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長	松雪 努
政策部次長兼駅周辺整備課長	向井 道宣
政策部次長兼情報政策課長	山本 英規
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	田中 大介
総合政策課企画政策係長兼地方創生推進室地方創生係長	小柳 洋介
総合政策課課長補佐兼都市デザイン係長	中垣 秀隆
総合政策課企画政策係長兼地方創生推進室地方創生係長	小柳 洋介
総合政策課秘書係長	夏秋 真理子
駅周辺整備課課長補佐兼鳥栖駅周辺係長	木原 智範
駅周辺整備課課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長	山内 一哲
情報政策課課長補佐兼広報統計係長	徳渕 英樹
情報政策課DX推進係長	大塚 隆正
総務部長	小柳 秀和
総務部次長兼庁舎建設係長	古澤 哲也

総務課長 田中 秀信
総務課防災対策監 村上 敏章
総務課課長補佐兼庶務係長 斉藤 了介
総務課課長補佐兼文書法制係長 小森 敏幸
総務課課長補佐兼職員係長 長野 稚佐
総務課防災係長 前田 良介
財政課長 古賀 庸介
財政課課長補佐兼管財係長 西山 美沙
財政課財政係長 中山 和憲
契約管財課長 加藤 正彦
契約管財課課長補佐兼契約検査係長 眞子 寛盛
庁舎建設課庁舎建設係長 森田 智博
庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島 直茂
会計管理者兼出納室長 牛嶋 英彦
出納室室長補佐兼審査出納係長 高島 香織
議会事務局長 江下 剛
議会事務局庶務係長 小迫 義典
選挙管理委員会事務局長 三橋 和之
選挙管理委員会事務局次長 縄田 明久
監査委員事務局長 天野 昭子

市民環境部長 緒方 守

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口 晶子

5 日 程

政策部審査

議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第4号 鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正
する条例

〔説明、質疑〕

報告（駅周辺整備課）

新鳥栖駅まちづくり検討調査業務について

〔報告、質疑〕

総務部審査

議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第1号 鳥栖市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

議案甲第2号 鳥栖市公告式条例の一部を改正する条例

議案甲第5号 鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案甲第6号 鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

午前11時14分開会

伊藤克也委員長

ただいまから、令和8年3月定例会の総務常任委員会を開会いたします。

審査日程の決定

伊藤克也委員長

まず、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案6件、甲議案9件となっております。

審査日程につきましては、本日３日は政策部、総務部の順に関係議案の審査を行いたいと思います。４日は市民環境部の関係議案の審査を行いたいと思います。５日は休会、６日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。なお、政策部及び市民環境部から議案外の報告をお受けする予定としております。

また、現地視察につきましては後ほど副委員長から説明をいたします。

審査日程については以上の通り決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元の配付の通りと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

牧瀬昭子副委員長

それでは、御希望の場所などを本日３日火曜日の委員会終了までをお願いいたします。

なければ6日は現地視察を行わず、自由討議、総括、採決ということで御確認をお願いいたします。

以上です。

伊藤克也委員長

ありがとうございます。では、副委員長が今申した通り進めさせていただきたいと思いま
す。

鳥栖駅西広場使用料の決算見込みによるものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下をお願いいたします。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,516万1,000円の減につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

その下、新しい地方経済・生活環境創生交付金の決算見込みによる減額補正といたしましては、契約検査課で執行いたしました電子契約サービス導入事業、市民課で執行いたしました書かない窓口充実事業などの額の決定に伴うものでございます。

その下、デジタル基盤改革支援補助金の減額補正の主な要因といたしましては、標準準拠システム稼動延伸に伴い、令和7年度実施予定であった移行作業業務を一部令和8年度に行うこととしたためでございます。

その下、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、市民課が発行いたしますマイナンバーカードに記載する旧氏にふりがな表記を行うため、システム改修の経費に対する補助金でございます。

その下、マイナンバーカード交付事務費補助金の減額補正の主な要因といたしましては、市民課で任用しております会計年度任用職員の報酬及びマイナンバーカード交付に係る郵送費などの決算見込みに伴うものでございます。

3ページをお願いいたします。節5. 統計調査費委託金の減額補正につきましては、国勢調査委託金などを国の基幹統計調査などに係る委託金の額の確定に伴うものでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

続けて、4ページをお願いいたします。

款18. 財産収入、項2. 財産売却収入、目1. 不動産売却収入、節1. 土地売却収入8,392万8,000円につきましては、旧鳥栖駅西駐車場を売り払ったものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下でございます。

款19. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 総務費寄附金、節1. 総務管理費寄附金1,051万円につきましては、企業版ふるさと納税として4社から、まち・ひと・しごと創生包括連携協定を締結している2社から、それぞれ寄附金を受け入れたものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

款20. 繰入金、項2. 特別会計繰入金、項1. 国民健康保険特別会計繰入金、節1. 国民

健康保険特別会計繰入金につきましては、国民健康保険業務にかかる基幹系システムの運用経費でございます。

5 ページをお願いいたします。

款23. 市債、項 1. 市債、目 1. 総務債、節 1. 総務管理債につきましては、デジタル活用推進事業の決算見込みに伴うものでございます。

6 ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

目 3. 広報費、節 8. 旅費から節13. 使用料及び賃借料につきましては、決算見込みによるものでございます。

目 4. 情報管理費、節 8. 旅費及び節11. 役務費につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

節12. 委託料のうち情報システム改修委託料につきましては、標準準拠システム稼動延伸に伴いまして、令和 7 年度実施予定であった移行作業業務を一部令和 8 年度に行うこととしたこと、情報管理システム管理運営委託料につきましては、同じく標準準拠システム稼動延伸に伴いガバメントクラウド運用管理補助業務、標準準拠システムに係る運用支援業務及び保守業務が不要となったなどにより、減額補正するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

節13. 使用料及び賃借料のうち事務機借上料等につきましては、内部情報系端末賃貸借契約に係る入札残、システム利用料につきましては標準準拠システムの稼動延伸に伴い現行システムを使用することとなったために補正するものでございます。

節17. 備品購入費につきましては、基幹系システム及び内部情報系システムで使用する端末のモニターを購入するものでございます。

節18. 負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、目 9. 企画費について申し上げます。資料 8 ページをお願いいたします。

節22. 償還金、利子及び割引料75万円につきましては、令和 4 年度にさが暮らしスタート支援金を受給された方が支援金対象の要件を喪失されましたことに伴い、支援金の返還となりましたことに対する佐賀県の負担分について、県に返還するものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

9 ページをお願いいたします。

項 5. 統計調査費、目 1. 統計調査総務費、節 8. 旅費、節10. 需用費及び節11. 役務費、目 2. 基幹統計費、節 1. 報酬から節12. 委託料につきましては、決算見込みに伴う

ものでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

10ページをお願いいたします。

款 8. 土木費、項 4. 都市計画費、目 6. まちづくり推進費のうち、節 21. 補償、補填及び賠償金につきましては、駐車場管理違約金の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。繰越明許費について申し上げます。

款 8. 土木費、項 4. 都市計画費、事業名、鳥栖駅東短期施策検討事業につきましては、工期を延長する必要があるため繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わります。

伊藤克也委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

8 ページの節 22. 償還金、利子及び割引料、要は 75 万円ですね。

先ほど御説明いただいて、資格がなくなったのでっていうことですけど、これ具体的に内容を聞かせてもらえますか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

支援金対象就業先を 1 年未満で退職されましたことによって、資格を喪失されております。そのため全額返還ということになってございます。

この方がジョブナビに登録されている事業所に就職されたことにより支給要件を取得された方ございまして、そのジョブナビに掲載されている企業を退職され、別の企業に就職されたことにより資格を喪失されたと。

以上です。

池田利幸委員

そしたら、その方自体も 75 万円全額返金をされたっていうことですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

一括での返還が難しいということでございましたので、今、毎月分割で納付、返還をいただいているところでございます。

池田利幸委員

あと、すいません、歳入のところなんですけども、西駐車場の売買収入ですか、そこは収入の部分は前の説明で売買をやりますっていうことを聞いてたんで分かってるんですけど、御説明の際に、売って買いますっていう、売ると買うのと御説明をもらったと思うんです。

今回は売った部分だけが出てきてるんですけど、まだ買う部分は、売買は行ってないっていうことなんですか。それはやっぱり売買を、もし購入をした場合は、ここで上がってくるのか他のところで上がってくるのかってのは、どういうふうになるんですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

今回、購入する予算については現計予算、今年度の予算で購入するということになりますので、決算で出てくるかとは思いますが。

その契約の今の状況はどうなっているのかっていうことだと思いますけども、今、登記をしている状況ですので、鳥栖市の名義になった時点で相手方にその土地代をお支払いすると。それで、家屋については70%のお支払いをするということになっております。

以上です。

池田利幸委員

今、登記をしているところっていうことですけど、これって建物、もうもちろん建ってる部分ってあるんです。若干気になるのは、その建物は残すのか崩すのか。残したほうが使い道もあるんじゃないかなっていう気がしないでもないんですけど、その移した建物自体はもう崩して平地にされてしまう予定なのか、建物を何か利活用される予定なのかっていうのは、何か御検討がありますか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

建物については除却を考えています。除却するにもその新しい店舗ができないと引っ越しができませんので、新しい店舗ができた時点で移転していただいて、建物については除却していただくということでございます。

以上です。

池田利幸委員

それって除却をしなきゃならないっていうことになるんですか。あそこって、場所的にいい場所で、観光案内所とかで残すことも可能なのかなとか思いながら、すぐ使い道——あそこ取り崩して道路を広げますとか、そういう部分ですぐ使うならあれなんですけど、置いとくってなればもう建物ごと置いといて、いろんな使い道も考えられるんじゃないかなとは思いますが、いかがかなと思ひまして。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

今の建物の状況をお聞きすると、雨漏りもひどいということで、建物としてメンテナンスするにもお金もかかりますし、除却が最上だろうと思っております。

以上です。

池田利幸委員

いいです。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

松隈清之委員

先ほど、さが暮らしスタート支援金、別のところに仕事を移られたので返還されたっていうことなんですけど、それは、鳥栖からいなくなったってことですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

該当の方につきましては、引き続き鳥栖に在住でございます。

松隈清之委員

もちろん制度設計上、そういうふうになってるいるんだろうけど、大都市圏から来られた人なんですか。そういうわけではない。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

さが暮らしスタート支援事業につきましては、佐賀県外から、東京圏を除く方になります。

松隈清之委員

県外から佐賀県に、鳥栖に住んで、仕事で来ていただいているという目的からすると、仕事が変わっても——されてるんですけど——そういう返還があるのはわかった上で仕事を変えられたっていうことですよ、きっと。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

支給の御相談の時点で御説明しておりますことと、離職する前から相談をいただいた上で、御理解の上で離職をされているというところでございます。

以上です。

松隈清之委員

これが1年過ぎたら返還しなくていいけれども、それでも我慢できないって、仕事を変えりたかったっていうことですよ。

もちろん、制度設計上いろいろ要件ももちろんいるとは思いますが、引き続き鳥栖で仕事されてるということでございますので、今後もこういう事例、もしかしたらあるのかもしれないんで、ちょっとそこは何らか……、これ県だけ。（「はい」と呼ぶ者あり）県ともその要件については考えたほうがいいのかなっていうふうに、御意見をしたいと思います。

それと、先ほど西駐車場の用地売却の予算ありましたけど、じゃあこの駐車場の収入は、もともとどういう想定だったのか分からないんですけど、西広場の使用料はむしろ増えてるんですよ。ここを売った部分がこれなんですか。これは別のところ。鳥栖駅西広場……、これ広場か。この鳥栖駅周辺使用料の減額分が売った部分の減額になるんですか。売って使

わなくなったからということじゃないですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃる通りでございます、本年1月に閉鎖をいたしましたので、予算的には2月、3月分を見込んでいた部分について減額しているということでございます。

松隈清之委員

はい、分かりました。

伊藤克也委員長

ほかにありませんか。

中村直人委員

一つ目はですね、物価高騰対応重点の国庫補助金1億2,773万1,000円の減額ですけども、これは政策部で受けて、各課にやると思いますが、年度内に使い切らなかったということかもしれませんが、物価高の臨時交付金を使い切れなかったっていうのか、それともこの対策、国から来るのが遅かったんで使い切れなくて繰越明許をしているのか。それぞれの課に分配しているんだろうと思いますけれども、こういった理由でこれだけ、9,516万1,000円が減額補正されているのか、その内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、全国大会の開催補助があったと思うんですが、概要説明でいうと8ページ。全国大会の開催補助が72万9,000円減額されております。この内容について。最高は30万円払ったり、20万円、10万円とかあると思うんですけど、30都府県を呼んでする場合は、使用料で30万円減額するとか、15ぐらいだったら20万円、四、五県だったら10万円とか、施設の使用料の減額になると思うんですよ。270万円されておりますけれども、これの対価ですね、実績。Aランクで幾つあったのか、Bランクで幾つあったのか、Cランクで幾つあったのか、それをお願いしたいと思います。

また、当初予算にもこれ出てきますので、そういった面で、こういう開催っていうのは大変重要ですけども、もう少し、そういった幅広く呼び込みかけたほうがいいんじゃないかという気がしますし、市政70周年でちょっといろんなことがあったけれども、そういったものを契機にですね、やはり鳥栖市を売り込むということであればそういったものをしながら、新年度予算でまたちょっと違う意味での補助金が出てきてるんだけど、やはりもっとこれに対する補助金の交付申請のあり方だとか、この大会開催要項についてのいろんなシステム、こういったものをやはりきちんと知らせるべきじゃないかと思うんです。知ってる人は知ってるかもしれないけど知らない人は全然知らない。こういったことをしたらいいかわからない。それじゃ困りますので、やはりきちんとしたものがですね、提示されるようなことをしたほうがいいと思いますので、そこら辺の内容についてお願いしたいと思います。

まず、歳入の減額から申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の決算見込みによる減額9,516万1,000円につきましては、定額減税調整給付金——地域福祉課で実施いたしましたが——の対象分でございます。当初予算につきましては、国から提供された算定ツールを基に対象者の人数と給付額の見込みを行い、余裕を持って……というところとちょっとニュアンスがあれですけど、足りないといけないものですから、国の算定ツールの計算により予算を確保しておりました。

その後、判明いたしました実対象者数と給付額が、その予算内で収まりましたものですから、その差額が9,500万円という形で減額となったものでございます。期間が短かったからとか、繰り越したということではなく、純粋に実使用額の確定により減額補正したものでございます。

次に、全国大会等開催補助金の減額でございますが、実績といたしましては大規模イベントが2件、中規模イベントが8件、小規模イベントが4件、合計14件でございました。

それぞれ交付限度額を設けておりますが、公共施設を利用するケースが多かったのかなというふうに分析しておりますけれども、公共施設を利用する場合、例えば施設使用料を上限としております関係上、そこまでの施設使用料がかからないケースが多い関係で、満額使われるケースがなかなかなかったというところでございます。

周知のあり方でございますけれども、今まで鳥栖で開催したことがない方に、こういう補助金を契機といたしまして、鳥栖で開催していただくようになるという、ゼロから1につなげるような制度と思っておりますので、ホームページ等含めて、広く市外のイベントを含めて、訴求していきたいと、PRしていきたいというふうには考えております。市内でイベントをされている方等につきましても、スポーツ振興課、文化芸術振興課含めて、今後も周知のほうを注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

よろしいですか。はい。ありがとうございます。ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは質疑を終わります。



20

新鳥栖駅まちづくり検討調査業務について

伊藤克也委員長

ここで議案外の報告がありますので、これをお受けいたします。

資料は書記からタブレットに送信をいたします。

それでは、報告をお願いします。向井次長。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

それでは、議案外の報告でございます。

当初予算のほうも関連するものでございますので、この新鳥栖駅東側まちづくり検討調査業務の結果について、御報告を申し上げます。

山内一哲駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長

それでは説明にまいります。

資料の説明の前に、まず概要のほうの説明をいたします。

駅周辺整備課では、新鳥栖駅周辺において鳥栖市都市計画マスタープランに位置づける広域交流拠点としての開発誘導を目指しております。新鳥栖駅の西側では駅の開業時に一定規模の土地区画整理事業が完了しておりますが、東側は都市的土地利用が進んでいない状況です。

本年度、新鳥栖駅東側まちづくり検討調査業務を実施し、駅東側のポテンシャルについての検討調査を行ってまいりました。また、調査結果につきましては、最低限の整備水準を確保する手法ではなく、地区全体を対象とする面的整備が望ましいとの検討結果から、区画整理を基本として考えております。地権者や地元に対しての意向確認や説明会についてはこれから行うこととしておりますので、確定した計画ではございません。

それでは資料についての説明をいたします。2ページ目をお願いいたします。

整備対象となるエリアは、①要整備地区の設定で、黄色の線で示しています。新鳥栖駅東側の約13ヘクタールの土地になります。

整備手法については、②整備手法の選定で、新鳥栖駅東側については広域的要素が高い地区となっており、新幹線駅を中心とした一体的なまちづくりを目指すには、最低限の整備水準を確保する手法ではなく、地区全体を対象とする面的整備が望ましいとの検討結果から、土地区画整理事業を基本として考えております。

右のゾーニング図を御参照ください。新鳥栖駅東側に南北の幹線道路を配置し、黄色が住居ゾーン、ピンク色が商業ゾーン、緑色が公園、調整池などを配置する案となっております。今回のゾーニング図を基に、地権者や地元や関係機関等との協議を行い、最終的な整備手法

や開発計画を決めていくこととなります。協議の内容及びその結果次第では整備手法やスケジュールの変更について、再度検討を行う必要性がありますので、まだ確定したものではないです。

次に、3ページをお願いします。

こちらが事業スケジュールの案となっております。こちらで示しているスケジュールは、土地区画整理事業を前提としたスケジュールとなっております。今後、代表者等地元調整を行い、来年度より意向調査、地元説明会、地権者説明会を行いまして、具体的な事業区域の検討を行うこととしております。

令和9年度より区画整理設計・協議・事業計画を行うこととしており、予定通り進めば令和14年度には事業開始となります。それに合わせて都市計画決定等の手続きに進みたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、地元地権者との協議の結果次第で、整備手法やスケジュールについては変更となりますので御了承ください。

以上、簡単ですが御報告とさせていただきます。

伊藤克也委員長

ありがとうございました。

この際ですので、委員より確認しておきたいことなどがございましたらお受けをいたします。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

結構、ゾーニング案とかでも、住宅ゾーンとか商業ゾーンとか、ずっと発展していくような図を描いていただいているんですけど、ここ、今、既存で市街化調整区域です。もともと地区計画制度から土地利用とかも考えられたところってありますけど、ここまでゾーニング、でき上がったときには、結構鳥栖市の中でも都市化をするような形にでき上がっていくと思うんですね。なので、今、前から結構問題になっている調整区域にするのか、市街化区域にするのかとか、そういう部分、最終的にでき上がった際には、ここは市街化区域編入を考えていくのか、それとも調整区域のまま置くのかっていうのはどういうふう考えられているんですか。

この地区計画制度を使っていくと、市街化区域に編入できるのかどうなのかなって思いながら、その辺の考えを最終的に、今、検討されてる中でどういう検討になるのかなっていうのを教えていただいてよろしいですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

地区計画制度での整備で限定的というよりも、全体を区画整理事業で区画整理法に基づく区画整理でやるとするのが望ましいのではないかとこの結果ですので、当然関係各課と関係団体との協議も必要でしょうけど、基本は市街化区域編入っていうのが通常、区画整理では捉えております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

僕もここ、市街化区域編入が望ましいんだろうと。土地の価格等も含め価値を考えると、そうだろうと思うんですけど、これを、ここで聞いていいのかどうかちょっと分かんないんですけど、間のところに調整区域が残る——残るっていうか、一部来てる蔵上町とか、その辺は調整区域だったりとか……、すいません、この図とは関係ないんで関連しないのかもしれないんですけど、どんと新しくこう市街化区域のところでできて、その市街化区域と市街化区域の間に調整区域が残るような形にならないかな、どうなのかなって思いながら、そのとき、都市計画として考えたら間のところも市街化への編入とかを考えていったらいいんじゃないのかなって思いながら、すいません。この話とちょっと若干外れてしまってるような気がするんですけども。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

私の立場でお答えしていいのかどうか分かりませんが、通常の都市計画の考え方で申し上げますと、飛び地、囲み地については、市街化区域には属しないと。飛び地、囲み地にならないように、通常は都市計画の決定をしていくということになりますので、仮に飛び地で都市計画の市街化区域を編入するとなると50ヘクタール以上のまとまった土地とか、そのようないろんな条件がございますので、おっしゃる通り、地形、地物の中で、その調整区域を囲ってしまうような市街化区域にはならないように配慮が必要だろうというのが一般的な都市計画の考え方でございます。

以上です。

伊藤克也委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

すいません。資料のほうありがとうございます。

資料の、この画面の中でちょっと見えないところがあるので、そこをまず説明をお願いしたいんです。

この一番最初の上の左端の1の、このブルーのところは黄色で、先ほどおっしゃった、ここが13ヘクタールと書いてある、その上は何て書いてあるのがちょっと見えないので。あ

と赤の枠のところですね、これも何て書いてあるのかちょっと見えないので。

これがまず1個と、あと右の2のゾーニング図の作成の、このピンクのこの矢印がこうなっていたり、灰色で矢印がこうなってるんですけど、これはどういうことを示してるのかっていうのがちょっと分からなかったもので、教えてもらえませんか。

山内一哲駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長

まず、整備手法の選定のところに書いてる航空写真の、赤く囲まれてる箇所を言われてあるかと思うんですけども、ここにつきましては、今回の新鳥栖駅東側の——黄色の囲みの部分ですね——13ヘクタールを整備する過程の中で、赤の部分については実際に現地調査を行いまして、調査を行った地区となります。ブルーについては、ここは川、河川……（「文字が開いて文字が読めない」と呼ぶ者あり）（「資料もらっとるけどさ、拡大、拡大するとつぶれて見えなくなる。そういうこと」と呼ぶ者あり）（「紙は見える」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

伊藤克也委員長

口頭で言ってもらいましょうか。

確認していただければそれで良いと思いますので、よかですか。

やけてる分だけ口頭でば言っていただければいいと思います。上の方から、じゃあ。上の三つの中の、左からいきましょうか。

山内一哲駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長

赤が調査地区で、約31ヘクタールになります。

黄色の分が整備対象地区区域となってます、ここが13ヘクタールになります。

伊藤克也委員長

四角で書いてある上から左から行きます。（「四角で上に3つ並んでるやつ。名称が載ってるやつ」と呼ぶ者あり）

山内一哲駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長

まず、四角の左側の方がコスモスの新鳥栖駅です。川久保線沿いの左側に入ってる、書いてあるところがジョイフルの佐賀鳥栖店で、その右側がウエルシアの鳥栖蔵上店になります。下のほうにパーク・アンド・ライドの駐車場、その新幹線の線、線路を跨いだところ、パーク・アンド・ライド駐車場ということで、新鳥栖駅の黄色の範囲の白い線が、横が約300メートル、縦が約450メートルと記載をしております。

それから、あとゾーニング図のこの矢印の部分ですね、まず、この黄色の横の、航空写真の黄色の枠内についてるピンク色というか紫色の線につきましては、今度新しく整備をいたします幹線道路を予定しております。蔵上の南の交差点から新鳥栖駅の東側に入ってきました

て、そこ南下していきますと新鳥栖駅のほうに、駅前広場のほうに行く。その途中からは、色がグレーの色になってますけれども、新鳥栖駅の西側に続く道につながると。その道につきましては、もともとの蔵上の南の交差点のほうから来た道につきましては、在来線を越してまたグレーの道につながりますので、そちらは34号線のほうにつながります。

伊藤克也委員長

よろしいですか。（「はい、分かりました。ありがとうございました。」と呼ぶ者あり）
ほか、ございますか。

松隈清之委員

すいません、ちょっと説明聞き漏らしてたかもしないですけど、整備手法の比較検討がされてるんですけど、これはただ載せてあるだけですかね、今の段階では。

比較検討されてる部分あるじゃないですか、組合と公共団体施行なのか、民間事業者施行なのかっていう。ここは、今のところは、どっちがどうということを考え方としては持っていないってことですか。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

おっしゃる通りでございまして、区画整理を事業手法として進めていく場合には、個人施行、組合施行、国公共団体施行、さらにはその組合施行でもその業務委託方式とかいろんな方法がございますので、そこについてはまだ検討中でございます。

以上です。

松隈清之委員

もちろん面的整備が望ましいというのは、考え方としては同じなんですけど、単に土地区画整理事業やっても本当に面しかできなくて、上物に関しては基本的に、よっぽど市が先に用地を取得して、公共用地を取得して、そのあとの換地で何か誘導したい用地を積極的に取りに行くとかなければですよ、土地所有者の換地で何が建つかもう全然コントロールできないわけですよ。

だから、その道路の区画とかは、もちろん面的につくれるんですけど、そのあとのまちづくりに対する関与度が大分低いわけですよ、単に土地区画整理だけすると。

だから、そこは何らかそのあとのまちづくりをどう誘導していくかも含めて、関与できるような仕組みのほうで整備をしていただきたいなというふうに苦言を申し上げておきます。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

牧瀬昭子委員

先ほどのゾーニング図の作成のところで言えば、どのあたりに何が、この見通しとして構

想段階に入ってるのかっていうのをちょっと知りたいんです。

例えばですが、住宅ゾーンの中の何軒分ぐらい、何世帯分ぐらいを見越して、見通しているのか。高層マンションなのかも戸建てで作っていくのか、それによってもやっぱり、小学校とか中学校、幼稚園、保育園とかその他の公共施設とかが今後必要になってくると思うんですけど、そのあたりは8年以降、スケジュール感ですね、そのあたりりはどんなふう考えてるのかっていうのを教えてもらいたいと思います。

山内一哲駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長

まず、住居等につきましては、マンション、アパート、戸建などの住居の施設を考えており、商業ゾーンにつきましては、複合ビルや店舗、沿道サービスなどを想定をしておるところでございます。

牧瀬昭子委員

ということは、これからなので事業者の方がどういったものを持って来られるか次第で、何軒分かっていうのはかなり差が出てくるということで、そこまでの規制といいますか、これぐらいでお願いしますなのか、これ以上はやっぱり作りましようとか、そのあたりの全体像みたいなものっていうところが、鳥栖市のほうで、想定がどこら辺の時点でされるのか、そのあたりを教えてもらえますか。

松雪努政策部長

このゾーニングが今できたばかりですので、当然今から考えていく、またその前に、地元の地権者の方々の意向というところもございますし、先ほど松隈議員おっしゃっていただいたように、当然高度利用っていうところも踏まえた上で事業者の募集とか、その辺りになってくるのかなっていうふうに思ってますので、まだこれからですっていうのが答えです。

牧瀬昭子委員

これからですということで、やはりまちづくりは地権者の方ももちろんそうなんですが、周辺、周りに住む方もそうですし、あと市全体でこのあたりをどうしていきましようかっていうのをちょっと話し合う場みたいなのを、ぜひ今後検討していただきたいなと御要望だけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

伊藤克也委員長

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案外の報告を終わります。

学校給食費臨時支援事業をはじめ、国の交付金活用事業分の受入れに伴うものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

その下、デジタル基盤改革支援補助金8,751万8,000円につきましては、自治体情報システムの標準化・共通化の経費に対する補助金でございます。

その下、マイナンバーカード交付事務費補助金3,249万7,000円につきましては、市民課が行うマイナンバーカード交付事務に要する経費の補助金でございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

その下、目4．土木費国庫補助金、節3．都市計画費国庫補助金5,900万円につきましては、社会資本整備総合交付金でございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

3ページをお願いいたします。

款16．県支出金、項3．委託金、目1．総務費県委託金、節1．総務管理費委託金中、説明欄上段の県広報紙配布委託金325万円につきましては、県広報紙、県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

節5．統計調査費委託金319万2,000円につきましては、令和8年度実施する学校基本調査、統計調査員確保対策事業及び経済センサスに係る委託金でございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

4ページをお願いいたします。

款19．繰入金、項1．基金繰入金、目8．都市開発基金繰入金、節1．都市開発基金繰入金500万円につきましては、鳥栖駅周辺短期施策設計等の委託料として繰り入れるものでございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

款21．諸収入、項6．雑入、目4．雑入、節4．雑入につきましては、ホームページ広告収入から光熱水費雑入について、それぞれ年間見込み額を計上いたしております。

款22．市債、項1．市債、目1．総務債、節1．総務管理債の説明欄上段、デジタル活用推進事業につきましては、総務課の防犯カメラ設置事業などに要する経費を起債するものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その下、先行取得用地購入事業9,100万円につきましては、後ほど歳出で御説明いたしますが、都市開発公社により先行取得された長期保有している土地について、財政健全化を目的として順次買戻しを行う事業に関する財源とするものでございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

目 5. 土木債、節 3. 都市計画債5,310万円につきましては、鳥栖駅周辺短期施策設計委託料として、財源とするものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

資料 5 ページを御覧ください。次に、歳出について申し上げます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 2. 秘書費につきましては、秘書業務を行うに当たりましての経常的な経費でございます。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

6 ページをお願いいたします。

目 3. 広報費の主なものについて申し上げます。

節 1. 報酬、節 3. 職員手当等につきましては、情報政策課で任用しております会計年度任用職員に係る人件費でございます。

節10. 需用費につきましては、市報とすの印刷に要する経費が主なものでございます。

節12. 委託料につきましては、毎月第 3 週の日曜日から土曜日まで、1 日 5 回放送しております市政等に関する情報番組、テレビ広報とすの収録、放送に係る経費が主なものでございます。

節13. 使用料及び賃借料につきましては、市ホームページのサーバーシステムの使用料が主なものでございます。

7 ページをお願いいたします。

目 4. 情報管理費の主なものについて申し上げます。

節10. 需用費につきましては、情報関連機器のプリンターのトナーなどの消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものでございます。

節11. 役務費につきましては、庁外施設とのネットワーク通信料、インターネット接続料が主なものでございます。

節12. 委託料のうち情報システム改修委託料につきましては、基幹系システムの標準化移行業務、システム利用料につきましては帳票出力、アウトソーシングを含む基幹系システム管理運営業務及び市民ポータル運用保守業務が主なものでございます。

節13. 使用料及び賃借料のうち、事務機借上料等につきましては基幹系システム及び内部情報系システムの端末やプリンター、ネットワーク機器、L G W A N 等の無線環境機器、ネットワーク強化関連機器などの賃借料、システム使用料につきましては基幹系システム、内部情報系システムの使用料が主なものでございます。なお、基幹系システムの標準準拠システムの稼働時期につきましては、現時点におきまして、本年 7 月を予定しているところでございます。

節18. 負担金、補助及び交付金につきましては、県や県内市町等を結ぶ県公共ネットワークの運用に要する負担金のほか、県及び県内市町で共同利用しておりますセキュリティクラウドシステムの負担金、自治体中間サーバープラットフォーム運用保守経費に係る地方公共団体システム機構への交付金が主なものでございます。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

8ページを御覧ください。

目9. 企画費について、主なものを申し上げます。

節16. 公有財産購入費1億3,844万6,000円につきましては、先ほど歳入で申し上げました都市開発公社により先行取得された土地のうち、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備用地と北部丘陵新設中学校用地の一部を買い戻すものでございます。

その下、節18. 負担金、補助及び交付金のうち、上から2つ目の鳥栖駅東賑わい創出事業負担金1,000万円につきましては、資料の11ページを御覧ください。昨年に引き続き2回目となりますトスネスティバルを開催するための負担金でございます。昨年開催いたしました知見を踏まえ、さらなる認知の向上と、鳥栖駅東地区にとどまらず市全域、ひいては佐賀県の玄関口としての魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、節18の一番下、リトルシニア中学硬式野球全国大会開催補助金100万円につきましては、資料の12ページを御覧ください。

令和8年7月下旬にかけまして、本市を主たる会場とするかつてない規模の大会が開催されますことを受け、交流人口の拡大やシティーセールスの観点から補助を行うものでございます。主催者は一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会でございます、日本全国はもとより、台湾から男子64チーム、女子10チームが出場される見込みとなっております。

企画費関係分につきましては、以上となります。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

9ページをお願いいたします。

項5. 統計調査費、目1. 統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節2. 給料、節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、統計担当職員2名分に係る人件費でございます。

次に、目2. 基幹統計費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、令和8年度に行います経済センサス活動調査に係る調査員等の報酬でございます。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

10ページをお願いいたします。

款 8. 土木費、項 4. 都市計画費、目 6. まちづくり推進費の節 12. 委託料につきましては、主要事項説明で御説明いたします。13 ページ、14 ページでございます。まず、13 ページをお願いいたします。

事業名、鳥栖駅周辺整備事業。目的といたしましては、鳥栖駅等の鉄道で分断されている中心市街地の東西連携の設計取組として、まずは鳥栖駅東の利便性向上などを目的とした短期施策の実現に向けた設計を行うものでございます。事業内容といたしましては、鳥栖駅東短期施策東口の設置のための実施設計並びに鳥栖駅東バス待ち環境施設基本設計などのために、1 億1,800 万円を計上しております。

14 ページをお願いいたします。

事業名、新鳥栖駅周辺整備事業。事業の内容といたしましては、今年度、先ほど議案外で御説明いたしました業務をさらにブラッシュアップしていくための土地権利調査並びに地権者の意向調査などを行うものとして、800 万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

伊藤克也委員長

御説明ありがとうございました。

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

2 ページをお願いします。2 ページの款 15 の一番上、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金。これ御説明のときに学校給食の無償化に対してっていう部分での受入れっていうふうに言われてたと思うんですけども、これすべてがそれに当たるのか。国、5,200 円を基準にっていう部分だと思うんですけど、となったときにこれの内訳っていうか、どういうふうになってる受入れになるのかっていうのを、まず教えていただいてもよろしいですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

この 1 億241 万8,000 円の内訳でございますが、食の自立利用者支援事業、高齢者の配食サービスに係る食材料費の増額相当分を受託事業者に補助するものでございますが、そちらが144 万1,000 円。保育所等給食費臨時支援事業の保育所の給食費の保護者負担分を据え置くものでございます。こちらが327 万9,000 円。学校給食費臨時支援事業といたしまして、中学校給食費無償化分に充当いたします予算が8,328 万円。学校給食費臨時支援事業、そして、もう一つが小学校給食費の5,200 円と本市の給食費の差額部分、本市が負担する部分につきまして、1,441 万8,000 円を充当する予定としておりまして、合計して 1 億241 万8,000 円でございます。

池田利幸委員

これは、事前の勉強会の中で、ポイントか何かで説明をもらって、2月の臨時会のときに、3月のときにやりますよって言った部分の積上げがここに載ってきてるっていうことになるんですか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

2月の臨時会の時点につきましては、中学校給食費の無償化がその時まで想定されておりませんで、その中学校給食費の物価高騰に対応する部分などを計上しておりましたが、その後の検討の中で中学校給食費の無償化が当初予算の事業となりましたので、給食費関係の部分については組み替えを行っております。学校給食費以外の部分につきましては、2月の臨時会で御説明したとおりの事業となっております。

池田利幸委員

じゃあ、これはその部分で5,200円を掛けるっていうのはここには入ってない部分ということでもいいんですね。ありがとうございます。

すいません、そのまま引き続きいいですか。

8ページの土地の先行取得の部分、節16. 公有財産購入費のところですね。勝尾城のところのっていうような御説明をもらってたと思うんですけど、歳入で入れた部分と出す部分の金額っていうのが違うと思うんですけど、その理由が何なのかっていう部分と、歳入の部分では、順次購入して戻していきますっていうふうに言われていると思うんですけど、公社にずっと置いておくわけにもいかないでしょうし、その部分で戻していく順番っていうか、そういうのはどういう決め方っていうか、前から買ってる部分もあろうし、後から買った部分もあるんだろうけども、何か戻す優先順位とかそういう部分があるのかどうなのか。なくて、その使用目的が出たから買い戻しているのかとかじゃ多分ないと思うんですけど、買い戻す順番の決め方とかがどうなってるのかを教えてくださいませんか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

歳入が9,100万円で歳出が1億3,800万円っていう部分につきましては、財源という部分につきましては、今年度財政課において有利な起債を活用するめどが立ったというところで、総額の一部について財源を検討されたものと聞いております。

買戻しの順番でございますが、現状、国との約束の中で、年間2億円をめどに買戻しを行うということで財政健全化を図っている最中でございますけれども、この2億円になるような形で組み合わせをして、当初は議員がおっしゃるように、活用目的ができたところから買い戻していったりとかっていう時期もあるんですが、財政健全化を目的に買い戻すということになりましたので、組み合わせやすさとかっていうことで買戻しの順番を決めております

ので、買戻しの優先順位があるということではございません。

以上です。

池田利幸委員

まだ結構公社に残してる土地で、購入して戻していくっていうのはかなりあるっていうことですね。ここで聞くのか、契約管財課で聞くのか分かんないんですけど。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

あと五、六年ぐらいは買戻し完了までは時間がかかるころかなと思っております。

以上です。

池田利幸委員

すいません。最後、13ページお願いします。

鳥栖駅周辺整備事業の短期政策の部分の事業内容の鳥栖駅周辺短期政策設計等委託料で出ている部分の実施設計、この辺はもうＪＲでっていうことでよろしかったですね。

向井道宣政策部次長兼駅周辺整備課長

今、事前協議を行っておりますけど、鉄道施設に関わるものということで、ＪＲ九州に委託するようになると考えています。

以上です。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

中村直人委員

それじゃ、数点お伺いしたいと思いますが、まず歳入について。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が１億241万8,000円出しておられますが、令和7年度決算的に見ると、８億円からの予算になっていたと思いますけれども、国の新年度予算はまだ今審議中ですので、それが決定してからになるかもわからないんですけども、一応考え方としては、前年度並みのことはお願いをしたいと思ってるのかどうなのか。そうしないと今の物価高騰に追いついていないと思うんで、もう少し上乗せして要求したいのか、そこら辺の考え方について１点お伺いしておきます。後はまた後で質問します。

松雪努政策部長

この間の臨時議会、そして今回のこの当初予算案は、国の補正予算で措置をしているものでございます。議員おっしゃるように当初予算まだ決まっておりませんが、市長の説明もございましたように、補正と当初を一体的に予算編成するという国の考え方がございますので、幾ばくか、また追加の交付金はあるものというふうに考えております。

以上です。

中村直人委員

それで、今、大変厳しい状況の中ですので、政府もこの物価高騰の対策はしっかりやりたいということを言ってますので、やはり今日の現状を確認して、きちんとしたものを提示しながら、補助金などについても申請するということをお願いしておきたいと思います。

それから歳出についてですが、まず、地域おこし協力隊支援事業。今回も1,100万円を出されておりますけれども、令和7年も1,100万円から出されておりました。その実績に基づいて、またやられてるだろうとは思いますが、昨年度、この関係でこういったことをやって、こういったことがメリットとしてあったのか、それからまた今後、課題として何があったのか、そういった検証をしながら、令和8年度の予算もつけてあると思いますので、その経過について、お願いしたいと思います。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

地域おこし協力隊、前年度同額で1,100万円を計上しております。こちら、ただいまサガンドリームスとSAGA久光スプリングスにそれぞれ1名ずつの、企業委託型の地域おこし協力隊員を1名ずつ配置をしております、令和8年度が2年目を予定しております。この制度につきましては、最長3年ということで計画されてるものでございまして、その2年目ということです。

地域おこし協力隊を配置しまして、どのような効果が1年目であったかということでございますけれども、まず、それぞれのプロスポーツチームと地域との連携ですとか、近隣自治体との連携ですとかっていう業務に従事していただいております。また、観戦日記的な、試合の生の情報を市報に寄稿いただくということもしていただいておりますので、臨場感のある観戦結果、試合結果的なものを、広報誌に掲載する原稿執筆なども行っていると思います。

そういう形で本市にはプロスポーツチームが2つあるという特性がございますので、それぞれのプロスポーツチームと地域とをつなぐ役割について、地域おこし協力隊員の知見を活用していきたいと考えております。

以上です。

中村直人委員

ありがとうございました。

それで、一つにはそれも関係するかなと思うんやけれども、鳥栖駅東にぎわい創出事業。昨年から始めて県もやって一緒になって3,500万円ぐらい使ったかな、今回もまた1,000万円を出してって、昨年と同様みたいな感じですけども、これもやはりプロスポーツチームなどを活用した対策とかも含まれておりますけれども、この昨年やられた賑わい創出、4日間

ぐらいだったと思うが、ちょっと雨にもたたられたと思いますけれども、その費用効果についてどのように検証されているのかをお願いしたいと思います。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

昨年10月に開催いたしましたネスティバルでございますけれども、イベント期間中、携帯電話の位置情報等を活用いたしまして、人の動きを解析しておりますけれども、約8万人ぐらい、七万八千何がしぐらいのイベント利用者の来場が推測されているところでございます。また、有名な音楽DJといたしますか、音楽関係者等も招聘し、ステージイベントを開催しておりますけれども、そういったことを見るために、初めて鳥栖に来たという方も相当数いらっしゃったというふうに聞いております。

昨年度初めて開催をいたしまして、1回でやめるのは少しもったいないなっていうのが率直に思っているところでございますので、これを恒久的に続けていこうとまでは現在想定はしておりませんが、少なくとも令和8年度2回目については続けていきたいということで、予算は計上しているところです。

なお、昨年初めて開催しまして、いくつか課題、問題含めて経験したところでございますので、来年度開催するに当たりましては、鳥栖市内の事業者がもっと出店とか参加とかしやすいような仕掛け等も含めて織り込んでいきたい。また、県と共同でやっておりますので、県内の様々な事業者、飲食店含めて事業者が、県の玄関口である鳥栖に出店する際のそういう働きかけ等も含めて、昨年度ちょっと出店が弱かったなあという反省はございますので、そういう出店も強化していくなどして、1年目を上回る効果を上げていきたいというものでございます。

以上です。

中村直人委員

分かりました。

それで、時期的にいつぐらいを計画されてるのか、お願いしたいと思います。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

昨年は行楽シーズンということで10月の開催をいたしましたが、御案内にありましたとおり雨にたたられた部分もございまして、10月という時期がまだ激甚的な豪雨の時期にもなってきたかなというところもございまして、来年度開催するに当たりましてはその時期も含めてということになってくるかと思っておりますけれども、サガン鳥栖もちょっと変則シーズンでございますし、試合とかぶらないような配慮をするかしないかっていうところも考える中で、準備期間等もございまして、年度後半ということにはなろうと思っておりますけれども、昨年が10月でしたが、10月にはこだわらず、開催時期については今後の詳細に詰め

ていきたいと考えております。

以上です。

中村直人委員

10月になりますと、特に僕が関係するスポーツ関係は、ずっとこのシーズンなんですね、県民スポーツ大会を含めて。今回Ｊリーグも９月からスタートするわけですよね。ですから、そうしてくるといろんなことがかぶると、どうしても参加者も少なくなるし、ですから、もう少しそういった検討は十分していただきたいのと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、次は全国大会の開催補助金がまた270万円出ておりますけれども、これも昨年同様、23件分という、昨年、令和７年度は23件分ぐらい予定をしているという話を聞いたんですけれども、今年もそれだけぐらいを予定をされているのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

全国大会開催補助金でございますが、全てのイベントが補助基準額満額を使い切るわけではないというところでもございますので、イベント本数としましては、より積み増していきたいと考えております。

なお、今までの制度が施設使用料に限定した補助スキームとなっておりますが、要綱の改正をいたしまして、諸費用といいますか、体育館でいいますとエアコン代、野球場でいいますと電光掲示板の使用料、当然、大会等を開催するに当たっては必要となる経費かと思っておりますので、そういう関連経費についても、必要なものについては補助対象とする方向で拡充を図ることとしております。

そういった件数は増やしたい、補助額についても積み増したいということで考えておりますけれども、現状、総額といたしましては前年同額ぐらいで収まるのではないかなというところで予算計上しているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

今してるのは、施設使用料の10分の10なんですよ。ですから、それに付随するものがいっぱいあると思うんですよ。それから、特に久光のサロンパスアリーナを借りたいっていう人もおるかも分からない。しかし、これはうちの施設じゃないもんだから、ですから、そういうところにもある程度の補助はしますよというのは、やっぱり少し緩和したような形で要綱もつくられたほうがいいかなと思いますので、今後十分お願いしたいと思います。

それとリトルの関係ですけれども、今回100万円を出されておりますけれども、やはりこ

の開催については補助申請、大会要項とかが出るだろうと思っておりますけれども、このあたりは出ておりますか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

開催に向けて主催者と今、協議を進めているところでございますけれども、詳細な大会要項等についてはまだ発出されてないというところでございます。

以上です。

中村直人委員

補助申請については大変厳しい面が、今まで我々もいろんなことをやってきたんですけれどもある程度制約させられたりしているところがありますので、これからということよりも、本来であればこのする時点で出ておるのが筋だとは思いますが、詳細についてはこれから進めるということでもありますけれども、やはりきちんとしたものをやっていかないと、これには柔軟にやります、これには厳しくやります、これじゃ不公平感を生んだらいけませんので、十分そこら辺は対応をよろしく願いしておきたいと思います。

私からは以上です。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

松隈清之委員

7ページ。今、情報センター、そこですよ。情報センターは一応庁舎とは別なのでクラウドというふうになってるんですけど、今、情報センターの今後も含めて、その情報センターでやっていくのかってということについて確認なんですけど、今のその建物っていうのは、耐震のレベルとかってというのがどうなっているのか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

情報センターにつきましては、耐震工事等を実施しておりますので、基準を満たしている状況でございます。

松隈清之委員

耐震を満たしているってということなんですけど、要は庁舎から別のところにあるっていう意味では、でも、同じ、ほぼ近くにあるわけですよ。何かあったときのリスクヘッジとしては別の場所にあるほうが、いろんな災害のときも含めて、リスクヘッジとして別の場所で作るっていう考え方もあると思うんですね。

一つは維持管理にかかる経費、電気代は支出もあるけどもらってもいるみたいなところがあるんですけど、実際、今のその情報センターを使ってやっていくことと、別の場所のサーバーを借りて運用していくやつっていうのはどちらのほうが運用コストとか、リスクヘッ

ジの観点から、望ましいのかなっていうのの見解をちょっと求めておきたいと思うんですけど。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

リスクヘッジの観点から申しますと、委員がおっしゃられるように、民間のデータセンターを活用したほうがよいという認識でいるところでございます。

試算レベルであったと思うんですけど、一回、現状のあそこの情報センターには今現在の内部情報系のサーバーと置いていますけれども、それを民間のデータセンターに移設した場合の費用等を算中の概算でちょっとベンダーに聞いたところ、今の運用経費よりもちょっと高額になった部分がございます、今回、まだ現時点では内部情報系のサーバーは情報センターに設置して運用しているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

どれくらいのコスト差があるのか分からないんですけど、今、特に言われてるのはそのセキュリティの問題で考えたときに、やはり民間のサーバーのほうがセキュリティが非常に強固であるってところはやっぱり否めないというふうに思うので、どれくらいの価格差があるかどうかは分かりませんが、今後一たび情報の流出が起きたときの損害っていうのはまあまあ大きいということもありますんで、そのリスクも、あるいは災害リスクも含めて、また御検討いただければなっていうふうに思います。

それとよく最近言われることでありますし、情報化っていうかDXっていうのは今進められておりますし、その中でRPAに関しては少しずつ今進められているということだろうと思うんですけども、よく言われてる生成AIについての活用で、多分その試行的にやっているとところは自治体の中でもあるんですけども、ただ何ができるか分からないと活用の仕方が分からないっていうのがどうしてもあると思うんですよ。だから、このRPAのときもそうだったんですけども、自分のところでどういう活用ができるのかっていうことに関して、職員にそういう研修なり、そのAIに対する理解を深めるような取組ってことをしていないと、何ができるかどうかすら分からないっていうふうに思うんですけど、そういうところは何か取組っていうのを考えておられますか。

山本英規政策部次長兼情報政策課長

昨年度から実施しておりますデジタル推進員の研修の中に、来年度につきましては、AIの利活用についてのメニューを組み込む形で今検討しているところでございます。

以上でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

まず、11ページの鳥栖駅東賑わい創出事業負担金の分でお願いします。

先ほど費用対効果としてというところや、1日に7万8,000人の方が来場されたというところで、かなりにぎわいは創出できたのではないかなということは評価できるころだと思っています。雨に濡れながらも結構たくさんの方が音楽イベントで最後の最後までにぎわっておられて、とても若い方たちも来てくださっていたようにお見受けしました。

地元の方たちも、お酒を飲みながら、いろいろな方と交流されていたという点もとてもよかったなと思いますし、ただ先ほどおっしゃっておられたように、やはり地元の事業者さんが少ないのではないかと参加者の方からも言われましたので、そのあたりも今後されていくということですが、それについて、市がやるべき観点から、市が行うということでの利点と市の主催であるということがどういうふう to 今後どういう見通しを立てながらやっていくかというところを想定して、今年度もやることで、次にどうつなげるのかという、お考えをお聞かせいただければと思います。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

本来、行政があまり得意とするジャンルの事業ではないんだろうなと思っております。そうした中で駅東の活用について、ゼロを1にする部分で、行政がてこ入れというところちょっとおこがましいところがありますけど、最初の立ち上げ、イベントスペースとしての親和性の高さといいますか、認知の向上につなげることができれば、最初さえ行政が頑張れば、かなり今後民間自走型のイベントが期待できるのかなという、一部始まっておりますけれども、そういう民間が自発的にイベントを行っていただくスペースとして育っていくのかなと思っておりますので、今が踏ん張りどころかなという意味で、行政が行政として頑張っているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

確かに鳥栖市が独自でやるということに関して、やっぱり民間さんがこれからどんどん使っていただきたいというところだと思いますし、鳥栖市が使うことによって、ここが使いづらいよねっていうことも分かる部分もあったかと思うんですね。ここにもっとこんなものがあつたほうがイベントをされる方たちにはとても利点があるんじゃないかとか、そういったこともそういう視点でも見ていただきつつ、これから鳥栖市の事業者さんともやっていこうということですから、民間のいろいろなお店をされている方もそうですし、市民活動をされている方、まちづくりをされている方、いろんな方々と市の職員さんと交わる機会というこ

とも交流起点として、ぜひ拠点の一環としてやっていただければと思いますが、そのあたりはどのように考えておりますか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

民間による催しも昨年度ぐらいからかなり増えてきたなと思っておりますし、ネスティバルについては市も主体的にイベントに関わりをしたところです。その中で、電気があったほうがいいのかとか、水回りをもっと増やすべきかとか、トイレはこれでいいのかといったことも含めて、イベントの主催になったことで気づいたところはたくさんございます。そういったことについても、今後、あの場所をイベントスペースとして育てていくに当たっての知見にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

そういう、一度やっていただいたからこそ分かったところというのが、実際に次の事業につながるということが大きな利点かなと思いますし、後半で申しあげました市民の方々との接点として、ぜひつないでいただきたいと要望しておきたいと思います。

続けていいでしょうか。

12ページのリトルシニア中学硬式野球全国大会開催補助金についてですが、この事業内容の中に、最後のほうに、賑わい創出及びシティーセールスの機会ということで書かれてありますが、このあたりは具体的にどういったことを事業の中に組み込むのか。全国から来られているときにいろんな飲食店が栄えたり、ホテル業の方が栄えていくというのはあるかなと思いますが、シティープロモーションとして、この100万円を投入するということに当たって、鳥栖市の魅力をどう伝えるかというところかなと思いますが、そのあたりの見解はどのようにお考えでしょうか。

田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

鳥栖市が補助をするに当たって、大会名称に鳥栖というワードを入れていただくことなども検討いただいているところでございますが、全国から野球をする選手、またその引率の保護者等、指導者等を含めて、たくさんの方が鳥栖にお越しになる予定でございますので、そういうシティーセールスの観点から、おもてなし的なことをやりたいと、鳥栖に来て鳥栖を印象づけたいというふうには考えております。具体的には今後検討していきたいと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

この大会自体に参加された方で、逆にあちらに行った方からお話を聞くと、やはりそうい

う交流の場になってよかったというところは聞くんですが、やはりそのまちの魅力を伝えるまでに至ってなかったのではというところを、別の試合の会場のときにそんなように感じられてたように思いました。なので、今回鳥栖のプロモーションという、シティーセールスっていうところがうたわれてありますので、そこをぜひ来られた方たちに伝えていただくよう御検討を、今後ともよろしくお願いします。

すいません。続きまして、13ページお願いします。

鳥栖駅周辺整備の実施計画についてなんですけれども、これが今後どんどん進んでいく中で、市民の方々の声、利用者の声というのを今後どのような形で、その計画の中につなげていくのかというところで、今後計画の中にどう組み込んでいくのかっていうのが、もしもう決まっているようであれば教えていただけますか。

木原智範駅周辺整備課長補佐兼鳥栖駅周辺係長

今、鳥栖駅周辺整備事業につきましては、短期施策の検討ということで、駅まちづくり協議会というところで、実務者会議というところで議論をしていただいております、東口をはじめとしたそのほかの取組についても検討を行っているところでございます。

特に市民の意見を聴くという観点から、新たにデザインワーキングっていうのを設置しております、その中でも今サッカーとか、バレーの企業の関係者さんや商工関係の代表者の方、また、公共交通の事業者さんにも入っていただいて、そういう、より市民目線の議論も行いながら、検討を進めているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

デザインワーキングという言葉が出たりとか、いろいろな利用者の方々の声を入れていただけるところだったと思います。できれば障害者の方とか、やっぱり少数の方たち、そして外国籍の方がかなり多く行き来されているのをお見受けします。今後、いろいろな機会でもシティープロモーションで来られる方も多くおられると思いますので、そういう外国籍の方や目の見えない方、耳の聞こえない方、車椅子の方などなど、いろいろな方々の当事者の声もぜひ聞く機会を設けていただきたいと要望させていただきたいと思います。

最後にすいません。14ページをお願いします。

新鳥栖駅のところなんですけど、先ほど補正の終わりに、事業の中身として検討調査業務というところでお伝えいただきましたが、この最後の項目で、まちづくり基本構想のブラッシュアップというふうに書かれてますが、この具体的な中身としてはどういうことを想定されておられるでしょうか。

山内一哲駅周辺整備課長補佐兼新鳥栖駅周辺係長

今年度は、まちづくり検討調査業務の中で基本構想というのも作成をしております。ただ、あくまでそこは検討調査業務の中で策定をしたものでありまして、そこに、地元の方、地権者の方の意見を交えて、計画、基本構想をさらに煮詰めるような形で詰めていくことを想定しております。

牧瀬昭子委員

先ほども御説明の中にそれはあったかなと思いますし、また再三申し上げますが、まちづくりの中で、特に子供さんのおられる御家庭とかそういう方々が新しく入ってこられるという想定をもししていくという構想であるならばとか、このまちのどういう設計をしていくのかによっても市の施設自体もこういうものがやはり必要なのではないかとか、市民の皆さんたちにも意見を聞く機会というのをやはり設けていく必要があるのではないかとということを再度申し上げて、これも要望とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

中村直人委員

最後に、新年度で政策部としてどういったことをやりますかっていうときに、本市のさらなる発展に向けて様々な政策を推進してまいりますということで答弁されてると思うんだけど、様々な政策とは現時点ではどのような政策を掲げられておるか、最後にお伺いしたいと思います。

松雪努政策部長

ありがとうございます。今まさに、こちらから言えばD Xで、3月から書かない窓口も入っておりますけれども、来年度も交付金なり起債なりを通じてD Xを進める取組、業務効率、そして市民の利便性の向上、これはやっていきたいと。

そして、こちら側は当然鳥栖駅、新鳥栖駅を、鳥栖駅についてはさらなるステップアップ、新鳥栖駅は計画を煮詰めるような形。

そして、総合政策課では、ここが中心ですので、それこそ庁内の調整も含め、各部それぞれの政策も見ながら、効果的な政策となるように、我々政策部が一丸となって進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

中村直人委員

ありがとうございました。しっかり頑張ってくださいと思います。

伊藤克也委員長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑を終わります。

~~~~~

議案甲第４号 鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

次に、議案甲第４号　鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

議案甲第４号　鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。説明は鳥栖市議会定例会議案により御説明いたします。

定例会議案11ページをお願いいたします。

改正の理由といたしましては、国のアナログ規制の見直しに伴い改正されました、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に準じて改正するものでございます。

改正の内容でございますが、改正前の条例では、申請、処分通知、縦覧、作成などの手続に関し、他の条例等において、改正前の第7条第2号になりますけれども、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されている場合は、この条例の適用除外でございました。情報通信技術を利用する方法にはフロッピーディスクなどの記録媒体などが含まれ、他の条例等においてフロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている手続については、この条例に基づいて、オンラインによる手続が行えないことから、申請や処分通知などの手続につきましては、本条例によりオンラインの手続が行えるよう、先ほど申し上げました情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律と同様に、所要の改正を行うものでございます。

改正条例の施行日につきましては、令和8年4月1日としているところでございます。

以上、議案甲第４号 鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

伊藤克也委員長



たしますので、よろしく御審議たまわりますようお願い申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

以上でございます。

#### 古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務課、財政課、庁舎建設課、議会事務局関係予算の主なものについて説明をさせていただきます。なお、説明は総務常任委員会資料、総務常任委員会参考資料により行わせていただきます。

まず、総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。歳入について説明いたします。

款2. 地方譲与税、項2. 自動車重量譲与税につきましては、本年度決算見込みにより増額をいたしております。

款3. 利子割交付金につきましては、本年度決算見込みにより増額をいたしております。

款4. 配当割交付金につきましては、本年度決算見込みにより増額をいたしております。

款5. 株式等譲渡所得割交付金につきましては、本年度決算見込みにより増額をいたしております。

款6. 法人事業税交付金につきましては、本年度決算見込みにより減額をいたしております。

3ページをお願いいたします。

款7. 地方消費税交付金につきましては、本年度決算見込みにより増額をいたしております。

款8. ゴルフ場利用税交付金につきましては、本年度決算見込みにより減額をいたしております。

款9. 環境性能割交付金につきましては、本年度決算見込みにより減額をいたしております。

款10. 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、額の確定により増額をいたしております。

款11. 地方特例交付金、項2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、中小企業者の償却資産に係る固定資産税の減免相当額が補填されるものでございまして、本年度の決算見込みにより増額をいたしております。

4ページをお願いいたします。

款13. 交通安全対策特別交付金につきましては、本年度決算見込みにより減額をいたしております。

款15. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料につきましては、本年度決

算見込みにより増額をいたしております。

以上でございます。

#### 田中秀信総務課長

その下の段でございます。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金につきましては、ハザードマップ作成に伴う社会資本整備総合交付金及び避難所の防災倉庫及び資機材整備に伴う新しい地方経済・生活環境創生交付金については、決算見込みによるものでございます。また、国の補正予算に伴い、地域未来交付金を受けるものでございます。

以上でございます。

#### 古賀庸介財政課長

5ページをお願いいたします。

款18. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入につきましては、京町ビル敷地等の貸付料の減額でございます。

目2. 利子及び配当金は、財政調整基金利子、減債基金利子及び退職手当基金利子の決算見込みにより増額となっております。

款20. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため繰戻しを行っております。

目2. 公共施設整備基金繰入金につきましては、新庁舎整備事業の減額に伴い繰戻しを行っております。

款22. 諸収入、項5. 収益事業収入、目1. 競馬事業収入につきましては、佐賀県競馬組合の令和6年度の収益に係る事業収入でございます。

6ページをお願いいたします。項6. 雑入の主なものについて申し上げます。

中段の新市町村振興宝くじと市町村振興宝くじの収益金交付金の確定に伴うもの、その下の建物総合損害共済災害共済金につきましては栖の宿の落雷被災によるもの、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金につきましては電気自動車の導入に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

款23. 市債、項1. 市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明するものもございますが、総務部関係の説明と併せて一括して御報告いたします。参考資料3ページから6ページと併せて御覧ください。

まず、目1. 総務債の減額につきましては、鳥栖まちづくり推進センター改修事業、新庁舎整備事業等の決算見込みに伴うものでございます。

目3. 農林水産業債の増額につきましては、県営水利施設整備事業及び県営経営体育成基

盤整備事業の補正に伴うものでございます。

目 4. 土木債、節 3. 都市計画債の減額につきましては、公園整備事業の決算見込みに伴うものでございます。

節 4. 住宅債の減額につきましては、公営住宅改善事業の決算見込みに伴うものでございます。

目 5. 消防債の増額につきましては、防災基盤整備事業の決算見込みに伴うものでございます。

8 ページをお願いいたします。

目 6. 教育債、節 1. 小学校債の減額につきましては、小学校施設改修事業の決算見込みによるものなどでございます。

節 2. 社会教育債の増額につきましては、市民文化会館改修事業等の決算見込みに伴うものでございます。

節 3. 保健体育債の減額につきましては、体育施設改修事業の決算見込みに伴うものでございます。

目 7. 災害復旧債の減額につきましては、令和 7 年に発生した災害復旧事業の決算見込みに伴うものでございます。

目 8. 民生債の増額につきましては、認定こども園施設整備事業の決算見込みに伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

#### **江下剛議会事務局長**

続きまして、歳出を説明いたします。資料 9 ページでございます。

款 1. 議会費、項 1. 議会費、目 1. 議会費でございます。

節 1. 報酬から節 18. 負担金、補助及び交付金までは、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

#### **田中秀信総務課長**

次、10 ページをお願いいたします。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の主なものについて御説明いたします。

節 1. 報酬につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

節 3. 職員手当等につきましては、退職手当増に伴う補正でございます。

節 24. 積立金につきましては、退職手当増に対応するものでございます。

以上でございます。

**古賀庸介財政課長**

11ページをお願いいたします。

目 5. 財政管理費につきましては、競馬事業収入活用基金の積立金でございます。

以上でございます。

**田中秀信総務課長**

目 7. 財産管理費でございます。こちらにつきましては、決算見込みにより減額を行うものでございます。

以上でございます。

**古賀庸介財政課長**

目 12. 財政調整基金費の財政調整基金積立金につきましては184万3,000円の増額は運用利子の決算見込みによるもので、減債基金積立金につきましては運用利子の決算見込みによる70万8,000円の増額及び現在実施しております各種起債事業の後年度負担に備えるため任意の2億円の積立分合わせて2億70万8,000円を補正するものでございます。財政調整基金費としましては、2億255万1,000円を補正いたしております。

12ページをお願いいたします。

目 13. 公共施設整備基金費につきましては、任意の2億円の積立分を補正するものでございます。

以上でございます。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

次の段になります。

目 14. 新庁舎整備費の主なものについて御説明いたします。

節 12. 委託料につきましては、多目的広場芝管理業務等の委託料、節 14. 工事請負費につきましては、外構等工事費の決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

**田中秀信総務課長**

飛びまして15ページをお願いいたします。

款 9. 消防費、項 1. 消防費、目 1. 総務管理費、節 18. 負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合及び県防災航空隊負担金の額の確定に伴う補正でございます。

下の段、非常備消防費につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

目 3. 消防施設費につきましては、決算見込みにより減額を行うものでございます。

下の段の目 4. 防災費、節 13. 使用料及び賃借料につきましては、空気製水器について予定しておりましたが、リースの見積りをもらっていた業者が取扱いをやめたため、また他の業者も探したが見つからなかったため減額したものでございます。

次に、節 14. 工事請負費、節 17. 備品購入費につきましては、すみません、20 ページで説明をさせていただきたいと思います。20 ページをお願いいたします。

事業名につきましては、福祉避難所環境整備事業でございます。事業内容といたしましては、国の補正予算であります地域未来交付金を活用し、福祉避難所、社会福祉会館・中央老人福祉センター・ひかり園の資機材等の充実を図るものでございます。また、災害直後の初動期から資機材の活用が図られるよう、福祉避難所敷地内に防災倉庫を設置するものでございます。防災対策工事費につきましては、福祉避難所 3 か所に防災倉庫を設置するものでございます。

次に、施設用備品購入費につきましては、蓄電池、ソーラーパネル、発電機、パーティション、簡易ベッドを各福祉避難所に設置するものでございます。なお、全額繰越明許費を設定しております。

以上でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

17 ページをお願いいたします。

款 12. 公債費、項 1. 公債費、目 1. 元金につきましては、地方債元金の償還金の額の確定に伴います 181 万 1,000 円を減額補正するものでございます。

また、目 2. 利子につきましては、地方債利子の額の確定に伴います 320 万 6,000 円を減額補正するものでございます。

款 13. 諸支出金、項 1. 土地開発基金費につきましては、基金用地の貸付料の決算見込みに伴うものでございます。

以上でございます。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

18 ページをお願いいたします。

継続費の補正でございます。なお、19 ページは継続費に係る調書を掲載しております。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費の新庁舎整備事業につきましては、本年度で事業の最終年度となりますので、事業完了に伴い継続費を減額補正するものでございます。

参考資料 7 ページをお願いいたします。

新庁舎整備事業の主な経過等について御報告をさせていただきます。

これまでの新庁舎に係る主な経過でございますが、市民や有識者で構成される市庁舎整備基本計画策定委員会を開催するほか、市民アンケートや市民説明会などを経て、平成30年2月に市庁舎整備基本計画を策定いたしました。この基本計画を踏まえ、平成31年2月に基本設計、令和2年2月に実施設計を取りまとめました。

令和3年6月に新築工事に着手し、令和5年3月に新庁舎本館等が完成いたしました。

令和5年5月7日に新庁舎落成式を開催し、同日の新庁舎の見学会には約300人の方々に御越しいただきました。

落成式翌日の5月8日から新庁舎での業務を開始いたしました。

令和5年6月から令和6年3月まで旧庁舎の解体工事を行いました。旧庁舎の解体工事完了後から令和7年度にかけまして、駐車場や多目的広場の整備など外構等の工事を行っております。

令和7年11月24日新庁舎オープニングフェスを開催し、約5,000人の方々に御越しいただきました。

事業費は新庁舎の建設費約57億円、外構・解体の工事費約13.1億円、設計費等約5.2億円、合計約75.3億円でございます。

新庁舎整備事業の報告につきましては、以上でございます。

#### **田中秀信総務課長**

18ページの下段でございます。繰越明許費補正でございます。

款9. 消防費、項1. 消防費、福祉避難所環境整備事業につきましては、先ほど説明した内容でございます。

防災行政無線設備更新事業につきましては、消防庁が令和7年度に販売開始いたしました全国瞬時警報システム、通称Jアラートの新型受信機の移行を今年度中に実施することを全国に促したことをきっかけに当該機器の購入及び更新を行う自治体が急増したため、需給が逼迫し、機器の確保が困難な状況となり、機器確保の調整に不測の日数を要することが判明したためでございます。

以上で、議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務課、財政課、庁舎建設課、議会事務局関係予算の主なものについての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### **伊藤克也委員長**

御説明ありがとうございました。それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

7 ページの目 4. 土木費、節 4. 住宅債。これは担当課に聞かないかんのだろうとは思いますが、1,720 万円を減っていることでもありますけど、これって公営住宅は予定どおり改修がされた上で、残り残ったという理解でよろしいですね。

**古賀庸介財政課長**

池田委員の御質問にお答えをします。

節 4. 住宅債の1,720 万円の減額につきましては、公営住宅改善事業、建設課で行っている市営住宅の改善事業補助金を活用した改善事業の分になります。これは、きちんと事業を行った上での執行残の部分、歳出に伴う市債減額になります。

以上でございます。

**池田利幸委員**

そしたら、これは市債を使わずに全部完了できましたよっていうことでいいんですか。

**古賀庸介財政課長**

すみません、公営住宅改善事業の決算見込みによる減と、あと公営住宅改善事業が当初予算では財源が不足する部分もございますので、起債で対応ということで考えておりましたが、もろもろ補正の状況とかを考えまして、これが交付税措置のない起債になりますので、減額をいたしたというところでございます。

以上でございます。

**池田利幸委員**

有利な起債がないっていうことでこれを使わなかったってことですけど、要は起債、市債を打つかを別として、予定していた分ができていたのかなっていう部分、これはもう市債の部分で有利な部分じゃないからって他の部分で繰り返してしたのかどうなのかっていう部分もあるんですけど、ただ、ちゃんとやったのかなっていう部分の報告はどういうふうに来てるのかなって思ってでした。

**古賀庸介財政課長**

池田委員の御質問にお答えします。

この財源につきましては、先ほど申し上げたとおり市債が有利でないということで落としはしました。それで、執行の部分、歳出の部分については、きちんと予定の事業のほうは進めておりまして、市債を減額しておりますので、一般財源等で対応したということになります。

以上でございます。

**牧瀬昭子委員**

20ページをお願いします。福祉避難所環境整備事業の件で、飛松議員のほうからも議案質疑が出ていたかと思いますが、その中で蓄電池、ソーラーパネル、発電機というところでまず一つ質問なんですが、酸素吸入をされる方とか、医療的ケアをされる方たちの電気の確保というところで必要性があるという御判断で付けられてるのかなと思いますが、これはどのぐらいの容量で、どのぐらいの方々を賄うものなのかという想定をされているのかというのを教えてもらえますか。

#### **前田良介総務課防災係長**

牧瀬委員の御質問にお答えいたします。

今回導入する電気の給電に関する資機材につきましては、使用する資機材等について市の健康増進課や高齢障害福祉課、それから医療機関等の聞き取りを行っていきまして、酸素濃縮器であったり、パルスオキシメーター、血中の酸素濃度の計測を行う機械とかであったり、あと、たんの吸引機、それからネブライザー、人工呼吸器などの使用が見込まれるのではないかと御意見をいただきまして、そういったところで一般的な使用される機械の容量を確認いたしまして、大容量の蓄電池を導入したいと思っております。

容量といたしましては、5,000から6,000ワットアワーの製品を検討したいと思っております。それぞれの機械の使用時間等を1台当たりで割り出したところ、多く電力を使うものであっても、大体24時間以上は使えるというような計算ができましたので、それでも長時間にわたって使う必要が出てくる可能性もあるということで、まずは蓄電池に充電した電力を使った上で、その間にソーラーパネルであったり発電機であったり、その蓄電池に電力を供給できるような形をとるように想定をしているところでございます。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

詳細ありがとうございます。

容量的には、5,000から6,000ワットアワーということで、この分で賄える人数とかがというのが想定として何人ぐらいと思っておられるのかということと、あと何日間を見込んでこの計画を立てられているかっていうところですが、その想定があればですが、何かありますでしょうか。

#### **前田良介総務課防災係長**

想定といたしましては、一度に何人もの方が必要とされるというケースはあまりないのかなというふうには考えているんですけれども、3施設あるうちに2台ずつそういった蓄電池を導入しようと思っているところでございます。

その機器が1台しか使えないということではないんですけれども、1台で1人ずつという

ふうに考えると、1施設2人以上は対応できるのかなというふうに思っているところです。

時間につきましては、先ほど申し上げましたように、蓄電池を使いながら、ソーラーパネル、発電機で電力をさらに供給していくというような形で考えておりますので、いつまでというようなところは、限って検討しているところではございません。

以上です。

#### 牧瀬昭子委員

分かりました。ありがとうございます。

先ほど飛松議員からも御要望ということで、なるべく早くという話がありましたが、医療的ケアの方とか、すぐに移動が不可能な方々からすると、めどを持って、台風とか、水害とかだと前もってわかるんですが、地震とかになると予測が不可能なので、すぐにぱっと入ることがなかなか難しい、その予約をできるところは予約をできますがということを言われるんですね。なので、前もってすぐ入れますよという情報を流しておかないと、その方たちからすると、とても不安な状況にあると思いますので、その辺りは、やはりより検討をもう少し重ねていただき、すぐ入れることは可能ではないかと思うんですが、その辺りはできない、今、検討中の理由としてはどのあたりの懸念がありますか。

#### 小柳秀和総務部長

医療的ケアが必要な方とか、いわゆる避難行動要支援者の方につきましては福祉のほうで対応しておりまして、今後この備品ができたら福祉とまた話をしなくちゃいけないところなんですけど、それぞれが避難をどうするか、マイタイムラインを作ってもらうとか、先ほど言われたように、地震のときと水害のときと台風のときとそれぞれ違いますし、医療的ケアがとか寝たきりの方とかが移動するについても、なかなか移動しづらい部分もあるというところで、多分六、七年ぐらい前に、佐賀県が命の72時間という事業で、蓄電池を助成してた経過等もあります。そういうふうなやつを活用されている方もおりますし、それぞれがもしものときに備えてバッテリーを持ってあったり、もともと機械にバッテリーが付いていたりとか、そういう部分もありますので、そういうのを含めたところで考えていく必要があるかなというのと、あと、熊本地震以降が、国のほうが在宅避難の呼びかけもしておりますので、避難所に行くことだけが避難じゃないというふうに最近、うちのほうも難を避けることが避難ですよということを出前講座とかでもお話をさせていただいております。

それぞれがやはりマイタイムラインを作っていて、どう避難するかというのを平時から考えていただくということが必要ではないかというふうに考えているところです。

以上です。

#### 牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

在宅避難の想定をしながらですね、バッテリーももちろん持っている方たちが、やはり電気が止まってしまったときのことを、その先どうするかということで、予定が立たない、予定を立てなければならないときに福祉避難所の電力のバックアップっていうのはすごく大きなものだと思うので、そこを先ほど福祉のほうと今後詰めていくということだったので、より詳細な計画は立てられるなと思いますので、福祉のほうとこれからの詰めの中で、その方々の状況を先ほど、いろいろと見ていただけるということでしたから、ぜひ詰めていただきたいなと、そこは要望とさせていただきますと思います。

もう一つが、パーティションとか簡易ベッドとかっていうところで、誰でも来られるような状態にはしなければならないと思いますので、どういうものを導入するかに当たって、いろいろな方からの声をやっぱり聞く必要があるのかなと思います。

先ほどの質疑の中でも、こういうものを想定しているという話がありましたけれども、年に1回福祉避難所での見学というか、一回泊ってみませんかというような形で、いろいろな見学会とか、体験会とかされていると思いますので、その中でも意見を聴取したりとか、育成会の方とか、障害者団体の方とか、そういう福祉の方々と一緒にそのあたりも、もう少し具体的な、購入前にちょっと御検討前に、お話を聞いていただければと思いますが、そのあたりは想定はどのようにされてますでしょうか。

小柳秀和総務部長

先ほどの議案審議の中でもお答えさせていただいておりますが、やはり医療的ケアもいろいろな方がおられますし、例えばたんの吸引をするときに床でそのままするとなかなか難しいので、ベッドにすることによってたんを引きやすくするとか、あと上に同じ体制で寝ておくとか褥瘡の対応とかもありますので、例えばリクライニングができるベッドを探そうとかっていうことで、福祉とも話をしながら考えているところでございます。

以上です。（「分かりました。以上です」と呼ぶ者あり）

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。



## 伊藤克也委員長

次に、議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

## 古賀庸介財政課長

それでは、議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務課、財政課、議会事務局関係予算の主なものについて御説明いたします。

こちらも、説明は総務常任委員会資料、総務常任委員会参考資料により行います。総務常任委員会資料2ページをお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

款2. 地方譲与税、項1. 地方揮発油譲与税につきましては、令和7年度決算見込み及び暫定税率の廃止の影響を加味し、4,400万円を計上いたしております。

項2. 自動車重量譲与税につきましては、令和7年度決算見込み等により1億7,500万円を計上いたしております。

項3. 森林環境譲与税につきましては、令和7年度決算見込み等により1,200万円を計上いたしております。

款3. 利子割交付金につきましては、令和7年度決算見込み等により、500万円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。

款4. 配当割交付金につきましては、令和7年度決算見込み等により4,000万円を計上いたしております。

款5. 株式等譲渡所得割交付金につきましては、令和7年度決算見込み等により4,000万円を計上いたしております。

款6. 法人事業税交付金につきましては、県の法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、令和7年度決算見込み等により1億9,000万円を計上いたしております。

款7. 地方消費税交付金につきましては、令和7年度決算見込み等により21億3,000万円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。

款8. ゴルフ場利用税交付金につきましては、令和7年度決算見込み等により1,300万円を計上いたしております。

款9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、令和7年度決算見込み等により1,800万円を計上いたしております。

款10. 地方特例交付金、項1. 地方特例交付金につきましては、住宅取得特別控除に係る減収補填に伴うもの及び環境性能割交付金の廃止に伴うものなど1億2,700万円を計上いたしております。

項2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、1,000円の頭出しを行ったものでございます。

5ページをお願いいたします。

款11. 地方交付税は、今年度15億5,000万円の予算を計上いたしておりまして、内訳としましては、普通交付税13億円、特別交付税2億5,000万円でございます。

款12. 交通安全対策特別交付金につきましては、令和7年度決算見込み等により1,100万円を計上したところでございます。

款14. 使用料及び手数料の電柱敷地料等につきましては、九電やN T Tの電柱などの敷地使用料等でございます。

以上でございます。

#### **田中秀信総務課長**

下の段でございます。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金につきましては、災害ハザードマップ作成に係る社会資本整備総合交付金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次に、7ページをお願いします。

款17. 財産収入、項1. 財産運用収入につきましては、京町ビル敷地等の貸付料でございます。

目2. 利子及び配当金につきましては、財政調整基金、減債基金、退職手当基金、公共施設整備基金及び土地開発基金のうち3,180万7,000円を計上いたしております。

項2. 財産売払収入、目1. 不動産売払収入から目3. 証券売払収入までにつきましては、節ごとそれぞれ1,000円の頭出しをいたしております。

次に、8ページをお願いいたします。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1,619万7,000円を繰り入れるものでございます。

目2. 公共施設整備基金繰入金でございますが、旭小学校大規模改造事業及び基里中学校大規模改造事業の財源として1億5,000万円を繰り入れるものでございます。

目3. 競馬事業収入活用基金繰入金につきましては小学校遊具整備事業などの財源として

1,270万円を繰り入れるもので、款20.繰越金につきましては1,000円の頭出しを行っているところでございます。

款21.諸収入、項5.収益事業収入、目1.競馬事業収入につきましては、競馬事業の収入として近年の実績から1億円を計上しているところでございます。

9ページをお願いいたします。

項6.雑入、目3.違約金及び延滞利息につきましては、1,000円の頭出しを行っているところでございます。

以上でございます。

#### **田中秀信総務課長**

下の段でございます。

目4.雑入、節3.消防雑入につきましては、消防団員への退職報償金で、共済基金からの受け入れ予定額でございます。

節4.雑入につきましては、全国市町村職員研修助成金及び検診助成金として受け入れるものが主なものでございます。

以上でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

次に、10ページをお願いいたします。

款22.市債につきましては、事業ごとに関係する常任委員会で説明するものもでございますが、総務部関係の説明と併せて一括して御報告させていただきます。参考資料の3ページから7ページの起債一覧表と併せて御覧ください。

まず、目1.総務債につきましては、防犯カメラ設置等のデジタル活用推進事業債、庁舎の公用電気自動車充電器設置事業債、庁舎改修事業債、土地開発公社の先行取得用地を買い戻すための市債、鳥栖まちづくり推進センター整備事業債、鳥栖北まちづくり推進センター改修事業債を計上いたしております。

目2.民生債につきましては、公立保育所白鳩園改修事業に係るものでございます。

目3.衛生債、節1.環境衛生債につきましては、斎場改修事業に係るものでございます。

節2.清掃債につきましては、旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業に係るものでございます。

目4.農林水産業債につきましては、老朽農業用水路改修事業に係るものでございます。

目5.土木債、節1.道路橋梁債につきましては道路改良事業、節2.河川債につきましては河川浚渫改良事業、節3.都市計画債につきましては、公園整備事業債及び鳥栖駅周辺整備事業の短期施策に係る市債を計上いたしております。

目 6. 消防債につきましては、防災基盤整備事業を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

目 7. 教育債、節 1. 教育総務債につきましては、デジタル活用推進事業債を計上いたしております。

節 2. 小学校債につきましては、小学校施設改修事業債、学校給食センター改修事業債及び旭小学校大規模改造事業債を計上いたしております。

節 3. 中学校債につきましては、中学校施設改修事業債及び基里中学校大規模改造事業債を計上いたしております。

節 4. 社会教育債につきましては市民文化会館改修事業債及び定住・交流センター改修事業債、節 5. 保健体育債につきましては体育施設改修事業債を計上いたしております。

なお、予算説明書80ページの環境性能割交付金につきましては、令和 8 年度から廃止となりましたため、廃款といたしております。

歳入については、以上でございます。

#### **江下剛議会事務局長**

続きまして、歳出を説明いたします。委員会資料12ページをお願いいたします。

款 1. 議会費、項 1. 議会費、目 1. 議会費の主なものについて説明いたします。

節 1. 報酬から節 4. 共済費までは、議員及び事務局職員の人件費でございます。

節 8. 旅費は、常任委員会、議長会関係の議員旅費及び職員の随行等の旅費並びに本会議等の出席費用弁償でございます。

節11. 役務費は、タブレット端末に係る通信料が主なものでございます。

節12. 委託料は、議場設備保守点検業務委託料、会議録作成業務委託料、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節13. 使用料及び賃借料は、議事録作成支援システム等の借上料が主なものでございます。

13ページでございます。

節18. 負担金、補助及び交付金は、全国市議会議長会等の負担金のほか政務活動費交付金でございます。

以上でございます。

#### **田中秀信総務課長**

下の段でございます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の主なものについて御説明いたします。

節 1. 報酬につきましては、各種委員会等の報酬及び育児休業代替会計年度任用職員等の報酬でございます。

節 2. 給料から節 3. 職員手当等、節 4. 共済費につきましては、特別職 2 人及び部長等職員 75 人分の人件費でございます。

節 7. 報償費につきましては、弁護士、産業医等への謝金でございます。

節 8. 旅費につきましては、職員の研修旅費や育児休業代替の会計年度任用職員の費用弁償などでございます。

次に、14 ページをお願いいたします。

節 11. 役務費につきましては、職員等の健康診断等の手数料などでございます。

節 12. 委託料につきましては、嘱託員委託料や職員の研修委託料、採用試験委託料などが主なものでございます。

節 13. 使用料及び賃借料のうち、システム借上料につきましては、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

次、15 ページをお願いいたします。

節 14. 工事請負費の防犯カメラ設置工事費につきましては、29 ページのほうで御説明させていただきたいと思いますので、29 ページをお願いいたします。

事業名は、防犯カメラ設置事業でございます。

事業内容といたしましては、公共防犯カメラ設置事業につきましては、道路、公園、広場などの公共の場所に防犯カメラを設置し、ネットワーク化することにより効率的な運用を図るものでございます。通信運搬費と 100 台分の防犯カメラ設置工事費になります。

次の家庭用防犯カメラ設置事業につきましては、市内の住宅に新設する防犯カメラに対し設置費用の一部を補助するものでございます。補助額といたしましては、2 分の 1 以内で上限 1 万円でございます。

説明は、15 ページに戻っていただければよろしいでしょうか。15 ページになります。

節 18. 負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、防犯協会補助金や先ほど御説明いたしました家庭用防犯カメラ設置費補助金等でございます。

以上でございます。

**古賀庸介財政課長**

続きまして、16 ページをお願いします。

16 ページの目 5. 財政管理費、節 8. 旅費から節 18. 負担金、補助及び交付金までにつきましては、予算編成等にかかる経費を計上いたしましたものでございます。

節 24. 積立金につきましては、競馬事業収入 1 億円を競馬事業収入活用基金に積み立て

るものでございます。

以上でございます。

#### 田中秀信総務課長

次に、17ページをお願いいたします。

目7. 財産管理費のうち総務課分の主なものについて申し上げます。

節10. 需用費は、共用車のガソリン代や庁舎の電気代などが主なものでございます。

節11. 役務費につきましては、庁舎等に係る電話料などでございます。

節12. 委託料につきましては、庁舎の清掃や当直警備に関する委託料などでございます。

節14. 工事請負費の公用電気自動車充電器整備工事費につきましては、すみません、30ページで御説明したいと思いますので、30ページをお願いいたします。

事業名は、電気自動車導入事業でございます。

事業内容でございます。電気自動車導入事業につきましては、共用車の更新時期に合わせて電動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）を導入するものでございます。ハイブリッド車は新規で1台、継続4台、電気自動車は新規で5台、継続4台でございます。

次に、公用電気自動車充電器整備事業につきましては、充電設備（高压引込柱、受変電設備、充電盤、充電器3キロワット（20台分））、それからフェンス等を設置するものでございます。

17ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。

17ページの節14. 工事費の下段でございます。庁舎別館改修工事費につきましては、南別館に思いやり駐車場の屋根設置工事を行うものでございます。

節17. 備品購入費につきましては、執務室内の椅子やワゴン引き出し等の購入費でございます。

以上でございます。

#### 古賀庸介財政課長

同じく目7. 財産管理費のうち、財政課分の主なものとしましては、節11. 役務費のうち、建物共済保険料や公用車の自動車任意保険料のほか、節18. 負担金、補助及び交付金中の土地開発公社負担金として、土地開発公社への管理負担分を計上いたしております。

次に、18ページをお願いいたします。

下段の目12. 財政調整基金費、節24. 積立金につきましては、基金利子相当額として財政調整基金及び減債基金へ積立てを行うものでございます。

目13. 公共施設整備基金費、節24. 積立金につきましても、基金利子相当額の積立てでございます。

以上でございます。

**田中秀信総務課長**

ページが飛びまして、24ページをお願いいたします。

款 9. 消防費、項 1. 消防費でございます。

目 1. 総務管理費の主なものにつきましては、節 2. 給料から節 3. 職員手当等、節 4. 共済費は、消防防災担当職員の人件費でございます。

節 18. 負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金、県防災航空隊負担金は、それぞれ構成団体のうち鳥栖市の負担金でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

目 2. 非常備消防費の主なものにつきましては、節 1. 報酬は消防団員の報酬でございます。

節 7. 報償費につきましては、消防団員退職報償金等が主なものでございます。

節 10. 需用費は、消防団員の活動服の購入費などでございます。

節 18. 負担金、補助及び交付金につきましては、公務災害補償組合への負担金や退職報償金負担金などでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

目 3. 消防施設費の主なものにつきましては、節 10. 需用費は各消防団格納庫消防車の維持管理費でございます。

節 12. 委託料につきましては、第 4 分団、第 5 分団格納庫の解体工事の設計委託料でございます。

節 18. 負担金、補助及び交付金につきましては、消火栓新設に係る上下水道局への負担金でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

目 4. 防災費の主なものにつきましては、節 10. 需用費につきましては備蓄食料や災害用携帯トイレ等を購入するものでございます。

節 11. 役務費の通信運搬費は、コミュニティ無線システム65局分の利用料などでございます。

節 12. 委託料の災害ハザードマップ作成委託料につきましては、恐れ入ります、31ページのほうで説明させていただきたいと思います。31ページをお願いいたします。

事業名、災害ハザードマップ作成事業でございます。

事業内容といたしましては、令和 7 年度に作成した内水浸水想定区域図を反映した災害ハザードマップ（内水ハザードマップ）を作成し、全戸に配布するものでございます。作成委

託料として500万円、それから財源といたしまして社会資本整備総合交付金の受け入れを予定しているところでございます。

恐れ入ります、27ページへ戻っていただきまして、節18. 負担金、補助及び交付金につきましては、県防災行政無線連絡会負担金や自主防災組織補助金などでございます。

以上でございます。

#### **古賀庸介財政課長**

続きまして、28ページをお願いいたします。

款12. 公債費、項1. 公債費、目1. 元金につきましては、地方債の元金償還金の見込額16億736万5,000円を計上いたしております。

同じく目2. 利子の財政課分といたしましては、地方債の利子2億1,003万4,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、款13. 諸支出金、項1. 土地開発基金費につきましては、土地開発基金の預託利息と基金用地の土地貸付相当額を計上いたしております。

次に、項2. 公営競技収益金貸付基金支出金につきましては、公営競技収益金貸付基金支出金として頭出しを行ったものでございます。

款14. 予備費につきましては、昨年と同額5,000万円を計上いたしましたものでございます。

以上で、議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務課、財政課、議会事務局関係予算の主なものについての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

#### **伊藤克也委員長**

御説明ありがとうございました。それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

29ページ、防犯カメラ設置事業ですけれども、防犯カメラ設置工事費100台程度っていう部分ですけれども、これはもう完全に新設で100台っていう捉え方でよろしいんですか。それとも、今、取り付けてあるところもネットワークとしてつなげるために、それまで入れて100台なのか。要は、もともとあった分って何台ぐらい変える予定なのか、新設の予定があるのかっていうのは、どういうふうになってるか。

#### **田中秀信総務課長**

防犯カメラにつきましては、現在67機ございます。御質問のとおり、現在の67基も今回、ネットワークの工事を行う予定でございます。新規といたしましては、33台を想定してい

るところでございます。

以上でございます。

**池田利幸委員**

その33台は、つけるっていう判断は、全部行政っていうか、ここでやるのか、それとも各地域の方々の御要望とかを吸い上げながらつけていくものなのか、今からの新設でつけていく部分の流れはどのようになるんですか。

**田中秀信総務課長**

今後の設置予定箇所につきましては、鳥栖警察署と連携をいたしまして、特に危険箇所等を抽出いたしまして、その中で判断していきたいと考えております。

**池田利幸委員**

事前の勉強会のときとかに若干聞いた話になるのかもしれませんが、この防犯カメラの部分で、小学校の通学路等に対してもつけていくっていう、もともと学校サイドでつけてある部分もあろうかと思うんですけど、その部分も今回入れ替えっていう考え方で、もともと通学路につけていた部分って教育予算のほうから出ていたんじゃないかなと思うんですけど、それも今回、こっちの予算で全部やってしまう予定にしているのかどうなのか。

**斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長**

今回、目的の一つとしては効率化ということもございまして、二つあります。一つが一元管理っていうところで、今まで令和元年から4年にかけて、いわゆる通学路について、教育総務課のほうで所管している部分がございますので、その部分であったり、例えば駅周辺であれば維持管理課が管理をしているのであったりと、そういうものを一元的に総務課で管理をしたいと思っていますので、ネットワーク化を既設の分67機の中に入っている部分でございますので、その分も合わせて改修といいますか、ネットワーク化にするということでございます。

**池田利幸委員**

ということは、今まで各担当課、部門に分かれてつけてた部分は、各担当課で全部責任持っていないですけど、やってた部分が、その担当課から外れて、全部総務課で一括管理に今度からしていくっていう理解でよろしいのでしょうか。

**斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長**

そのとおりでございます。

**伊藤克也委員長**

ほかにございますか。

**松隈清之委員**

今のカメラの部分なんですけど、それぞれのもともとの担当のところでは、モニターができるようになるんですか。

**斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長**

ネットワーク化したら、今度は情報の管理っていう部分になってくると思うんですが、一括管理をして総務課のほうで管理をしていくことになります。

**松隈清之委員**

もともとが完全に全部防犯目的でついているものだけなのか、別の、それぞれ担当課が所管する理由があったもので、その目的に沿った、要は見たいときに見たいものが見られる環境なのかっていうところでいうと、どうなんですか。

**斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長**

目的としては、例えば駅周辺であれば駐輪場とかの施錠とか広い意味で防犯ですけど、例えば駅前の防犯ということで設置をしている分、あと通学路についても子供たちの安全のための防犯目的ということで設置をされています。そういうものについては、基本的に今の運用でも、例えば警察からの捜査の状況の照会があって提供したりしているもので、勝手に職員が見られるようなものでは運用はしておりませんので、同じような形でセキュリティの管理というものはしっかりとしていきたいと考えております。

**松隈清之委員**

分かりました。

すみません、聞き漏れてたかもしれないですけど、情報としてはどれくらいの期間、保存されるようになってるんですか。

**斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長**

これは佐賀県の指針でもございますが、おおむね1か月程度以内っていうことで上書きをされるような形で考えております。（「はい、了解です」と呼ぶ者あり）

**伊藤克也委員長**

ほかにございますか。

**牧瀬昭子委員**

15ページをお願いします。防犯協会の補助金というところで質問をさせていただきたいんですが、まずこの目的、補助金を出されている目的を教えてもらっていいでしょうか。

**斉藤了介総務課長補佐兼庶務係長**

防犯協会につきましては、会長が市長で、主に鳥栖市内の防犯に関する安全、安心に関することを行う協会です。例えば、防犯協会だよりを発行したり、防犯灯——町区も会員としては入っていますので、町区が管理する防犯灯の設置であったり、電気料の補助金、防犯グ





質疑を終わります。

議案甲第5号 鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

次に、議案甲第５号　鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

田中秀信総務課長

議案書につきましては、13ページをお願いいたします。

議案甲第5号 鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は、押印等の見直しを図るものでございます。具体的な内容につきましては、各調書等における署名押印を廃止することによって、事務の効率化を図るものでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

今回上がっている条例の、押印をなくし署名にするという部分の基本的な考え方なんですけれども、押印を残す部分、なくす部分の考え方っていうのがあるんですか。今どんどんなくすほうでいっていますけど、要る部分、残すっていう部分の考え方もあるのかどうなのか。今、流れ的にどういうふうになってるのかお伺いしたい。

小森敏幸総務課長補佐兼文書法制係長

池田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

主に押印を残す、残さないという考え方につきましては、国の内閣府が示しております地方公共団体における押印見直しマニュアルというものが公表されておりまして、それにのっとって是非を判断している状況でございます。

主に残すものにつきましては、現在の法務局とかで使われる申請書とか、法律の中で押印が義務づけられているものについては基本的に残すような整理をしております。逆に、なくす方向にあるものは、主に今まで本人確認の意味合いで押していたいただいていたものだったん



暫時休憩いたします。

午後 3 時26分休憩

~~~~~

午後 3 時40分再開

伊藤克也委員長

それでは、再開いたします。

~~~~~

議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

伊藤克也委員長

次に、契約検査課、出納室、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

それでは、議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、契約検査課、出納室、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局関係分について御説明させていただきます。

まず、歳入について申し上げます。総務常任委員会資料の 5 ページをお願いいたします。  
一番上になります。

款17. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節4. 選挙費委託金につきましては、令和8年2月8日に執行いたしました衆議院議員総選挙並びに令和7年7月20日に執行いたしました参議院議員通常選挙に要した経費に対する委託金の決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

#### **牛嶋英彦会計管理者兼出納室長**

続きまして、歳出について御説明いたします。資料の11ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目6. 会計管理費につきましては、全て決算見込みによる減額補正でございます。

#### **加藤正彦契約検査課長**

同じく11ページをお願いいたします。

目8. 契約検査費、節12. 委託料及び節13. 使用料及び賃借料は、共に決算見込みにより減額補正するものでございます。

以上でございます。

#### **三橋和之選挙管理委員会事務局長**

1ページ飛びます。13ページをお願いいたします。

項4. 選挙費、目1. 選挙管理委員会費、目3. 参議院議員選挙費及び14ページの目4. 市議会議員選挙費につきましても、決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

#### **天野昭子監査委員事務局長**

その下でございます。

項6. 監査委員費、目1. 監査委員費につきましては、全て決算見込みによる減額補正でございます。

以上で、議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、契約検査課、選挙管理委員会事務局、出納室及び監査委員事務局分の説明を終わります。

#### **伊藤克也委員長**

説明ありがとうございます。

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

5ページの款17. 県支出金、項3. 委託金の目1. 総務費県委託費、節4. 選挙費委託金の部分なんですけど、国から県に来て、県から市に来ると思うんです。12月議会のときに一般質問をさせてもらった分にちょっと絡むんですけど、これって、仮に鳥栖市で期日前投票所を新たに作りましたとか移動投票所をやりましたって、たしか国がそこは補助を認めますよって言われてたと思うんですけど、その部分は、仮に今回とかこの後とかでやっていったら、そこは県支出金の中に組み込まれて、システム上、その分も全額入ってくるようになるんですか。

#### 縄田明久選挙管理委員会事務局次長

その分については、国のほうが執行経費基準法の中で基準額を定められておりますので、その枠の中であれば全額入ってくるような形になります。もし、それを超えるようであれば、その部分は一般会計からの手出しという形になります。

その分だけじゃなくて、全体として執行経費基準法の枠内に収まるのかどうかというところが問題になってきますので、その分が一部超えたとしても全体として収まっていれば、この枠の中で国からの補助というような形になります。

以上です。

#### 池田利幸委員

ありがとうございます。

県内で言えば、唐津市とかが商業施設で期日前投票所の開設をやっている部分、それも基準内であったら、国から県を通し全額市へ、要は歳入の部分ではもう県からの支出っている部分で入ってくるということになるんですか。

#### 縄田明久選挙管理委員会事務局次長

池田議員のおっしゃるとおり、県を通じて全額入ってくるという形になります。

以上です。

#### 池田利幸委員

ありがとうございます。

ということは、規定の額内であれば、仮に期日前投票所とかを本市において作っていったとしても、鳥栖市からの歳出という部分ではなくできる。問題的には使途の問題だったりシステムの問題だったりという部分で、財源としては基本的にそういう負担が極端に出てくるという可能性はあんまりないって考えていいんですか。

#### 縄田明久選挙管理委員会事務局次長

国や県の選挙に関してはそのとおりなんですけれども、市の選挙につきましては単費となりますので、その分についての負担は増えることになろうかと思います。

#### 池田利幸委員

ありがとうございます。

選挙管理委員会の中でもいろいろ議論されているという部分だったんで、その辺の部分を踏まえて、まだいろいろ考えていただければなと思って発言させていただきました。

#### 伊藤克也委員長

ほかにございますか。

#### 松隈清之委員

加藤正彦契約検査課長

伊藤克也委員長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

~~~~~

伊藤克也委員長

資料は書記からタブレットに送信いたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

それでは、議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、契約検査課、出納室、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局関係分について御説明をいたします。

まず、歳入について申し上げます。常任委員会資料の 6 ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節4. 選挙費委託金につきましては、令和9年1月10日に任期満了となる佐賀県知事選挙の委託金並びに令和9年4月29日に任期満了となる佐賀県議会議員選挙の委託金でございます。

以上でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

委員会資料の16ページをお願いいたします。16ページの下段のほうでございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目6. 会計管理費のうち、主なものについて御説明をいたします。

まず、節10. 需用費のうち、印刷製本費につきましては、決算書、監査意見書等を作成する経費でございます。

次に、節11. 役務費のうち手数料につきましては、金融機関における市民税などの口座引き落としや窓口収納の手数料、公金支払いに伴う手数料及び指定金融機関である佐賀銀行の公金取扱事務の手数料などでございます。

以上でございます。

加藤正彦契約検査課長

委員会資料18ページをお願いいたします。18ページ上段になります。

目8. 契約検査費につきましては、契約検査事務に要する費用としまして、節8. 旅費、節10. 需用費、節11. 役務費、節13. 使用料及び賃借料、節18. 負担金、補助及び交付金をそれぞれ計上しております。

以上でございます。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

19ページをお願いいたします。

項4. 選挙費、目1. 選挙管理委員会費、節1. 報酬は、選挙管理委員会委員の報酬でございます。

節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費につきましては、選挙管理委員会事務局の事務局職員の人件費でございます。

節13. 使用料及び賃借料につきましては、選挙投開票管理システムのリース料でございます。

次に、目2. 選挙啓発費につきましては、ポスターコンクールなど選挙啓発に係る諸経費でございます。

20ページをお願いいたします。

目3. 知事選挙費につきましては、令和9年1月10日に任期満了となる佐賀県知事選挙に要する諸経費でございます。

節1. 報酬は、投開票管理者、選挙事務補助の会計年度任用職員の報酬でございます。

節3. 職員手当等につきましては、期日前投票選挙日における投開票事務に携わる職員の時間外勤務手当でございます。

節10. 需用費につきましては、投開票所の事務用消耗品費、選挙広報車の燃料費、投開

票管理者立会人の食糧費、選挙用紙計数機の修繕代などがございます。

節11. 役務費は、選挙に係る臨時電話、携帯電話、郵送料などの通信運搬費などがございます。

節12. 委託料につきましては、公営ポスター掲示場設置委託料でございます。

節13. 使用料及び賃借料につきましては、ポスター掲示板や投票所の借上料でございます。

節17. 備品購入費につきましては、投票用紙計数機などの選挙用備品の購入費でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

目4. 県議会議員選挙費につきましては、令和9年4月29日に任期満了となる佐賀県議会議員選挙に要する報酬、職員手当等、需用費、委託料、選挙公営費負担金などの諸経費でございます。

22ページをお願いいたします。

目5. 市長選挙費につきましては、令和9年3月14日に任期満了となる鳥栖市長選挙に要する経費でございます。

以上でございます。

天野昭子監査委員事務局長

続きまして、委員会資料23ページをお願いいたします。

項6. 監査委員費、目1. 監査委員費の主なものについて御説明いたします。

節1. 報酬から節4. 共済費につきましては、監査委員2名分及び事務局職員3名分の人件費でございます。

次に、節8. 旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、その主なものといたしましては、全国、西日本、九州の各監査委員会等の定期総会や研修会へ出席するための経費でございます。

節12. 委託料につきましては、専門的な工事監査を行うため、技術専門家に監査の技術支援業務を委託するものでございます。

以上で、議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、契約検査課、選挙管理委員会事務局、出納室及び監査委員事務局の説明を終わります。

伊藤克也委員長

御説明ありがとうございました。

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

23ページの監査委員費のところの節12. 委託料、さっき御説明いただいた部分ではあるんですけど、ちょっと前も聞いたことがあるかと思うんですけど、監査の支援をとという部分で、先ほど御説明いただいたと思うんですけど、支援というか監査自体を完全に委託ですね。その時に監査委員さんたちもその現場っていうか、そういう工事監査とかも一緒に行かれて、専門的な話で助言などをいただいているってことになるんですか。それとも監査自体はもう全部お任せした上で、監査委員さんたちは書面のみを見られているのか。現状はどうなっているんですか。

天野昭子監査委員事務局長

工事監査につきましては、以前の委員会でも申しましたように、当該年度に着手、完了する工事の中から、監査委員が選択した工事とその工事に関連する委託業務を工事監査の対象としております。

技術面の監査について、工事の専門知識が要求されるため、専門知識を有する機関に監査の技術支援業務を委託し、技術専門家に技術支援を受けることにより適正な工事監査を実施することを目的としております。

監査委員は、市長から独立した執行機関であり、独立した立場で監査業務を行っておりますため、工事監査を行うに当たり、技術調査ができる監査委員や技術系職員が監査委員事務局にはいない状況ですので、工事監査の一部業務補助として、技術調査業務を外部に委託しております。あくまでも委託しているのは技術調査業務という形になります。一緒に行っております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

すいません、前も言ったことになってしまうんですけど、これ抽出する部分が2か所とかっていうことを、前、言われてたと思うんですけど、小さい部分とか見えない部分、今までも市の中のちょっと法的にまづかったねっていう部分が僕が議員になってからも何回かあった部分とかあるんですが、その時点で、大きな業務だけじゃなかった部分で問題が出た気がするなって。まあ契約とかの部分だったのかもしれないんですけど、小さな部分とかでも2か所とかじゃなくて、もうちょっと広く調査の対象とすることはできないのかなっていう部分で今回も、令和8年度の予算でも2か所の抽出を考えられているのか、何か所ぐらいの想定になるんですか。

天野昭子監査委員事務局長

前回の御質問、御意見を受けて、監査委員と協議をいたしました。が、来年度もこれまでど

おりの2件、建築工事1件、土木工事1件で継続したいと考えております。

理由については、これまで実施した工事監査の結果が良好と認められるものであったため、これまでどおりの工事監査を継続したいということでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

何で聞いたかっていうと、いろんな市の仕事というか、そういう工事を受けている業者さんたちとお話をさせていただく機会がある中で、今、各部門の工事でどうしても繰越明許したくないとか、機材、資材を発注してから届くまでに時間がかかるとかいう部分があった中でも、行政として期間内に必ず完了してくれって言われている部分が市の分が多いってお話を聞いたんです。県は繰越明許とかも踏まえながらできるんで、ある意味丁寧な仕事ができるけど、市の場合は期間が結構決められていて、業者としても期間内に終わらせなきゃいけないから、バタバタやらなきゃいけないっていうような話も聞いていたんで、その中できれいな工事ができているのかとかいう部分を見るっていう部分でも、若干小さいやつとかも見てみる必要性もあるのではないかなっていう気がして聞かせていただきました。要望ということで考えていただければと思います。監査の部門だけの話ではないんで。

契約検査課にも係るのかもしれませんが、その部分は結構、一業者さんとかじゃないところで話を聞いてる中で、契約の部分で県のほうがその辺踏まえて期間を延ばすなりとか、考えてくれてるとかいう話も聞くんで、そこは契約検査課か担当課なのかは分かんないですけど、その部分もそういう声が上がってるってことはちょっと知っていただければありがたいなと思います。

加藤正彦契約検査課長

今、池田議員御指摘のとおり、業界からの声も把握はしておりまして、業界と意見交換等を行った上で、工期の設定ですとか、工期をどう設定していくかっていうところは、契約検査課でも庁内にいろいろ指導しておるところでございます。

引き続き、そこは適正に工期の確保等を行ってまいります。

以上でございます。

伊藤克也委員長

それでは、ほかにごありますか。

松隈清之委員

16ページ。会計管理費、役務費の公金振替手数料等ってあるんですけど、質問というか提案なんですけど、今、結構よその自治体とかでセブン銀行とか使ったりして、DXを進めてるところもあるんですよ。

例えば、こちらから振替するときも口座情報とかそういったものが必要になるし、そういう確認とかもいろいろ——ここでは直接関係ないけど、例えば給付金のときとかもいろいろ手間があったりすると思うんですけど、こういう業務もうまくそういった既存のサービスでもいいんですけど、セブン銀行とか見ていただいたら分かると思うんですけど、そういうD Xを進めることで業務量が減ったりとか、ミスが減ったりとか、あるいはスピードが上がったりとかっていうこともあるので、そういった取組もちょっと検討していただければなというふうに思います。

牛嶋英彦会計管理者兼出納室長

D Xの活用につきましては、我々もセブン銀行を通じて口座振替の情報などを取得できるというようなものも文献で拝見したことがあります。ですので、それにも限らず、そういったD Xを活用した支払いのスピーディー化というか正確性も担保しながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

19ページをお願いします。

款2．総務費、項4．選挙費、目1．選挙管理委員会費の人員に関することなんですけれども、選挙って定期的にやってくるものと突然あった衆議院選のものとあるとは思いますが、選挙が重なる年に関して、人員の増減というか、そういったのを御検討されたかどうか。その辺りは4年ごととかでやってくるものだとは思いますが、その辺りで人件費もろもろ考えたときに、この人員が適当なのかどうかというところの検証はどう行われてるのかをお尋ねしたいと思います。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

大きく6つあると思います。国政選挙、衆院選、県議選、知事選、市長選、市議選。特に今回みたいに急に解散になって、しかも選挙区、比例区、国民審査となる場合、それから市長選、知事選は原則1人ずつですが、それぞれで対応が極端に変わってくる場合もありますし、もう従前に分かっている部分は時期的に若干のずれがあるにしてもということですが、その部分については当然期日前の投票期間の違いとか現在のところいろんな御意見をいただけてはいますが、期日前投票所1か所でさせていただきます。

投票所は市内23か所、そこも状況によって違いますけど、状況にあわせて人事部局のほうと相談をさせていただいて——どう言ったらいいですかね、適材適所じゃないですけど、当然極端に人数を増やしたり、逆に減らしたりというのはできませんけれども、前回こうい

うふうだったよねと、じゃあここはこのくらいちょっと増やしましょうとか、逆にここは合理化できるんじゃないかとかいうのを相談しながら、今、言った準備から期日前投票から当日の投票、開票を市役所、やってるのは選挙管理委員会事務局なんですけど、実際携わってるのは鳥栖市の職員全員で携わってるということでやっています。

当然、その選挙、選挙にあわせて人事部局のほうと事前相談をしながら、無理のない配置ということでやっているのが現状です。

以上です。

牧瀬昭子委員

1年ごとに積み重ねられる業務もあれば、選挙って4年ごとのとかっていうことで蓄積できるものっていうのが、なかなかその時にしかやってこないものなので、専門的に仕事の中身が分かってる方がやっぱり他の業務に比べると偏りがちな部署じゃないかなと思うので、そのあたりも人員を、その時にですかね、そういうときに経験値を積めるような形でいろいろな職員さんに、分かっている職員さんを増やすような取組ということで、ぜひ御検討いただけたらと思ってちょっとお話をさせていただいたところなので、今後ともその辺りの検討を人事部局と一緒に考えていただきたいと御検討お願いします。

続けてお願いします。

20ページの目3. 知事選挙費で職員手当870万円ということなんですけれども、先ほど御説明の中で期日前投票の時間外ということだったと聞いて、それで合っていましたでしょうか。選挙事務従事者の時間外勤務手当というところなんですけど、この870万円の中身をもう一度教えてもらっていいですか。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

選挙手当ですので、通常勤務時間は当てはまらない。ですから、土日の期日前投票とか選挙執行日の朝7時から夜の8時までの投票事務、それからその後の、間がちょっと空きますけれども、9時から終わりまでの開票事務、その部分の従事手当でやっていることになります。

以上です。

牧瀬昭子委員

期日前投票所でかかった分を個別に積算されたりしたことはありますか。期日前投票が先ほどちょっと話が出ていますが、もう1か所増やすとかなったときの人件費がどのくらい増えるのかとかっていうのは、これの中でももし分かればと思ったんですが、どうでしょうか。

縄田明久選挙管理委員会事務局次長

期日前投票にかかった時間は個別に積算して、それを積み上げてお支払いしているってい

う形なので、この分でどれくらいかかったっていうのは個別に積算しております。

牧瀬昭子委員

分かりました。

期日前投票所が増えることによる、選挙の場所を増やすことによって、やはり投票率のアップとかも考えるべきじゃないかなと思ひまして、そのあたりの積算も今後ちょっと検討に入れていただきたいなと思って、そこの御検討の配慮をお願いいたしたいと思ひます。

続きまして、19ページに戻ります。

款2．総務費、項4．選挙費、目2．選挙啓発費なんですけれども、この分に関して、毎年されていることだと思うんですけれども、投票率が下がっていつてしまっていることが懸念されるのですが、現在、お金には出てないものももちろんされてあるとは思ひますが、これまでの過程の中でもう少しここを手厚くしたほうがいいかなと、今年度思われてることとか、事業費には出てないけれどもこういうことをやろうと思ひてるとかつていうことがあったら教えてください。

三橋和之選挙管理委員会事務局長

それこそ昨年、市議選の前だったんですけれど、今年度は出前講座ということで、鳥栖工業高校に行きまして、ちょっと時間かけられてましたが、選挙啓発の出前講座をさせていただきました。

たまたまですけれど、鳥栖市内に鳥栖高校、鳥栖工業高校と鳥栖商業高校と3つの高校がございます。その中で投票できる年齢になられる方が、選挙によっては鳥栖市内に限られると思うんですけれど、そういう方がいらっしゃるんで、学校のほうと連携をして、当然これは高校だけじゃなくて、例えば中学校の公民の授業とかもございますし、そういう場で学校と連携をできたらなというふうには考えてます。

ただ、鳥栖工業高校とか鳥栖商業高校になられますと、夏はインターハイとか、秋になるともう就職の準備とか、鳥栖高校でいうならば受験のシーズンとか、学校の行事の合間ということになりますので、昨年はたまたまそこで条件が折り合って、11月にそういうことができたんですけれども、そういうのを広げていけたらなというふうには考えています。

以上です。

牧瀬昭子委員

高校に行っていて出前講座なども行っているということなので、そういう中でもできれば啓発費の中にも、商品とか消耗品とか出てますが、何かそういうときに配っていただけるとか、そういう啓発事業につながるものを他の自治体とかも研究していただきながら、常にそれが配られて皆さんの目に留まるような物ということで、ぜひ御検討いただ

以上です。

ほかにございますか。

質疑を終わります。



以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

80

令和 8 年 3 月 4 日（水）

1 出席委員氏名

委員長	伊藤 克也
副委員長	牧瀬 昭子
委員	中村 直人
委員	上村 典子
委員	松隈 清之
委員	重松 忠
委員	池田 利幸
委員	古賀 秀樹

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市民環境部長	緒方 守	
市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	原 祥雄	
市民協働課課長補佐兼市民協働係長	築地 美奈子	
市民協働課地域づくり係長	小柳 桂子	
市民協働課男女参画国際交流係長	大石 文枝	
市民課長	有馬 秀雄	
市民課参事兼課長補佐兼市民係長	下川 有美	
市民課課長補佐兼整備係長	脇 友紀子	
国保年金課長	榎 浩喜	
国保年金課健康保険係長	宮田 昭江	
国保年金課国民年金係長	徳渕 文子	
税務課長	楠 和久	
税務課参事兼課長補佐兼固定資産税係長	本田 一也	
税務課課長補佐兼管理収納係長	横尾 光晴	
税務課課長補佐兼市民税係長	北 三希子	

環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長 増田 義仁
環境課環境推進係長兼環境施設調整室施設調整係長 佐藤 義勉
環境課温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本 慎太郎

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口 晶子

5 日 程

市民環境部審査

- 議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）
- 議案乙第5号 令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会補正予算（第3号）
- 議案乙第6号 令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算
- 議案乙第11号 令和8年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算
- 議案乙第12号 令和8年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案甲第3号 鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第7号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例
- 議案甲第13号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案甲第14号 鳥栖市犬取締条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報 告〔市民環境部保険年金課、税務課〕

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について（専決予定）

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

午前 9 時 57 分 開会

伊藤克也委員長

これより、本日の総務常任委員会を開きます。

市民環境部

議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

伊藤克也委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。では、執行部の説明を求めます。

緒方守市民環境部長

本日御審議いただきます市民環境部関係の議案といたしましては、乙議案が一般会計及び2つの特別会計の補正予算、令和8年度の当初予算ということで合計6本、甲議案につきましては4本でございます。

内容につきましては、各担当課長から御説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

楠和久税務課長

それでは、議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民環境部関係分について御説明いたします。

総務常任委員会資料の 2 ページをお願いします。歳入の主なものについて御説明いたします。

款 1. 市税につきましては、12月議会において個人市民税、固定資産税、都市計画税の現年課税分について補正いたしておりましたが、12月から3月までの調定収納見込み額により、それぞれ補正しております。

以上、税務課分の説明となります。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

4 ページをお願いします。

款15. 使用料及び手数料、項2. 手数料、目2. 衛生手数料、節3. 清掃手数料のうち、一番上のごみ処理手数料123万3,000円は、指定ごみ袋等の販売収入の決算見込みによる補正でございます。

槇浩喜保険年金課長

款17. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者に対する保険料軽減分に対し交付される保険基盤安定負担金の決算見込みに伴い減額補正しております。

6 ページをお願いいたします。

款22. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入のうち、2行目の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施業務受託料につきましては、決算見込みに伴い補正をしております。

7 ページをお願いいたします。

項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入の2段目でございます。県後期高齢者医療広域連合雑入については、令和6年度後期高齢者医療の療養給付費に対する定率負担金の精算に伴い補正をしております。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

その下の鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、それぞれ当該組合派遣職員の人件費分の決算見込みによる補正及び減額補正でございます。

次に、令和6年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、当該組合の決算による組合負担金の返還金でございます。

その下、令和6年度佐賀県東部環境施設組合返還金につきましては、こちらも当該組合の決算による組合負担金の返還金でございまして、焼却施設の売電収入及びリサイクル施設の有価物売払い収入の増加による歳入の増、リサイクル施設建設費における文化財調査の委託料及び焼却施設、リサイクル施設の運営費の減による歳出の減少等の理由によりまして、負担金の返還が生じたものでございます。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、その下の表、款23. 市債、項1. 市債、目1. 総務債、節1. 総務管理債につきましては、鳥栖まちづくり推進センター整備事業及び若葉まちづくり推進センター改修事業に係る市債の減額補正でございます。

鳥栖まちづくり推進センター整備事業に係る部分につきましては、12月市議会定例会に

おきまして補正予算として計上し、議決をいただいておりますが、決算見込みにより減額補正するものでございます。若葉まちづくり推進センター改修事業に係る部分につきましては、指名競争入札を踏まえ、工事請負費が減額となったことから、市債についても決算見込みにより減額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。委員会資料の８ページをお願いいたします。

款２．総務費、項１．総務管理費、目10．市民協働推進費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

次に、その下の表になりますけれども、款２．総務費、項１．総務管理費、目11．まちづくり推進センター費につきましても決算見込みによる減額補正でございまして、主なものといたしましては、節１．報酬及び節３．職員手当等につきまして、まちづくり推進センターに勤務いたします会計年度任用職員の人件費などの決算見込みによる減額補正でございます。

市民協働課分は、以上です。

楠和久税務課長

９ページをお願いします。

目15．定額減税調整給付金給付費につきましては、国から提供された算定ツールの算定結果を基に対象者と給付額の見込みを算定しておりましたが、当市で把握していない転入者の情報を前住所地の自治体へ照会し再算定した結果、対象者数と給付額が見込みより少なかったため、減額補正するものでございます。

10ページをお願いします。

項２．徴税費、目２．賦課徴収費、節12．委託料につきましては、固定資産評価業務委託料等の入札残などによる減額補正でございます。

税務課関係分は、以上でございます。

有馬秀雄市民課長

続きまして、11ページをお願いいたします。

項３．戸籍住民基本台帳費、目１．戸籍住民基本台帳費の節１．報酬から節13．使用料及び賃借料につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

なお、節12．委託料のうち、戸籍附票への旧氏及び旧氏振り仮名記載に係るシステム改修等委託料325万4,000円につきましては、戸籍附票証明書等に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修を行うものでございます。

続きまして、16ページ、第３表、繰越明許費補正をお願いいたします。

款２．総務費、項３．戸籍住民基本台帳費の異動受付支援システムにつきましては、基幹系システムの標準化に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

次に、中段の戸籍附票システム等改修事業につきましては、先ほど説明しました戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載に係るシステム改修等委託料でありまして、国の補正予算を活用し、全国一斉に行われるシステム改修になります。年度内完了が困難なため、繰り越すものでございます。

以上で市民課分の説明を終わります。

槇浩喜保険年金課長

12ページをお願いいたします。

款３．民生費、項１．社会福祉費、目５．後期高齢者医療費の節１．報酬から節12．委託料につきましては、それぞれ決算見込みに伴い、減額補正しております。

節27．繰出金につきましては、本年度の県後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金等の決算見込みに伴い減額補正しております。

項４．国民年金事務取扱費、目１．国民年金費の各節につきましては、それぞれ決算見込みに伴い、減額補正しております。

保険年金課関係は、以上でございます。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

13ページをお願いします。

款４．衛生費、項２．環境衛生費、目１．環境衛生総務費のうち、節12．委託料につきましては、町区で行う残土回収の処理委託料の決算見込みによる減額補正でございます。

目２．斎場費のうち、節12．委託料につきましては、斎場の施設運營業務委託料の入札残について、決算見込みにより減額補正するものでございます。

14ページをお願いします。

項３．清掃費、目１．清掃総務費、節18．負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

次に、佐賀県東部環境施設組合負担金につきましても決算見込みによる減額補正でありまして、焼却施設の売電収入の増加、それから焼却施設の運営費の減少により、構成市町の負担金が減となり、負担割合に応じて本市の負担金が減額されるものでございます。

目３．し尿処理費、節18．負担金、補助及び交付金につきましては、し尿処理負担金の決算見込みによる減額補正でございます。

16ページをお願いします。

繰越明許費についてでございます。

一番下の款４．衛生費、項３．清掃費、事業名九畝谷線道路改良事業につきましては、測量設計業務において、関係団体、地権者との協議に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため、1,459万9,000円を令和８年度に繰り越すものでございます。

以上で、議案乙第４号 令和７年度鳥栖市一般会計補正予算（第７号）のうち、市民環境部関係分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

伊藤克也委員長

御説明ありがとうございました。

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

２ページの固定資産税、節２の滞納繰越分の500万円の減額なんですけど、1,800万円はもともとどういうふうな見込みをされていて、あんまり、こんなに……、予定よりも集め切れなかったということなんですか。

楠和久税務課長

見込みは、これまでの実績等に基づいて計上をしております。今回減額補正しておりますのは、現在までの徴収額を加味しまして、実績に応じて減額をしていると。理由といたしましては、滞納そのものが少なかった、もしくは見込みよりも徴収できていない部分があるかどうかについては、細かいところまでははっきり分析できているわけではございませんけれども、現在までの実績に応じて補正をしているところです。

松隈清之委員

もちろん結果なので、特に滞納の分なので、必ずしも予定どおりにいかないってことはあるんですけど、基本的にはやはり払っていただかなくてはならない。これ、多分滞納額自体は見込み以上に絶対あるはずなので、払っていただかなくてはならないので、その分析っていうか、どうやったらきちっと払っていただけるのか、税の公平性からしても、やはりここは力を入れていくべきところではありますので、きちっと分析をして次につなげていただきたいと思います。

伊藤克也委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

７ページの一番下、款23．市債、項１．市債の目１．総務債、節１．総務管理債の説明のところ、まちづくり推進センター整備事業。先ほど説明でもあったと思うんですけど、予算上げて、けどここで落としているっていう部分、繰越明許もかかってないところを見ると——繰越明許がかかってますか。

ということは、これ一応、予定どおりに進みながらいけてるもんなのかどうなのかっていうのは、どんな感じなんですか。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

池田議員御指摘の部分につきましては、鳥栖まちづくり推進センター整備事業の起債の部分だというふうに考えております。

こちらにつきましては、繰越明許は12月市議会の中で御説明をさせていただいておりますが、翌年度に繰越しを御承認いただいております。

事業の進捗といたしましては、2月ですけれども、12月補正で可決いただいた予算につきまして、2月に契約を行い、一応、新年度に向けての契約ということで、2月から来年の2月にかけて契約を結んでおるところでございます。

先日、第1回目の協議を行いまして、具体的に設計を進めてまいるところでございます。

以上です。

伊藤克也委員長

ほか、ございますか。

牧瀬昭子委員

7ページをお願いします。

款22. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入のうちの4番目、令和6年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金の決算見込みによる補正ということで、御説明の中で売電価格と有価物と文化財に関することでお話があったかと思いますが、この内訳を教えてください。

増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

東部環境施設組合の負担金の返還金の内訳でございますけれども、まず歳入につきましては、焼却施設の売電収入が約2,100万円の増、それからリサイクル施設の有価物の売払い収入が約2,000万円の増という、歳入の増がございました。

それから歳出につきましては、リサイクル施設建設費の減ということで約3,600万円、それと焼却施設、それからリサイクル施設、それぞれの施設運営費の減ということで約6,000万円ということでございまして、令和6年度の組合の負担金の精算金としまして、総額で1億5,220万9,000円というもので、本市の負担割合ということで今回計上しております9,152万7,000円が返還されるものでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

売電が今回から出てくるということと、あと、これまで使っていた西部の分との比較というところでの見込んでたものよりも少なくて済んだというところでこの金額の分が出てくる

節２．特別交付金につきましては、保険者の医療費適正化に向けた取組等に応じて交付される保険者努力支援制度分や県の事業評価分として交付される県繰入２号分などの決算見込みに伴い、減額補正しております。

３ページをお願いいたします。

款５．繰入金、項１．一般会計繰入金、目１．一般会計繰入金、節１．一般会計繰入金のうち事業費繰入金につきましては決算見込みにより、保険基盤安定繰入金から産前産後保険税繰入金につきましては、交付決定に伴い補正しております。

款８．国庫支出金、項１．国庫補助金、目２．子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、令和８年度の国民健康保険税から新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に対応するための本市基幹系システムの改修に係る経費について、補助金の額の確定により補正しております。なお、補助率は10分の10でございます。

４ページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

款１．総務費、項１．総務管理費、目１．一般管理費、節２．給料から節17．備品購入費まで、決算見込みにより減額補正しております。

５ページをお願いいたします。

項２．徴税費、目１．賦課徴収費、節１．報酬から節27．繰出金まで、決算見込みにより減額補正しております。

６ページをお願いいたします。

款２．保険給付費、項１．療養諸費、目１．療養給付費及び目２．療養費につきましては、本年度の給付見込みにより減額補正しております。

７ページをお願いいたします。

款５．保健事業費、項１．特定健康診査等事業費、目１．特定健康診査等事業費のうち、節12．委託料につきましては、集団健診や個別健診などの受診見込みにより減額補正しております。

８ページをお願いいたします。

項２．保健事業費、目３．健康推進事業費のうち、節27．繰出金につきましては、健康増進課等で実施する保健事業に対して、県特別交付金の交付決定を受けたため、一般会計の繰出金を計上しております。

以上、議案乙第５号についての説明を終わります。

伊藤克也委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

7 ページの特定健康診査等事業費の委託料、これはどうなのでしょう。見込みよりも、やはり特定健診が少なかったということなのでしょう。

槇浩喜保険年金課長

特定健診につきましては、目標を60%というところで予算を計上しておりますけれども、現実的には昨年度も40%台というところでございます。いろいろ取組をやっておりますけれども、ちょうど60%まではいかないっていうところで、今回減額ということです。

松隈清之委員

以前から数字はある程度聞いているんですけど、これ、よその自治体と違ってどうなんです。全国、大体60%を目標にみたいなことを言われているんですけど、うちが特別低いのか、よそも同じような受診率になってるのかっていうのは。

槇浩喜保険年金課長

令和6年度の実績でいきますと、本市46.2%でしたけれども、県内でいくと10番目、上から10番目、10番目に良いという状況でございます。10番目によいという……（発言する者あり）高い順からいくと、10番目ということでございます。

松隈清之委員

ちなみに高いところと低いところっていうか、どれくらいの数字になりますか。

槇浩喜保険年金課長

高いところは、58.2%でございます。一番低いところにつきましては、32.8%になっております。

以上です。

松隈清之委員

その表自体は見てないんで、地域性があるのかどうかってのはよく分かりませんが、いろいろ取組をされているのは承知をしております。町区に出向いて行ってとかね。

何が効果的なのかっていうところも地域性があるのかもしれないですけど、よその高いところの取組も参考にさせていただきながら、やはり受診率を上げていくことが、その後の医療費抑制につながるっていうこともあるので、ぜひ、また検討していただきたいと思います。

池田利幸委員

2 ページの一番下、特別交付金決算見込みによる減額補正、県補助金、健康増進に係る何か、そういう部分で御説明をいただいたと思うんですけど、もう一回その内容をもうちょっと詳しく聞かせてもらってもいいですか。

槇浩喜保険年金課長

この特別交付金というのが4つございまして、一つが特別調整交付金といいまして、その自治体の地域性に応じて交付される分で、例えば結核とか精神にかかる医療費が多額であるとか、あるいは非自発的失業による国保税の減免であるとかっていうところで、額が確定するというようなものでございます。

もう一つが保険者努力支援交付金といいまして、保険者のいわゆる保健事業の取組に対して、国のほうが評価をしまして、交付をしていただくというような交付金がございます。

それから、次に県繰入金2号分というのがございまして、こちらも本市の医療費適正化事業や保健事業、それから収納対策事業に対しまして、県のほうから交付金をいただくというものでございます。

最後に、特定健診の実費に対して交付金をいただくというものがございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ということは、基本的に国とか県とかが定めている部分に、鳥栖市がその基準に対してどうなのかっていうところで判定されて、給付が行われるという理解でよろしいんですか。

槇浩喜保険年金課長

そうですね、実績に応じてということで、交付金の額が確定するというものでございます。

池田利幸委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

伊藤克也委員長

ほかにございますか。

牧瀬昭子委員

3ページなんですが、款8. 国庫支出金、項1. 国庫補助金、目2. 子ども・子育て支援事業費補助金の分ですが、この分は、先ほどシステム改修に関わるということでお話があったと思うんですが、これは一回こっきりのものなのか、それとも毎年何かしらまたプラスしてかかってくるものなのか、そのあたりを教えてもらっていいですか。

槇浩喜保険年金課長

こちらの子ども・子育て支援事業に対する国の補助金につきましては、システムの改修ということで、一回だけということでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

ということは、そのシステムを導入した後のシステム改修のどうのとかいろいろ出てきますけど、そういったことは今後は考えなくても大丈夫ということですか。

現状、今お示しされてる部分で補助金ということで今回上がってます。今後こういった状況があるか分かりませんので、その場合は適宜適切に、国庫補助がある場合には、ちゃんとそれに乗せて事業をしていくというふうに考えています。

それでは、質疑を終わります。

つきましては、県後期高齢者医療広域連合の事務費である共通経費負担金の決算見込みや保険料軽減分を補填する保険基盤安定繰入金額の確定に伴い、減額補正しております。

以上、議案乙第6号についての説明を終わります。

伊藤克也委員長

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中村直人委員

国民健康保険にもありましたが、後期高齢者にもありますけれども、子ども・子育て支援の事業費補助、これの制度の意味っていうか、意義っていうのは、この国保と後期高齢者にはあるんだけど、その制度の意義っていうのはどういうものなのか教えてください。

槇浩喜保険年金課長

来年度から、国民健康保険と後期高齢者保険、その他の被用者保険についても、子ども・子育て支援納付金ということで、一定額徴収されることになっています。

子ども・子育てについては、今回この税金を徴収することによって、子ども・子育て支援策について一定その事業に充てられるということになっております。例えば、児童手当の高校生年代までの延長であるとか、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の増額とか、あるいは妊婦さんのための支援給付、こども誰でも通園制度などの事業に充てられるということになっています。

この制度については、社会全体で子育て世代を支えるというところで今回、社会保険のほうから負担をしていただくということでございますので、少子化っていうところの中で、子供を支援していくというような意味があるというふうに考えています。

以上です。

中村直人委員

意味は分かるんですけども、子ども・子育てを全体でやるっていうのは分かるんだけど、国民健康保険を払ってる人、さらには後期高齢者の人、人数も限られてるんだし、国保においても支払ってる人たちの生活も大変厳しい状況にあるし、後期高齢者、特に我々も後期高齢者やけれども、取れるところから取ろうというふうな感じもしないわけでもないんです。やはり子ども・子育てだったら、こういうところからじゃなくて、やはり厚労省できちんとやるべきじゃないかという気もするもんだから、こういう、取れるところから取ろうという、この感じではやはりあんまりよくないと思うんです。そこら辺、これはもう国の考えで地方自治体はやられてるから分かるんだけど、やはりそういった点は国にはきちんと言うべきだろうと、こう思いますので、一言申し上げておきます。

伊藤克也委員長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑を終わります。

~~~~~

伊藤克也委員長

楠和久税務課長

ただいま議題となりました、議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、市民環境部関係分について御説明いたします。

総務常任委員会資料の当初予算説明資料 2 ページをお願いいたします。歳入の主なものについて御説明いたします。

款 1. 市税の各税目における現年度課税分につきましては、これまでの実績及び令和 7 年度の収納状況から見込み額を計上いたしております。また、滞納繰越分につきましても、令和 6 年度の決算額及び令和 7 年度の徴収実績による見込み額をそれぞれ計上いたしております。

前年度からの増減理由について主なものを御説明いたします。

項 2. 固定資産税、目 1. 固定資産税、節 1. 現年度課税分につきましては、大規模施設の建設等による固定資産税の増加を考慮した額を計上いたしております。

3 ページをお願いします。

項 3. 軽自動車税、目 1. 環境性能割につきましては、令和 7 年度をもって廃止されることから減額となっております。環境性能割につきましては、県で徴収され、2 か月後に市へ入金されるため、令和 8 年 2 月、3 月の 2 か月分を計上しております。

以上、市税に関する説明となります。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

委員会資料の 4 ページをお願いいたします。

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料に

つきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入を計上いたしております。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

目 3. 衛生使用料、節 2. 環境衛生使用料のうち、斎場使用料につきましては、市外居住者の斎場使用料でございます。

#### **有馬秀雄市民課長**

続きまして、項 2. 手数料、目 1. 総務手数料、節 1. 総務管理手数料につきましては、印鑑証明等の発行に係る手数料の見込額を計上しております。

節 3. 戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明や住民票証明などの発行に係る手数料の見込額を計上いたしております。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

目 2. 衛生手数料、節 2. 環境衛生手数料につきましては、犬の新規登録手数料及び狂犬病予防接種注射済票交付等の手数料でございます。

節 3. 清掃手数料のうち、一番上のごみ処理手数料につきましては、指定袋等の販売収入でございます。その下の廃棄物処理依頼手数料につきましては、家庭から出る一時多量排出ごみに対する 2 トン車 1 台による臨時収集の手数料でございます。

5 ページをお願いします。

款 15. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 3. 衛生費国庫補助金、節 2. 清掃費国庫補助金につきましては、真木町の旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備に伴う国からの交付金でございます。

#### **有馬秀雄市民課長**

続きまして、項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金、節 2. 戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者居住地届出等事務委託金につきましては、外国人の住民異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

#### **槇浩喜保険年金課長**

目 2. 民生費委託金、節 2. 国民年金事務取扱費委託金のうち、国民年金事務費交付金につきましては、国民年金資格の取得、喪失等の事務経費に関する交付見込額を計上しております。

款 16. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金、節 1. 社会福祉費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度による保険料軽減分の県負担分を計上しております。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

委員会資料の 6 ページをお願いいたします。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費県補助金の消費者行政推進事業費補助金につきましては、消費者生活相談等の研修費及び消費者教育等に係る経費への助成でございます。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

目3. 衛生費県補助金、節2. 清掃費県補助金のうち、不法投棄防止対策等支援事業費補助金につきましては、市が実施する不法投棄防止対策事業に対する県からの補助金でございます。次に、SAGAゼロカーボン加速化事業補助金につきましては、家庭用の太陽光発電設備及び蓄電池の導入に対する県からの補助金でございます。

#### **楠和久税務課長**

項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節2. 徴税費委託金につきましては、県民税徴収等委託金を計上いたしております。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入につきましては、轟木町にあります本市の旧不燃物処理場跡地の有限会社鳥栖環境開発総合センターに対する貸付料でございます。

7ページをお願いします。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目5. 地域環境整備基金繰入金、節1. 地域環境整備基金繰入金につきましては、ごみ処理施設周辺活性化交付金、あさひ新町の車両乗入口等整備、旧衛生処理場内道路測量設計、まちづくり推進センターへの古紙類の回収ボックスの設置に伴う経費等への事業に対し、地域環境整備基金から繰り入れるものでございます。

#### **槇浩喜保険年金課長**

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入、説明欄2行目の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施業務受託料につきましては、県後期高齢者医療広域連合からの受託事業で、高齢者のフレイル予防事業などの人件費及び事務費などに対する交付見込額を計上しております。

#### **有馬秀雄市民課長**

続きまして、8ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入の2行目、収入印紙販売代金等につきましては、市民課窓口で販売する収入印紙、佐賀県証紙等の販売代金の見込額を計上いたしております。

#### **槇浩喜保険年金課長**

4行目の県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、県後期高齢者医療広域連合へ派

遣しております職員1名の人件費相当分を受け入れるものでございます。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

その二つ下になりますが、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入及び佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、両組合に派遣しております職員の人件費をそれぞれ受け入れるものでございます。

次の次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い佐賀県東部環境施設組合から本市に支払われるものでございます。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

その下の表になります。

款22. 市債、項1. 市債、目1. 総務債、節1. 総務管理債につきましては、鳥栖まちづくり推進センター整備事業及び鳥栖北まちづくり推進センター改修事業に係るものでございます。内容につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

目3. 衛生債、節1. 環境衛生債につきましては、斎場の空調改修工事に係るものでございます。

節2. 清掃債につきましては、真木町の旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業に係るものでございます。

歳入については、以上でございます。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

続きまして、歳出について御説明をいたします。資料の9ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目10. 市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

令和8年度の予算額につきましては4,989万8,000円でございます。前年比32万3,000円の減となっております。

まず、節7. 報償費につきましては、法律相談を行うための司法書士及び弁護士謝金、消費者教育や外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

その二つ下になりますが、節10. 需用費及び節12. 委託料、節13. 使用料及び賃借料につきましては、前年度と比較いたしまして増額というふうになっております。これは、主に令和8年度鳥栖・ツァイツ子ども交流事業によるもので、例年行っております子ども交流事業にツァイツ市のカトリン・ヴェーバー市長、鳥栖市で申し上げますと副市長に当たる方が随行される予定となっております。令和8年度においては、子ども交流事業は7月11日から7月24日までの2週間滞在されることとなる予定でございまして、期間中の歓迎レセプ

ションや送別会を開催するために食糧費、通訳委託料、バスや宿舍の借上料が増額となっております。

そのほか、節12. 委託料につきましては、消費生活相談員2名を市民協働課内に配置するための消費生活相談業務委託料のほか、令和9年度に鳥栖市第3次男女共同参画行動計画の中間見直しを行うに当たり、前年度である令和8年度において市民意識調査を行うこととしておりまして、男女共同参画市民意識調査委託料が新たな費用として今回計上いたしております。

資料は、10ページをお願いいたします。

節18. 負担金、補助及び交付金につきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対する自治会活動費補助金のほか、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。市民活動センター補助金につきましては、人件費の単価を見直しておりますので、これまでと比較すると補助金額が増額となっております。

次に、目11. まちづくり推進センター費の主なものについて申し上げます。

まちづくり推進センター費につきましては、8地区のまちづくり推進センターの運営及び施設管理に係る費用となっております。歳出総額は2億4,440万1,000円で、前年比1,890万2,000円の増となっております。これは令和8年12月の給与改定によりまして、会計年度任用職員であるまちづくり推進センター職員の報酬や職員手当等が増額となったことが主な要因でございます。

節1. 報酬及び節3. 職員手当等につきましては、まちづくり推進センター職員33名分の人件費でございます。

節7. 報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたしております講座や教室などの講師謝金及び放課後子ども教室の指導員の謝金でございます。

節10. 需用費及び節11役務費につきましては、まちづくり推進センター施設管理に係る消耗品費、光熱水費、修繕料、ケーブルテレビやインターネット利用料、電話料、公民館行事損害保険料などでございます。

節12. 委託料につきましては、まちづくり推進センターの施設管理運営に係る委託料でございます。委託料につきましては、今回、まちづくり推進センターの夜間管理業務について、公益財団法人シルバー人材センターへ委託することとしたため、委託料が増額となったほか、鳥栖北まちづくり推進センター空調整備改修工事設計業務といたしまして、105万円を計上いたしております。先ほど歳入のほうで御説明をいたしました款22. 市債5,320万円のうち90万円を予算として充当することとしております。また、次の節14. 工事請負費と関連いたしますが、鳥栖まちづくり推進センター整備事業工事監理委託料を計上いたしてお

ります。

節14. 工事請負費につきましては、鳥栖まちづくり推進センター整備に係る費用といたしまして、令和8年度において鳥栖まちづくり推進センター分館の解体工事を行うことといたしております。先ほど歳入で御説明をいたしました款22. 市債5,320万円のうち、5,230万円を予算として充当することといたしております。

資料は、20ページを御覧ください。

鳥栖まちづくり推進センター整備事業といたしまして、令和8年度は鳥栖まちづくり推進センター分館の解体工事及び工事監理業務、そして分館廃止に伴い廃棄物の収集運搬業務を行うことといたしております。

資料は、10ページにお戻りください。

その他営繕工事といたしまして、若葉まちづくり推進センター高圧ケーブル張替工事、麓まちづくり推進センター駐車場整備工事を行うことといたしております。

節18. 負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、自治公民館建設等補助金といたしまして、神辺町公民館及び青葉台公民館の改修工事に対し、補助金を交付することをするものでございます。

資料は21ページをお願いいたします。

今回、神辺町公民館につきましては入口階段のバリアフリー化や段差の解消に対する補助、青葉台公民館につきましてはトイレ便座の取替工事と照明器具のLED化に対する補助となっております。

以上で、市民協働課分の御説明を終わります。

## 楠和久税務課長

11ページをお願いします。

項2. 徴税費、目1. 税務総務費の節2. 給料から節4. 共済費につきましては、税務課職員34名のうち32名分の人件費でございます。

目2. 賦課徴収費、節1. 報酬につきましては、国税OBによる市税、国保税の滞納処分指導のための滞納整理指導員報酬、繁忙期の窓口対応や確定申告会場における申告者の誘導や受付などの会計年度任用職員報酬でございます。

節11. 役務費につきましては、納税通知書や督促状などの郵送料やコンビニ収納やスマートフォン決済、地方税共通納税納付等の手数料でございます。

節12. 委託料につきましては、固定資産税路線価算定及び標準宅地時点修正率算定業務等に関する委託料でございます。

12ページをお願いします。

節13. 使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システム、固定資産土地評価システム、地方税電子申告支援サービス、共通納税サービス等の使用料などがございます。

節18. 負担金、補助及び交付金につきましては、地方税に関する電子申告や電子納税等の手続きのポータルシステムであるe L T A Xや軽自動車税等関係手続システムの管理運営を行っている地方税共同機構への負担金などがございます。

節22. 償還金、利子及び割引料につきましては、個人や法人の確定申告や修正申告などによる税額の変更、更正に伴う市税の還付金でございます。

以上、税務課分の説明となります。

#### **有馬秀雄市民課長**

続きまして、13ページをお願いします。

項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費の主なものについて御説明いたします。

節1. 報酬から節4. 共済費につきましては、市民課職員19名及び会計年度任用職員の人件費でございます。

節10. 需用費につきましては、市民課窓口で販売する佐賀県証紙や収入印紙等の購入代金が主なものでございます。

節11. 役務費につきましては、郵送料、コンビニ交付及び電子マネー決済に係る手数料が主なものでございます。

節13. 使用料及び賃借料につきましては、戸籍総合システムや窓口支援システムの利用料及びプリンター等の借上料が主なものでございます。

以上で、市民課分の説明を終わります。

#### **槇浩喜保険年金課長**

14ページをお願いいたします。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目5. 後期高齢者医療費の節1. 報酬から節4. 共済費までにつきましては、後期高齢者医療広域連合への派遣職員や会計年度任用職員の人件費を計上しております。

節18. 負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、本市の後期高齢者に係る保険給付費の見込額に対する公費負担分として負担対象額の12分の1相当分を計上しております。はり・きゅう助成金につきましては、被保険者のはり・きゅう施術1回につき1,000円を助成する経費を計上しております。

節27. 繰出金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の業務運営に必要な共通経費などの本市負担分について、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

15ページをお願いいたします。

項 4. 国民年金事務取扱費、目 1. 国民年金費につきましては、国民年金事務に従事する職員 3 人分と会計年度任用職員 2 人分の人件費などについて計上しております。

保険年金課分につきましては、以上でございます。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

16ページをお願いします。

款 4. 衛生費、項 2. 環境衛生費、目 1. 環境衛生総務費のうち主なものについて申し上げます。

節12. 委託料のうち、2 段目の残土処理委託料につきましては、各地区の側溝清掃作業等により発生いたしますしゅんせつ残土の処理に関する委託料でございます。

節18. 負担金、補助及び交付金のうち、2 段目の飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金につきましては、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施する者に対して必要経費の一部を助成するものでございます。

次に、目 2. 斎場費のうち主なものについて申し上げます。

節10. 需用費のうち、燃料費につきましては主に火葬の際に使用する灯油代、光熱水費につきましては斎場の電気水道代、修繕料につきましては火葬炉関係の機材、機器類等の年次的な修繕に要する経費でございます。

節12. 委託料のうち、施設運營業務委託料につきましては、斎場の受付及び火葬業務全般に関する委託料で、株式会社元創と 3 年間の長期継続契約を結んでおります。その下の施設管理委託料につきましては、警備、清掃、点検といった施設の管理に必要な委託料でございます。

節14. 工事請負費の主なものにつきましては、ホール、廊下、収骨室等の空調の改修工事及び高圧ケーブルの更新工事でございます。

17ページをお願いします。

項 3. 清掃費、目 1. 清掃総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、環境課職員22人分の人件費でございます。

節12. 委託料のうち、測量設計等委託料の主なものは、旧衛生処理場内道路の測量設計委託料でございます。次に、工事監理委託料は、真木町の旧ごみ焼却施設の跡地に資源物等の一時保管場所となるストックヤードを整備する際の工事監理業務でございます。次の廃棄物処理委託料は、真木町の旧ごみ焼却施設に残されていた備品等について処理するものでございます。

節14. 工事請負費につきましては、旧ごみ焼却施設解体等工事及びあさひ新町の車両乗

入口等整備工事でございます。

資料22、23ページをお願いします。

初めに22ページ、事業名、旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業でございます。令和6年度から8年度で旧ごみ焼却施設の解体及びストックヤード整備を行うものでございますが、現在、現地の建物はなくなっておりまして、おおむね建物の解体が完了しており、瓦礫等の片付けが残っているような状況でございます。新年度はストックヤードの建築工事に入りまして、年内にストックヤードの整備を終える予定でございます。なお、本事業につきましては、資料に記載のとおり、継続費を設定いたしております。

また、資料の下の方に記載のとおり、継続費外として、旧衛生処理場内道路測量設計業務を計上いたしております。

資料の23ページを御覧ください。

道路整備箇所と記載している箇所につきましては、片側1車線の道路整備を行うための測量設計を行うことといたしております。

次に、資料の24ページをお願いします。

事業名、あさひ新町車両乗入口等整備事業でございます。目的としましては、ごみ処理施設周辺環境調査において、調査用車両が調査地点へ進入できるよう、車両の乗入口を整備するものでございます。また、当該地を現在の用途である駐輪場から駐車場に変更し、肥前旭駅東側跨線橋周辺の箇所を駐輪場とするための整備等を行うものでございます。

資料の17ページに戻りまして、節18. 負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、みやき町の旧ごみ焼却施設の解体に係る本市の負担金でございます。次の佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、ごみ処理施設の運営及び次期リサイクル施設建設に係る本市の負担金でございます。その下、ごみ処理施設周辺活性化交付金につきましては、資料の25ページを御覧ください。

事業名、ごみ処理施設周辺活性化交付金でございます。ごみ焼却施設の周辺自治会である安楽寺町が行う公民館敷地等測量及び用地取得並びに次期リサイクル施設の所在する自治会の立石町が行う遊歩道整備事業ほか、資料に記載の3事業に対しまして要望書が提出されたことから、ごみ処理施設周辺活性化交付金交付要綱に基づき交付するものでございます。

資料17ページに戻りまして、節24. 積立金につきましては、次期ごみ処理施設建設に伴い、佐賀県東部環境施設組合から支払われる建設協力金とその利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、目2. 塵芥処理費のうち、主なものについて申し上げます。

節10. 需用費のうち、消耗品の主なものは、指定ごみ袋の作製費となっております。

節11. 役務費の主なものは、指定袋販売手数料で、指定販売店に対しまして指定ごみ袋及び粗大ごみシールの販売価格の10%を支払うものでございます。

18ページをお願いします。

節12. 委託料のうち、一番上の指定袋配送等委託料につきましては指定袋の保管、管理及び指定販売店への配送に係る経費、次の塵芥収集運搬委託料につきましては家庭から出される可燃ごみの収集運搬に係る経費、次の粗大ごみ収集運搬委託料につきましては粗大ごみシールによる収集で町区別の定期収集に伴う委託料、次の資源物回収指導等業務委託料につきましては真木町にあります資源物広場での分別指導及び回収した資源物をみやき町のリサイクルプラザまで運搬する経費、次の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては各町区単位で実施いただいておりますコンテナ収集に際してのコンテナの配布や回収した資源物のリサイクルプラザまでの収集運搬にかかる経費、次の廃棄物特別処理委託料につきましては家庭から出る一時多量排出ごみの臨時収集に係る経費、町区から出される樹木剪定くずや動物死骸その他処理困難物等の収集運搬に係る経費でございます。

節14. 工事請負費につきましては、まちづくり推進センター3か所に古紙類の回収ボックスを設置するものでございます。

資料の26ページをお願いします。

事業名、ごみ対策・リサイクル推進事業（拡充分）でございます。事業概要としましては、①市内のまちづくり推進センターに古紙類回収ボックスを設置、②としまして、町区のコンテナ収集での回収品目の追加となっております。内容としましては、鳥栖北、田代、旭の各まちづくり推進センターへの古紙類回収ボックスの設置工事費590万円、その他消耗品等経費も含めまして、事業費629万円、町区のコンテナ収集での回収品目の追加の実施に伴いまして、コンテナ、回収用ネット、案内看板等の消耗品費227万円を計上いたしております。回収対象品目の追加により、資源物コンテナ収集運搬委託料を1,000万円増額いたしております。なお、品目追加を実施する町区につきましては、15町区での実施を予定しております。各町区1か所ずつで試行的に実施するものでございます。

資料の18ページに戻りまして、中ほどの節18. 負担金、補助及び交付金のうち、上から2つ目、コンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物のコンテナ収集を実施いたします全町区に対する交付金で、1世帯当たり240円を交付するものでございます。次の資源回収奨励補助金につきましては、古紙等の資源物回収を行う自治会や子供クラブ、老人会などの各種団体に対する補助金でございます。次のごみ集積所整備事業費補助金につきましては、資料の27ページをお願いします。

事業内容としましては、可燃物のごみ置き場にごみボックスの設置を行われます町区に対

資料18ページに戻りまして、目3. し尿処理費、節18. 負担金、補助及び交付金のし尿処理負担金につきましては、し尿等の処理を下水道浄化センターのし尿等受入施設で行っていることから、施設の維持管理費、し尿処理費用を負担金として支払うものでございます。

19ページをお願いします。

節10. 需用費、印刷製本費のうち12万5,000円及び節11. 役務費の通信運搬費につきましては、令和8年度に行います第3次鳥栖市環境基本計画の中間見直しに伴う冊子の印刷代及び市民アンケート等の実施に必要な郵送料でございます。

事業概要としましては、太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入する方に対して補助金を交付するものでございます。佐賀県の重点対策加速化事業の採択を受けて実施するもので、5年間実施予定で、財源は全額県費となっております。内容を記載いたしておりますが、1件当たり補助金の上限額が82万円となっており、その内訳として、太陽光発電設備、蓄電池に対しまして、それぞれ上限額が設けられております。令和8年度の補助件数は9件でございます。

節12. 委託料のうち、一番上の水質汚濁測定委託料につきましては、市内主要河川等の定期的な測定に係る委託料でございます。一番下の自動車騒音測定委託料につきましては、市内主要国道、県道の自動車騒音の測定に係る委託料でございます。

伊藤克也委員長

午前11時9分休憩



午前11時19分再開

伊藤克也委員長

それでは、再開をします。

これより質疑を行います。委員の皆様、質疑をお願いいたします。

池田利幸委員

何点かありますので、一つずつ聞かせていただきます。

まず、9 ページの目10. 市民協働推進費。これ一つというか、全般の話なんですけど、前年度予算より本年度予算が減っているという御説明の中で、ずっと説明を聞いていたら、結構、新規事業というか、ツァイツ関連で予算が追加されて増えてるはずなのに、全体予算が減ってるっていう部分は、逆にどこが減って調整がされてるのか教えていただいてよろしいですか。

原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

令和7年度と令和8年度の予算を比較いたしまして市民協働推進費で一番大きなものは、旅費の減です。令和7年度につきましては、鳥栖・ツァイツ子ども交流事業で市長、議長、そして私とツァイツ市に行かせていただいた分の旅費、あと子供たちの旅費——市が補助する分ですね、この分が令和8年度は必要ないということで、この分の減額が540万円ほど。逆にプラスのほうですけれども、こちらにつきましては、先ほど御説明で申し上げました委託料ですね、男女共同参画行動計画の見直しに係る市民意識調査に係る委託料等が主な増というふうになっております。

この差額相殺で、昨年度と比較しますと、32万円ほど下がったということでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

行った分と迎える分の差し引きの差額っていう部分だけで、ほかにはその影響はないという理解をさせていただきます。

そのまま続けさせてもらいます。10ページの目10. 負担金及び補助金、上のほうですね、まちづくり推進協議会補助金、まちづくり一括補助金とある分。私、12月ぐらいからずっと言わせてもらってますけど、まちづくり推進協議会が主催するイベント、行事だったり、そういう部分で物価高騰でかなりの制限がかかってるっていう話を聞いてる中で、今回そういうまちづくり推進協議会へのイベントとかで補助金がどっちにかかってるのかっていうのと、各まちづくり推進協議会に基本幾ら出してて、そこの増減が昨年度から今年度上がって

るのかどうなのか、そこを教えてもらっていいですか。

**原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

御指摘のまちづくり推進協議会補助金とまちづくり一括補助金と二つに分かれてございます。

こちらの一括補助金につきましては、まち協のほうに例年交付をしている補助金でございます。1地区あたりはおおむね地区の人口や世帯数にもよって少し変わりますけれども、1地区あたりおおむね100万円前後、100万円ちょっとを交付をいたしております。この分については例年と変わりはございません。

その一つ上のまちづくり推進協議会補助金13万円とございますのは、弥生が丘地区におきまして、まちづくり推進計画が策定されて令和8年度で10年になりますので、その分の見直しに係る費用に対して13万円の補助を行うというものです。こちらの13万円につきましては、令和3年、令和4年度にもほかの7地区におきまして見直しがなされておりますけれども、その際にも1地区あたり13万円の交付をいたしているものです。今回は弥生が丘地区にその順番が回ってきたというところでございます。

さきの12月議会定例会あたりから、池田議員からも御指摘、御要望がありましたし、地区の方からも御要望がっておりますけれども、まちづくり一括補助金に対して、地区のイベント等におけるその物価高騰の影響分について補助を増額できないかというような御要望のほうを多くいただいております。

この部分に関しての考え方につきまして、少し御説明をさせていただきたいというふうに思います。

12月の一般質問でもお答えをしていたかとは思いますが、以前からまち協と市の関係について、明確な位置付けをすべきというような御指摘を各地区からいただいております。現在、市の規則等において、まちづくり推進協議会というキーワードはおそらく出てこないというふうに思っています。唯一あるのは、まちづくり一括補助金の要綱の中に、まちづくり推進協議会に対して補助をするというようなことがございます。要は、市とまち協の関係がはっきりとしていない状況になっておりますので、まずはここを整理すべきではないかというのが、今、私どもが考えているところです。

多くの御意見をいただいております補助金の金額の増額に関しては、このまち協の役割と市の責務を明確にした後に、補助金についての見直しを行うように考えております。

以上です。

**池田利幸委員**

今、前向きに検討してもらっているということですが、今が物価高騰のさなかで

ありまして、聞いているところでは、餅つきをやってるところが2か所、基里と鳥栖の2つのまちセンでされているってことでしたけど、去年、米の価格がかなり上がったことによって、たしか鳥栖は毎年100キロ使っていた分を70キロに減らした。基里は100キロ、あそこは外国人、日本語学校の生徒たちも来て、子供たちも来てって、本当の交流の場として定着してきているってことで、他のイベントの予算を抑えてモチ米を確保したっていう部分があるのは、次長も現場に来られていたので分かると思います。その部分で担い手として盛り上げようっていう意識がある中で、この種のイベントに使えないっていう状況がある中で、今調査をしてもらってても、整理をしてもらってても、イベントする時期にそれも間に合いませんってなったら、ちょっと本当に減らさないかんっていう部分があるんで。

そこはしっかり早めに検討いただきながら、そういう大型の事業って大体夏過ぎ、秋から始まる分に間に合うように整理をつけてほしいと思うんですけど、令和8年度とかでそういう部分の整理がつけられるものなのか。そこを必要とされてるのがもう確実に分かって、今回も言われてたのが、結局、年間のまちづくり推進協議会のイベントを確定させて、年度頭に総会をやるときとかに発表をしなきゃいけないっていうところで、それすらなかなか組めないっていう声が出てきてるっていう部分で、間に合って通常通りに出せるのかどうなのかっていうのも問題になってるみたいなんですけど、その辺の整理って大体どれくらいでつけられる予定なんですか。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

検討の順序としては、先ほど申しあげました役割等の整理をした上で、補助金の見直しを図るということで考えていきたいと思いますが、時期といたしましては、補助金を検討できるようになるのは、おおむね9月、10月頃ではないかなというふうに思っております。

それだと、議員がおっしゃっておられた餅つき大会のモチ米代がおそらく捻出できないというような部分がございますけれども、その辺りについても早めに検討させていただきたいというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

#### **池田利幸委員**

これって全体的に一括補助金でいうと、もうどこの地域も物価高騰の影響を受けてるってことで、一律で上げないかんっていう部分があるんですけど、また特殊な部分っていうか、一律上げきれんとしてもその補助、米として現物支給するなりとかそういう整理をぜひ検討していただきたいと思います。

#### **原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

しっかり検討させていただきます。

#### **池田利幸委員**

ありがとうございます。

何個かあるんで、ごめんなさい、続けていかせてもらいます。

22ページのストックヤードの件ですけれども、今回、道路内設計業務とかも入ってるんですけど、あそこもともと中へ搬入するために道路が狭いんじゃないかっていう声がずっと出ていて、そこを今回、この設計によって、道路拡幅、1車線は間違いないでしょうけど、そこ道路の幅を広げる予定があるのかどうなのか、お聞きしていいですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

現在、継続費を設定しまして、解体とストックヤードの整備を行っておりますが、22ページで言いますと、囲ってる部分が工事の範囲となっております。御承知のとおりそちらに向かう道路については、途中までが佐賀県東部環境施設組合が整理した道路できれいになっておりまして、その間のところが植栽等があってストックヤードにアクセスするのに交通安全上なかなか厳しい面がありますので、そこについては、植栽等も撤去しながら、8メートル程度の道路を整備したいということで、来年度当初予算で測量設計に入りたいというふうに思っております。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。考えていただいているのは大変ありがたいことだと思います。

ストックヤード完成予定は、スケジュール的に工事がきれいに始まって、終わり、オープンするっていうのは大体どれぐらいの期間を考えられているものなんですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

今現在発注しております、継続費で設定してるものについては、12月の頭が工期となっておりますので、そこについては、予定どおり、今、進めているような状況でございます。

それに加えて、道路の整備が今回予算をお願いしていますので、そちらの工事まで含めると、そちらが年度いっぱいかかるというような予定で計画をしておりますので、ストックヤードにつきましては、令和9年4月オープンを目指して整備を行っているような状況でございます。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

資料の20ページ、まちづくり推進センター分館解体工事なんですけれども、工事が始まって完了するまでの期間を大体どれぐらいみてるのかっていうのと、この分館に入る前の道が大分狭い道路で、交通量はそこそこある、小学生の通学路になってるってことで、要はダンプとか大型車と車が離合して、そしたら子供たちが危ないんじゃないかっていう部分があるんですけど、工事が始まって車両が入ってくるのが大体いつぐらいからの予定で、子供た

ちの通学とかの時間帯を外した設定になってるのかどうなのかっていうところはどのようになっているんですか。

#### 原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、令和8年度に予定しております鳥栖まちセンの分館の解体工事につきまして、工事期間は6か月から7か月程度を見込んでおります。工事発注の時期といたしましては、予定というか見込みということで申し上げますと、大体6月あるいは7月ぐらいからの現場になるのかなというふうには思っております。新年度に入りまして、契約の手続、入札等を含め行いますので、そのくらいになるのかなと思っております。

今、議員から御指摘がありました通学路になっていて、通学の時間帯を外した工事現場への乗り入れについては、その辺りにつきましては地元等ともまた協議をいたしますけれども、基本的には朝の部分に関しては、登校時間を外しての現場進入で進めたいと思っております。工事期間中の工事車両の進入については、登校時間を外したところで進入をしていただくということで考えております。

道幅の部分につきましては、令和7年12月議会定例会におきまして設計業務を2つお願いしております、1つは先ほど3月補正で御指摘をいただきました鳥栖まちセンの実施設計業務、新しくできる建物実施設計業務と、もう一つ、敷地外周辺の実施設計ということで、12月議会をお願いをいたしておりました。この部分についての中で、道幅等、要は今の敷地の外側にある部分については、少しまちセン側としてできることがあれば取り組みたいということで、実施設計を行うようにしておりますので、この辺りについては関係各課、関係機関と協議をさせていただきたいと思っております。

#### 池田利幸委員

ありがとうございます。

きちんと考えていただいていると思いますんで、あと敷地外の道、あそこは道路あって法面あって、下ったところに水路があってっていう部分、あれも水路の管理とかも含めたらもう暗渠というかそのまま上からかぶせてしまえば道路幅も広がるとか、敷地が草むらみたいにしてあるっていう部分で、その辺の要望とかもたしか地元からもあつてると思いますんで、道路幅も広げながら、ぜひ考えていただければありがたいなと思いますんで、よろしく願いいたします。

最後です。26ページの資源物の回収ボックスを増やしていただくっていう部分で、8か所増やしていただくっていう部分は大変ありがたいなとは思っておるんですけども、最近、頻繁に私も御相談とかお話をいただくのが、御高齢の方、何というか、押し車とか使われてる方々、幾らまちセンとかで増やしてもらっても持っていけないって。単純に何個か例

があるんですけど、1個だけ例を挙げさせてもらおうと、酒井西町でいただいたお声だと、酒井西町の西側、国道3号際の方なんですけど、回収の場所までぐるっと大回りしてしか持っていけない。どうも持って行き切れんっていう、幾ら回収場所が増えても、持っていけないっていうお話があるんですね。

今、基山町とかが、普通の可燃物置き場のところに色分けしたごみ袋に入れて出しておけば回収してくれるっていうのが、隣町とかでもあってる中で、本当に高齢者で、そこまで持って行けないっていう方がいるところで、そういう可燃物置き場に置いて回収してもらえとかは検討してもらえないんだろうかっていうお声を、ここ最近何件も——お一人、お二人じゃなくて、何件も聞くんですね。場所を増やしていくっていうことを整理してっていうのも必要な部分だと思うんですけど、それすらそこに持って行けない方々への対応、基山もごみ袋代が若干割高で高いけど、そこに置いとけば業者が持って行ってくれる。そういうふうな回収方法も考えてもらえないだろうかっていうお声をかなり多くお伺いするんですけど、その辺の考え方とか、検討とかありますか。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

資源物の回収関係で、まちセンへの古紙類の回収ボックスの設置、それからコンテナ収集での品目の拡大というものを今回御提案させていただいております。

これを検討するに当たりましては、今、池田議員が言われました現在の可燃物置き場での収集、それも当然検討はいたしました。

しかしながら、現状の委託業者の関係と、資源物となると品目が多くわたりますし、そのスペースの問題も出てきますので、現状の体制のままでは可燃物置き場での回収は不可能であるという判断になりましたので、様々検討した中、まず拠点を増やしたいということで、古紙類についてはまちセンにということで、まず8か所っていうことを考えました。

それでは遠いという声があるのも十分承知していますので、それなら既存の仕組みということで、コンテナ収集については、まちセンよりは近くに拠点としてあるということがありましたので、その中である程度品目を増やして、試行的にやって、どのような問題点が出るのか。今コンテナ収集については220か所ございますが、スペースの関係もありますので全ての箇所では全品目とはなりませんけれども、そこにつきましては、まず15か所で試行させていただいて、その中で問題点等も把握しながら、少し拡大をしたいなというふうに思っています。

今、言われた可燃物置き場での回収というのは、現状難しいなと思ってます。その課題につきましては、高齢者のごみ出し支援という問題になろうかと思います。そちらにつきましては、別途、我々も課題として捉えていますので、どのような形でしたらいいのか、対象を

どうするのか、料金とかどうするのか、料金を取るのか取らないのかとか、様々課題がございますので、それについては次年度以降、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### **池田利幸委員**

そこは、ぜひともやっていただきたいなと思いますし、僕も、資源物回収として品目をちゃんと分けて回収するっていう部分と、今、言わせてもらった分は別だとは思っているんです。結局、高齢者の方々が普通の可燃物の置き場のところではあっと広げてやれるっていう話ではないと思っているんで、そこは若干割高になっても、1つの袋である程度まとめて出せるとか、そういう部分は他の自治体も大体そんな感じで今やってるところがあるんで、そこは協議してもらってるっていうところであれば詰めながら、大分、各地域でそれが問題になってきてますんで、よその自治体、近隣自治体から引っ越してきた方々とかが普通の可燃物ボックスの中にオレンジのやつを入れてそのまま置いたりとか、もともとの引っ越し前のところの慣例で出してる方々も結構いらっしゃるんですよ。その辺も整理しながらやっていただきたいなと思いますんで、ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

#### **緒方守市民環境部長**

先ほど増田課長から話がありましたように、高齢者のごみ出し支援っていうのは重要だと考えておりまして、本年度特小ごみ袋の導入をしたのも、やはり重いものを持つのが不便だということもあるということで導入したところです。

段階的にそういう課題を解決するために、今回も当初予算で上げさせていただいておりますけれども、その分はもう今後も重要な課題ですので、私たちもどういう形がいいか十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### **伊藤克也委員長**

ほか、ございますか。

#### **上村典子委員**

16ページの款4．衛生費、項2．環境衛生費、目1．環境衛生総務費の節18．負担金、補助及び交付金ですけど、ここの飼い主のいない猫不妊去勢手術助成金っていうのは、このさくらねこ無料不妊に助成してるお金と考えてよろしいんでしょうか。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

こちらにつきましては、市の助成制度でございまして、今、上村議員が言われたのは、基金事業の分ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）これは、仕組みとしては今も別にございまして、そちらも活用しながら、ここの部分については市のほうで独自に助成制度として、同様の目的で、ここはやっているような状況でございます。（「独自のもの……」と呼ぶ者あ

り)

**上村典子委員**

独自のものの助成金で、このさくらねこ無料不妊手術事業とはまた違うものということで、よろしいんですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

この基金事業のことと言われてるかと思われますので、それとは別で、それは我々も活用させていただきながら、市は市のほうで、この180万円の予算の枠の中で、地域猫の問題については取り組んでいるところでございます。

**上村典子委員**

分かりました。

もう一点ですけど、19ページ、款4．衛生費、項4．環境対策費、目1．環境対策総務費の節18．負担金、補助及び交付金、ここの一番上のストップ温暖化県民運動推進会議負担金の内容と内訳と、実際どういう活動、会議の委員がいるならば、どういうものを行っているのかとかいうのを教えてください。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

こちらにつきましては、組織としては佐賀県が事務局になっています。佐賀県、県内市町、事業者団体、それから教育団体等が構成団体となっておりまして、こちらの組織の取組としては、地球温暖化に関すること、それから環境教育に関すること、それとか、海洋プラスチック問題等に関することというようなことを事業内容としておりまして、分かりやすい例で言いますと、県内一斉のふるさと美化活動等はこの団体が行われているようなものでございます。

**上村典子委員**

ほかに何か独自で市で行っているような事業とか、活動とかがあったら教えてください。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

同じく19ページの中で、節18．負担金、補助及び交付金で環境保全協議会の補助金というもので、環境保全協議会というものを立ち上げておりまして、そこは市と連携しながらやっているところで、こちらについても、河川清掃などの地域環境の保全活動、美化啓発等の活動を行っていますので、この辺りで清掃活動、啓発活動等を市と連携しながら行っているような状況でございます。

**上村典子委員**

今のお話ですと、ごみを拾うことが中心の活動ということで、何かそのほかの活動とか、今後広がりを見せる可能性とかあるのでしょうか。

## 増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長

先ほど申した環境保全協議会の中ではごみ拾いもございますし、その啓発関係もありますし、その中で食品ロス関係ということで、手前どりのPRですとか、その辺りの取組もこの団体でやっておりますので、事業内容につきましては、毎年少しずつバージョンアップしながら、取り組んでいく内容については考えながらやっているような状況でございます。

## 伊藤克也委員長

ほかございますか。いいですか。

## 松隈清之委員

4 ページ。款14. 使用料及び手数料、項 2. 手数料、目 1. 総務手数料ですね。印鑑証明とか住民票とか、今、マイナンバーで取得されてる割合っていうのを、どれくらいなってるのかなっていうのを。

## 有馬秀雄市民課長

今現在のパーセンテージとしては、マイナンバーカードによるコンビニでの証明書の取得については、大体およそ35%ぐらいですかね。今ちょっと、若干伸びては来てるかと思えますけれども。

以上でございます。

## 松隈清之委員

まだ、窓口で65%っていうぐらい取得されてるということなのかなと思うんですけど、これ、いわゆるコンビニで200円とか払うじゃないですか。それって、もちろんその手数料とかもコンビニさんとかに払うんでしょうけど、事務的にコストを考えたときに、どっちがいいんですか。

## 有馬秀雄市民課長

事務的・コスト的なものの観点からいきますと、やはりコンビニ交付のほうが市民課の窓口とかで交付するよりは、当然、こちらの職員の手間っていうのは省けますので、そういった観点からは、コンビニ交付のほうがよろしいんですけれども、手数料の観点もございしますので、そこら辺りを加味しますと、はっきりどちらがですね、いいかっていうところについては、なかなか難しいのかなというふうに判断はいたしておるところです。

## 松隈清之委員

もちろん手数料の違いあるかもしれませんが——200円と300円かな。100円違うのかなやっぱり窓口でやるのと、例えばこれが100%窓口に来なくなるとすると全然事務量変わってくると思うんですよ。僕は、できればそっちのほうにシフトするべきだと思うし、今65%の方が窓口に来られてるとすると、その方が仮にマイナンバーを持っておられるなら

ば、なるべくコンビニとかでも取れますよとか、あるいは市役所、目の前にある交付機の使い方を教えてあげて、時間があればなるかもしれないけど、この比率をやっぱり上げていくべきだと思うし、なるべく市役所に来ないっていうだけで、今、駐車場も広くなりましたけども、身近なところで取れるっていう利便性をやっぱり生かしていただいて、事務量も減ったほうがいいと思うんで、今、来られている方にもぜひ推奨してコンビニ交付、やり方がからんって言うのであれば、ちょっと手間かもしれんけど、教えてあげるとかしていただきたいなというふうに思います。

**伊藤克也委員長**

ほかございますか。

**中村直人委員**

7ページになるんですけれども、受託事業収入で、民生費受託収入で、高齢者の保健事業と介護予防等の一般的な実施業務受託料2,462万円ありますが、これを受けての歳出はどこに出てくるのでしょうか。

**槇浩喜保険年金課長**

こちらが、歳出でいきますと、款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目5. 後期高齢者医療費でございます。

**伊藤克也委員長**

ページ数分かりますか。

**槇浩喜保険年金課長**

14ページでございます。

主に人件費でございまして、基本的には、いわゆる高齢者の介護予防と保健の事業ということで、健康フレイル健診などで数値が悪かったりする方に対して個別的に指導をしたり、あるいは地域の通いの場っていうのがございますけれども、そちらのほうに保健師の職員などを派遣して、介護予防に対する健康のお話などをしたりというような事業になってまいります。

以上でございます。

**中村直人委員**

そうしますと、後期高齢者医療費の中で人件費ということなんですが、受託料で2,400万円受けといて、これは事業をやらなくちゃいけない状況なんですよ、保健事業と介護予防等の業務を。これが人件費、その内容が分からんのですけれども、人件費に出てくるということですが、事業をやらなくちゃいけませんので、事業としてどこかにきちんと予算が出ておかないとおかしいんじゃないかというような気がするんですけれども、そこら辺、も

う一度答弁を求めます。

**槇浩喜保険年金課長**

こちらにつきましては、後期高齢者広域連合から事業を受託しております。基本的に事業の企画、調整に要する費用として人件費をいただいているという形になります。

それと、先ほど申しましたような高齢者の生活に基づいての分で予算を上げております。

申しわけございません、人件費だけではなくて、消耗品、需用費などにも費用を活用させていただいているというような形でございます。

**中村直人委員**

今の受託料の2,462万円の明細書を、後でもいいですけど、資料として提出していただきたいと。人件費に幾ら、どういうものに幾ら、それが合算されたら2,462万円になりますという詳細を出していただければと思いますので、よろしくお願いします。

**槇浩喜保険年金課長**

分かりました。提出いたします。

**伊藤克也委員長**

後ほど、資料として提出をお願いいたします。

ほかにございますか。

**牧瀬昭子委員**

7ページからお願いします。7ページと8ページ併せてなんですけれども、まず、地域環境整備基金のことについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目5. 地域環境整備基金繰入金の件なんですけれども、今回の支出でも地域環境整備基金を使われることが出てきてるかなと思います。現在の入ってきている部分と、現在幾らなのかということと、あと追加で年次的に入ってくる部分があると思いますが、その部分で今どういうふうな推移しているのかというのを教えてもらえますか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

地域環境整備基金につきましては、令和7年度末の累計で6億2,500万円を、今、受け取っている状況でございます。それに対しまして、現在、令和7年度末の執行の見込みで約3億4,500万円支出しているところでございます。したがって、今後11億5,000万円という数字でございますので、先ほどの6億2,500万円差し引いたところが、今後、令和17年までに鳥栖市に入ってくるというところでございます。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。



## 伊藤克也委員長

それでは再開します。

質疑がある方は、お願いします。

## 牧瀬昭子委員

まず、10ページからお願いします。

款2．総務費、項1．総務管理費、目10．市民協働推進費で、節18、3番目の市民活動センター補助金に関してですが、こちらのほうが前年度からすると増額をされているということですが、その増額理由と、あと市民活動支援補助金ですが、これについては現状そのままということですが、物価高騰なども受けてですね、活動団体からすると、やはり増額を望まれる声が多く、私のほうにも届いてますが、そのあたりの現状と課題分析はどのようにされているのでしょうか。

## 原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず、市民活動センター補助金の増額の理由につきましては、人件費の増額というふうになっております。令和7年12月議会でも、市職員や会計年度任用職員に係る人件費の増という部分が議案として計上されておりましたけど、その辺りを踏まえて市民活動センターに係る人件費についても令和8年度、増額に見直したということでございます。

もう一点、市民活動支援補助金の額でございますけれども、昨年と同じ110万円で計上させていただいております。状況といたしましては、令和8年度に向けて事業の募集を行いましたけれども、令和7年度については予算が足りないような状況での予算、110万円の予算を目いっぱい使って補助を出したことがございましたけれども、令和8年度の募集に関しましては、若干件数、金額とも減少いたしましたところです。ですので、予算内で執行できる見込みというふうにはなっております。

補助金の増額の部分、物価高騰を踏まえての増額に関しましては、現在のところ、すみません、今後検討させていただきたいと考えております。

以上です。

## 牧瀬昭子委員

今後検討いただけるということで、募集の定員に満たない場合とかっていうのもあるかという話ですので、そのあり方ですか、ここからは市民協働が鳥栖市の中でどういうやり方をしていくのかというのを、民間の団体の補助金、助成金なども増えてきてますし、今年度はこども育成課さんとか、前年、前々年度から地域福祉課さんのほうもですね、いろいろな市民協働のあり方っていうのを模索されて、今、少しずつですがそういう団体が広がりつつある。それを鳥栖市として市民協働をどうつなげていくかっていうところが、この補助金のあ

り方も含めて、鳥栖市と市民協働の連携の仕方とか、今後どうしていこうとしているのかというのを、ぜひ、今後御検討の中に入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

**原祥雄市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

市民活動支援補助事業、名称も少し変わってきておりますけれども、そもそもの始まりは平成21年度から補助自体をスタートしております。これまで大体十六、七年、事業として行っているところですが、この期間の間にもいくつか見直し改正等を行ってきております。

そのときそのとき、その時代その時代の状況を踏まえてというふうに考えておりますし、その点につきまして申し上げれば、額についても必要な見直しのほうはやっていくべきというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいたように、やはり市民活動団体さんが今後も続けていこうという、スタートとして踏み出すのに、スタートを切れるようにしていただきたいと思いますし、これから組み替えとか、連携をする上でも、どういうつながりを持っていくかというのを先ほどおっしゃっていただいたように、また重ねて検討をお願いしたいと思います。

では、続きまして18ページをお願いします。

款4. 衛生費、項3. 清掃費、目2. 塵芥処理費、節12. 委託料です。上から4番目、資源物回収指導等業務委託料と資源物分別コンテナ収集運搬委託料についてということで、まとめてお話ができればと思うんですが、資料の26ページを見ながらなんですが、こちらが分別の回収のところが増えるということで、大変市民の皆さんからすると待ちに待ったところだと思います。もちろん高齢者の方については、先ほど池田議員のほうからありましたが、課題はまだあると思いますけれども、まずスタートとしてこういった活動を増やしていただけるのは大変ありがたいことだと、感謝申し上げたいと思います。

この件に関してですが、まず、1番のまちづくり推進センターの資源物回収ボックスについて3か所スタートということで切っていただきましたが、この点について、ここが場所として、この施設の中のどの辺りのエリアを考えて、注意点として、駐車場の中かと思いますが、そんなに駐車スペースの中で邪魔にならないところとか、そういういろいろな計画を立てられてると思いますが、その辺りはどのように御計画されているのでしょうか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

令和8年度につきましては、鳥栖北地区、田代地区、旭地区に設置を、今、計画している

ところで、それぞれ各まちづくり推進センターともお話をさせていただいて、今年度、総務課で防災倉庫も設置した部分がございますので、その辺りも含めて施設の利用に支障がないようにということで調整をいたしております。

具体的な場所につきましては、鳥栖北につきましては、入口入ってすぐ右側のところで設置を考えているところがございます。田代につきましては、西側に広い駐車場がございますけれども、その西の端の辺りで計画をしているところがございます。旭につきましては、西側に入口がございますけれども、入って右側辺りで今設置を考えているような状況でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

広さ、大きさなどもここでは分かりかねるので、どういうふうに設置をして、市民の方々の利便性がですね、他のまちセンとの兼ね合いもあると思いますので、その辺りもぜひ御検討がなされているのであればと思ひまして、お伺いしました。ありがとうございます。

2番目にいきたいと思います。

②の町区のコンテナ収集における回収対象資源物の拡大ということで、この分も、コンテナ収集でされる際に、先ほどあそこの資源物回収指導をされている方々からも、ちょっと御指摘をいただいた点もありまして、やはりここで分別をされる際に、ごみなのか、プラスチックなのか、これは資源なのか、本当に資源物として回収できるのかというような、ぎりぎりのものを持ってこられる方もおられるんですよと。やっぱり懸念されていたのは、ごみだらけになるんじゃないかということをおっしゃっておられて、確かにそれはルールとか、そういう中身の問題を町区の方にどうお伝えするのか、それを伝えるための指導をしていただく際に、現在真木町の指導されてる方と連携して、ぜひ、そこの委託料もちょっと考えていただいて——前年度と一緒なんですけれども——その方たちからもこういう御指導をしていただくとか、ルールをそこで一緒に町区の方と研修をするとか、そういったものもぜひ御検討いただければと思うんですけれども、その辺りの今後の流れというか、御検討されてることがあればお願いします。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

コンテナ収集の品目の拡大につきましては、まず実施町区を決めるに当たって、全町区にアンケートをまず行っています。その中で、市としてこういうことをやりたいということで御協力いただける町区ありませんかというようなことで問い合わせを行っております。

その中で、今回の取組においては、真木町の資源物広場でしか回収していない7品目について、希望によってその分を品目拡大ということで、やる場所によって集める品目については変わってくるというところがございます。

その中で、その7品目の中には、特にリサイクルプラザでも言われていますけども、実際そこで分別作業しますと、容器包装プラスチックについては非常に分別が難しいし、いろんなものが混ざっているということを言われてますので、今回こういうことを計画するに当たりましては、組合からもその辺りは十分注意してくださいということは重々言われています。

その中で、分別が難しい容器包装プラ関係等もございますので、令和8年度から進めるに当たりましては、本市の職員も立ち番の補助として一定期間は現地に行くというようなことを今、考えております。

それから、あと準備していますものは、住民の方の周知用のチラシ、それから立ち番をしていただくときの指導用のマニュアル等も作成の準備を今しておるところで、その他分別方法の周知看板等の設置も行いますので、ある程度、今回試行期間ということもございますので、その辺りはなかなかうまくいかない部分もあるかと思えますけれども、丁寧な対応で市のほうもやっていきたいと考えているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

立ち番を市の職員の方々も回られるということで、御尽力いただければと思いますし、これから分別をして、その先のみやき町で今されてる分別のところで、あそこでどのぐらい出ている分別が大変なのかというのを体験するだけでも、これがいいのかとか、これはだめなのかとかっていうのも、もう半日やるとかなり身につくというか、教えられる程度になると聞いておりますので、よかったですその研修の1項目として、御希望があればですけども、そういった形で中に入らせていただくと非常にスムーズに——これはいいよとか、悪いよとかっていうのをできる人が増えていくことが大事かなと思いますので、そのできる方を増やすためにもぜひ御検討いただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。意見としておきます。

続きまして、同じ18ページで、同じ目で節が18. 負担金、補助及び交付金の分です。4番目の生ごみ処理機構導入費補助金ですが、前年比、前年が50万円から100万円ということで、2倍に増やしていただいたことに関しては本当にありがとうございます。

これについて増やされた背景として、どういうふうな応募の数がこれだけ増えたとか、ここで締め切ることになったとか、その辺りの前年度の背景を教えていただければと思います。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

生ごみ処理機の補助につきましては、ここ数年50万円という予算の中で助成を行ってきたところでございます。令和6年から市内での購入要件の廃止等もいたしまして、インターネットでの購入も可能としたことで申し込みが増えてきたということです。

今年度につきましては9月の補正予算で50万円の補正ということで、合計で100万円ということで助成をいたしております。今年も50万円の枠につきましても、今年は電子申請を導入したこともあったと思いますけど、利便性が向上したということで、1週間ほどでその50万円については予算額に達したということで、9月補正で予算をお願いしたという経緯がございます。その補正した50万円につきましても、現時点では予算額程度の申し込みが来ているところで、申し込んだ後に辞退等もございますので、その辺り補欠等の決定をしながら、予算額程度の執行は今のところできるということでございます。

そもそも、50万円で今までやってきましたので、どの程度のニーズがあるのかはなかなか把握できなかったものですから、ちょっと予算を倍額にしたということもございましたので、ここについては、今年度の申請状況から見ても、次年度以降もある程度まだニーズはあるのかなということで、今年度の補正後の予算額200万円ということで、引き続き来年度についても募集を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

#### 牧瀬昭子委員

ありがとうございます。背景もよく分かりました。

やはり電子申請が進んだということも、申し込みがしやすいということも、そして環境への意識もあるけれども、そういった手続上の問題で行けなかった、申請できなかった方もおられたんだなということもあるでしょうし、1週間ですぐになくなったということですから、これからまた1年間、必要性がある方にはまた届けられればと、周知していただければと思いますし、今後その生ごみを減らしていくというところで、そしてそれを利活用するっていうところでも、やはり地域環境基金の中でも、もっと活用できるものがあるのではないかと。例えばですが、花とみどりの祭典とかでいろんな苗物とか作っておられますし、今、競馬場のほうでも馬ふんを発酵させてとかいう事業も始まっていますので、そういったのを、生ごみで作ったはいいいけれども持っていく先がないアパートなどで、作る先がないという方たちの回収場所としてもぜひ御検討いただいて、生ごみ処理機のを、もっと活用できる、そういう仕組みを、地域環境基金なども使いながら御検討いただければと申し上げて、意見としてさせていただきたいと思います。

27ページをお願いします。

款4. 衛生費、項3. 清掃費、目2. 塵芥処理費、節18. ごみ集積所整備事業の分になります。ごみ収集所のごみボックスの分で、5万円の上限でということなんですけど、これ100基までというふうになってますが、町区からはたくさんの方が上がっていると思います。私も目の前でガラスが引き裂いたあのネットを昨日も見えてまいりましたので、置きたいというところはかなり増えるのではないかなと思うんですが、この辺りの現状として、100基にさ

れた、この数に関する積算としては、どうして100基ぐらいにされたのかというのを教えてもらえますか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

今回の予算化に当たりまして、こちら各町区にアンケート調査を行いました。実際、各町区や各町区、検討状況は様々ではあると思うんですけども、実際のアンケートの結果としては180という数字が出ております。

実際、予算化するに当たってどうしていくかというところで、数ではゼロのところもあれば20か所とか、そういうようなこともあったので、初年度なのでどの程度の希望が出てくるか、実際の申請が出てくるかということが読めない部分もありましたので、今、考えてますのは、一定程度、例えば3か所であるとか上限を決めた上で、御希望の数字をいただいたところに来年度申請というところを考えておりまして、その辺りを、その180の中から数字を打ち換えていくと、概ね100か所程度で大体収まるのかなということで、初年度は事務手続きとか、設置場所等の協議等も必要になりますので、100か所でも非常に多いのかなとは思ってるんですが、その中で、初年度についてはやらせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

初年度は、ということがありましたので、引き続き継続していかれるという方向性があるということで考えておいてよろしいでしょうか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

こちらの取組につきましては時限的なものということではとらえておりませんので、例えば来年度申請が多くなってということで、補正してくださいというようなことがあっても、今のところは予算枠は増やさずに、基本的に翌年度もありますからというようなアナウンスをしていこうというふうに思ってますので、ここについては一定程度、続けていきたいというふうに考えております。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

では最後です。28ページをお願いします。

款4. 衛生費、項4. 環境対策費、目1. 環境対策総務費の事業名、SAGAゼロカーボン加速化事業についてお尋ねします。

この事業ですけれども、9件ということなんですが、設置の想定ですね、それをどういうふうに、仕様書といいますか、これ県からのお金だと思いますし、国からのところの

流れもあると思うんですが、設置が屋根でないといけないとか、可動式でも大丈夫とかそういうことがありましたら教えていただけますか。

#### **増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

今回の助成に当たっては、県の事業を使うと。県も国の交付金を、国費を活用しながらやるという物で、それぞれ補助の要件がございますので、今回のものも太陽光発電設備、蓄電池、一般的に皆さんがイメージしていただいているようなもの、屋根の上につけてというようなものをイメージしていただいたらいいのかなというふうに思ってます、今、言われたその個別の事項の部分なんですけど、太陽光発電の要件としては、自家消費率が30%以上とか、自家用とか、固定の買取価格制度の認定はだめですよとか、そういうものはございますが、一応太陽光発電設備ということなので、機械設備としての位置づけは必要なのかなと。なので、ポータブルとかそういうものは、対象にならないのかなと考えているところでございますので、実際の募集に当たっては、このような様々な問い合わせがあるのかなと、多分我々が考えているものよりも何か種類があったりするのかなと思うので、その辺りは申し込みのときに聞き取りながら、また県や国等に確認しながら申請を受け付けていきたいなというふうに考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

屋根の上に載せるとなるとですね、やはり相当な金額と、新築なのか耐震をつけるとかとかっていうことで、プラスアルファがかなりかかると思うんですね。なので、ポータブルといいますが、災害時だけとかではなくって日常使いとして電気をためておいて、夜になったらそれを使う、充電とかパソコンを使うとかテレビを見るとか、カーペットに使うとか、電気のものに使えるっていうことで、蓄電をするものがあるので、それも御検討の対象として、幅を広げていただけるように、県とか国とかとの交渉もあるかと思いますが、ぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

#### **伊藤克也委員長**

御意見ですね。

ほか、ございますか。

#### **池田利幸委員**

すみません、27ページ、この回収ボックスの件ですけど、これ申請100基っていう部分で、この補助金が出る前から各町区で回収ボックスを設置しようかっていうときに必ず問題になってきたのが、大体道路に面する部分につけられることが多くて、つけようと思ったけど維持管理課ではねられるって、つけられないんだとかいう話が結構上がってきてたんですよ。

今回、申請を受けるに当たって、その部分は一旦申請もらって、つけられる、つけられないっていうのは、道路管理者とかそういう場所の管理を整理した上で、つけられます、つけられませんっていう判断をそこからするっていうことになるんですか。それとも、その前につけられるか確認してから申請してくださいってなるんですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

ボックスの設置、ごみ置き場の設置に関しては、道路というのが多いケースかなと思います。現在もそういう相談があった際には、環境課のほうに申請出していただいて、環境課と道路管理者、維持管理課と協議をして、まず置けるかどうかの確認をしているような状況でございます。

今回この補助制度をつくりましたけども、その手続は変わりませんで、補助を出していただく前にまず置けるかどうかの確認が手続として出てくるということで、それを確認されたものについて補助金の申請がなされるということで、手続については考えているところでございます。

**池田利幸委員**

ということは、２段階で確認がいるっていうことですか。置きたい、置きたいという、要は、ここで申請を出したいんです、ということ一旦相談を、希望があるところはまず各町区から相談をしてもらわないといけないということになるんですか。

その中で判断した分だけが、さらに正式な申請書で提出をくださいっていう形を取るっていうことで、よろしいですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

こちらについても、今、補助要綱の作成を行っているところですが、ごみ置き場を設置するところは、官地——いわゆる道路であったりする官地、それと民地のケースもあるのかなと。地元で用意された場所があるかと思うんですけれども、民地である場合については、今回補助を受けるに当たって、その方の承諾書をつけていただくようなことで考えています。それと官地については、先ほど言いました協議が整って実際置けるという確認ということで、置く権利っていうか、置けるという確認ができた上で、申請をいただくというような２段階の手続きで考えているところでございます。

**伊藤克也委員長**

ほか、ございますか。

**松隈清之委員**

26ページ、リサイクル、資源物の回収なんですけど、もちろん利便性を上げるっていうことはいいことだと思うんですよ。ただ、意外とこのリサイクルってコストかかるわけじゃ

ないですか、いろんな意味で。やっていこうと思ったら、多分コストをかければどんだけでもやれる可能性はあるんですけど、そこはどこかでバランスも要るのかなっていうふうにも思うんだけど、例えば、基本的にこれ、行政主体で集めようっていうやり方ですよ。前、総合計画の中でも言ったけど、リサイクル率って行政が集めているやつだけでリサイクル率出してるけど、それ意味があるのかっていう話を前もしたんだけど、例えば、今でもスーパーとかでプラスチックのトレイとか集めていただいているところもあるし、そういう他の商業施設、スーパーも含めて、例えば、そういうところにこういうのを置かせてもらえないかっていう協力をお願いすることで——全部じゃなくていいですよ、全種類置かなくても一、二種類とかでもいいんだけど、置ける物とかだけ——そういう協力をお願いする。そこに対して多少コストを払ったところで、他に比べればはるかに安い可能性もあるわけですよ。

だから、目的はリサイクル、資源循環ということで、別にそこに関して行政が必ずしも主体的にやらなきゃいけないっていうわけではないし、集める側として、お金出して民間で集めてもらうということだって別にいいわけだし、今でも民間の古紙とか、空き缶とかってあるわけじゃないですか。そのほうが常設してあるんで捨てやすかったりして、結構捨ててあつたりするんですよ、段ボールなんか特に。でも、それって行政が把握してないじゃないですか。量も見えないですよ。

だから、本当の意味でリサイクルされているという数字は把握できないけど、少なくとも民間でもやっていただいている限りはリサイクルに回ってるわけだから、何でもかんでも行政が主体的にやるということだけじゃなくて、もっと活用の幅を広げて、民間とかの協力をさせていただくことで利便性を上げることってのはできるんじゃないかなと思うんで、そこもまた検討していただきたいなと、御意見だけ。

それと、28ページ。太陽光なんですけど、これ県の事業なんですけど、例えば一回設置したら、何年間は置いてくださいみたいな要件って決まってるんですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

こちらについては耐用年数ですね、太陽光パネルであれば17年、蓄電池であれば6年、期間内は所有していただくということが原則になっております。

**松隈清之委員**

その、残ってるかどうかの、設置されてるかどうかの把握っていうのは、県が追っかけるんですか、市が追っかけるんですか。

**増田義仁環境課長兼温暖化対策室長兼環境施設調整室長**

今回、補助事業者は鳥栖市になりますので、そこについては市で把握しておくべきことかなとは思っております。

松隈清之委員

もちろん、これだけで済むわけではなく金額的にはもっとかかるんだけど、補助率として割と高いと、金額的には割とあるので、悪用されたらいけないんで、やりようによっては悪用する方法もあると思うんで、そこら辺はしっかり、補助した後の管理もしていく必要があるのかなと思うんで、そこは気をつけておいていただきたいなと思います。

以上です。

伊藤克也委員長

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。



伊藤克也委員長

それでは、市民環境部関係議案はこれで終了いたしましたので、残りは関係部署のみ残っていただくような形で進めたいと思いますので、終了された部署に関しては、退室いただいで結構です。

暫時休憩いたします。

午後 1 時40分休憩



午後 1 時42分再開

伊藤克也委員長

それでは、再開します。

~~~~~

議案乙第11号 令和8年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

伊藤克也委員長

次に、議案乙第11号 令和8年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。
書記からタブレットに送信します。
それでは、執行部の説明を求めます。

槇浩喜保険年金課長

ただいま議題となりました、議案乙第11号 令和8年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

資料は国保特会及び後期特会の委員会資料となります。

令和8年度当初予算の総額は、歳入・歳出それぞれ75億2,005万1,000円で、前年度の当初予算と比較いたしますと、3,564万3,000円、0.47%の減となっております。減の主なものとしましては、県へ納付する国民健康保険事業納付金の減によるものでございます。

それでは歳入の主なものについて御説明申し上げます。2ページをお願いいたします。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 国民健康保険税、節1. 医療給付費分現年課税分から節6. 介護納付金分滞納繰越分まで、それぞれ見込み額を計上しております。

款3. 県支出金、項1. 県補助金、目1. 保険給付費等交付金、節1. 普通交付金につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費などの保険給付費です。給付費ですが、県が全額交付するため、交付見込み額を計上しております。

節2. 特別交付金のうち特別調整交付金につきましては、結核や精神疾患にかかる医療費が多額である場合や、非自発的失業など失業者に対する国保税の減免、システム改修など特別な事情による財政負担の増加などに対して交付される見込み額を計上しております。

保険者努力支援制度交付金につきましては、保険者の医療費適正化や保健事業等の支援のため、取組状況等に応じて交付される見込み額を計上しております。

県繰入金（2号分）につきましては、医療費適正化や保健事業等の事業経費等に対して交付される見込み額を計上しております。

特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び保健指導の実施に対して交付される見込み額を計上しております。

3ページをお願いいたします。

款5. 繰入金、項1. 一般会計繰入金のうち事務費繰入金につきましては、歳出の款1. 総務費の人件費などの事務経費を計上しております。

保険基盤安定繰入金につきましては、経営基盤の安定化を図るため、低所得者に対する保険税軽減措置に対する交付見込額を計上しております。

未就学児均等割保険税繰入金につきましては、未就学児の保険税均等割の軽減措置に対する交付見込み額を計上しております。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保財政の安定化や保険税負担の平準化等に資するため、標準的な保険者に比べ保険水準が低いことによる保険税の減や高齢者の割合が高いことによる給付費の増に着目し、地方財政措置される額を計上しております。

産前産後保険税繰入金につきましては、出産の産前産後期間の国保税均等割の軽減措置に対する交付見込み額を計上しております。

項 2. 基金繰入金、目 1. 国民健康保険基金繰入金につきましては、令和 8 年度の国保税率改定に伴う税率抑制財源として計上しております。なお、税率改定案につきましては、この後御審議いただく議案甲第 13 号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例において御説明させていただくこととしております。

4 ページをお願いいたします。

款 7. 諸収入、項 1. 延滞金加算金及び過料のうち目 1. 延滞金につきましては、見込み額を計上しております。

項 3. 雑入のうち目 2. 第三者納付金につきましては、交通事故などの第三者の不法行為によって生じた保険給付に対する損害賠償見込み額を計上しております。

以上が主な歳入となります。

5 ページをお願いいたします。続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、節 2. 給料から節 4. 共済費は、国保業務に従事する 8 人分の人件費を計上しております。

節 11. 役務費につきましては、資格確認書等の郵送料、佐賀県国保連合会へのレセプトの例月処理や被保険者の資格情報等の処理業務に要する手数料などを計上しております。

節 13. 使用料及び賃借料につきましては、国保市町村事務処理標準システムのガバメントクラウド使用料を計上しております。

目 2. 連合会負担金につきましては、県内市町が加入する佐賀県国保連合会の運営経費の本市負担金を計上しております。

目 3. 医療費適正化特別対策事業費のうち、節 11. 役務費につきましては、レセプト点検手数料等を計上しております。

6 ページをお願いいたします。

項 2. 徴税費、目 1. 賦課徴収費の主なものについては、国保税の賦課徴収や、滞納整理にかかる人件費、納税通知書や督促状の発送に係る役務費などを計上しております。

7 ページをお願いいたします。

款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 1. 療養給付費、節 18. 負担金、補助及び交付金につきましては、病院や薬局などで支払う自己負担分を除いて、保険者が医療機関へ直接支払う現物給付の見込み額を計上しております。

目 2. 療養費につきましては、コルセット等の治療用装具製作費やはり・きゅうなどの施術に対する自己負担分を除いた給付見込み額を計上しております。

目 3. 審査支払手数料につきましては、レセプト点検と医療機関への支払い事務手数料を計上しております。

項 2. 高額療養費、目 1. 高額療養費につきましては、同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合に、所得に応じた自己負担限度額を超えた分を払い戻す制度で、その給付見込み額を計上しております。

8 ページをお願いいたします。

項 4. 出産育児諸費、目 1. 出産育児一時金、節 18. 負担金、補助及び交付金につきましては、国保被保険者の出産に伴い支出する出産育児一時金として、40 人分を計上しております。

項 5. 葬祭諸費、目 1. 葬祭費、節 18. 負担金、補助及び交付金につきましては、被保険者の死亡に伴い喪主へ支給する葬祭費として 110 人分を計上しております。

款 3. 国民健康保険事業費納付金、項 1. 医療給付費分、目 1. 医療給付費分、次の段、項 2. 後期高齢者支援金等分につきましては、県が示した納付金額をそれぞれ計上しております。

9 ページをお願いいたします。

項 3. 介護納付金分、目 1. 介護納付金分につきましても、県が示した納付金額を計上しております。

款 4. 保健事業費、項 1. 特定健康診査等事業費につきましては、40 歳から 74 歳の被保険者を対象とする特定健康診査等に要する経費を計上しております。

節 1. 報酬から節 4. 共済費につきましては、会計年度任用職員の人件費を計上しております。

節 7. 報償費につきましては、受診率向上を図るためクオカード等の購入費を昨年度に引き続き計上しております。

節 12. 委託料のうち特定健康診査等委託料につきましては、保健センターで行う集団健診及び市内の指定医療機関で行う個別健診などの検査費用を計上しております。未受診者勧奨委託料につきましては、健康診査率、特定検診受診率向上を図るため、特定健診の受診案

内や未受診者に対するはがきによる受診勧奨にかかる経費を計上しております。

節13. 使用料及び賃借料につきましては、特定保健指導時に使用するタブレット端末借上料を計上しております。

10ページをお願いいたします。

項2. 保健事業費、目1. 保健衛生普及費、節11. 役務費につきましては、医療費適正化を図るため、医療費通知や後発医薬品差額通知、重複服薬通知、目2. 療養費、節18. 負担金、補助交付金につきましては、はり・きゅう施術助成金の交付見込み額を計上しております。

目3. 健康推進事業費、節12. 委託料につきましては、人間ドック、脳ドックの受診費を助成する経費として200人分を計上しております。

11ページをお願いいたします。

款7. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目1. 保険税還付金、節22. 償還金利子及び割引料につきましては、所得の更生や社会保険加入などによる過年度還付金の見込み額を計上しております。

以上で、議案乙第11号の説明といたします。

伊藤克也委員長

それでは執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

松隈清之委員

5 ページ。医療費適正化特別対策事業費、節11. 役務費のレセプト点検手数料なんですけど、今、レセプト点検、これ、どこに支払ってどういうやり方でやってるんですか。

槇浩喜保険年金課長

レセプト点検の共同処理手数料ということで、委託先は国保連合会に委託をしております。

以上でございます。

松隈清之委員

ということは、金額は向こうから幾らですって言われる金額を払ってるってことですか。

槇浩喜保険年金課長

国保連合会が提示されました単価で予算計上させていただいております。

松隈清之委員

実際、どうなんでしょうね、このレセプト点検。要は適正化のためにやってるわけなんですけど、それを——うちでという言い方は変ですけど——実感できることってあるんですか。

槇浩喜保険年金課長

実際、実感できるかと申しますと、ちょっとなかなか、直接的には、ちょっと、感じるところは、難しいと思います。

すみません、回答替わります。

宮田昭江保険年金課健康保険係長

実際、レセプト点検後にきちんとレセプトが減点されていたりとか、あと追加されていたりとかしておりますので、適正に点検がされているものと思っております。

松隈清之委員

ありがとうございます。

レセプトって、全数点検しているんですか。

槇浩喜保険年金課長

全て点検をしているということでございます。

松隈清之委員

ありがとうございます。

悪意もあれば、単なる人為的なミスもあると思うんで、その点検も必要でしょうし、今、多分、レセプトチェックってA I使ってるんですよ。支払基金とかA Iでやってるんですよ、レセプトチェック。ですから、この金額で全数チェックできてんならまあいいのかなと思いますし、なるだけ適正な医療費で医療費全体を抑制するっていうよりは、適正な医療費の支給のために、今後ともよろしくお願いします。

伊藤克也委員長

ほか、ございますか。

牧瀬昭子委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、5ページ、歳出の分で款1．総務費、項1．総務管理費、目2．連合会負担金が、本年度1,719万1,000円で、前年が417万1,000円なんですけど、これがかなり増額されている理由を教えてください。

槇浩喜保険年金課長

こちらの連合会負担金の増額の理由でございますけれども、標準システムの共同運用の負担金でございます。これが昨年度につきましては、その上、目1の一般管理費の中で、委託料で計上しておりました。その分が、今回、負担金ということで、予算の科目を変更したということで、今回増額になっているという形でございます。

牧瀬昭子委員

じゃあ、内容として何か変わるものではなくて、科目を合わせたということですね、1つをなくしたということですかね。

その通りでございます。（「すいません。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

~~~~~

伊藤克也委員長

次に、議案乙第12号 令和8年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

ただいま議題となりました、議案乙第12号 令和8年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計  
予算につきまして、御説明申し上げます。

資料の12ページをお願いいたします。

令和8年度の当初予算の総額は、歳入・歳出ともそれぞれ15億2,210万2,000円で、前年度の当初予算と比較しますと2億5,899万1,000円、20.8%の増となっております。

増額の主なものといたしましては、団塊の世代の移行に伴う被保険者の増加に伴う医療費の増や新たに子ども・子育て支援納付金の創設などから、佐賀県後期高齢者医療広域連合会への納付金が増額となったことによるものでございます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款 1. 後期高齢者医療保険料、項 1. 後期高齢者医療保険料、目 1. 特別徴収保険料につ  
きましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料の収納見込み額を計上しております。

目2. 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替等による保険料の収納見込み額を計上しております。

1つ飛びまして、款3.繰入金、項1.一般会計繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、本市の事務経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担分を計上しております。

次の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を県、市で補填する保険支援、保険者支援分の見込み額を計上しております。

13ページをお願いいたします。2段目になります。

款5．諸収入、項2．償還金及び還付加算金、目1．償還金につきましては、保険料の還付金を計上しております。

以上が主な歳入となります。

次に、14ページをお願いいたします。続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

款1．総務費、項1．総務管理費、目1．一般管理費につきましては、後期高齢者医療に係る事務経費を計上しております。

項2．徴収費、目1．賦課徴収費につきましては、保険料の賦課徴収経費を計上いたしております。

款2．後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合の共通経費や、本市が徴収した保険料、保険基盤安定負担金を県広域連合への納付金として計上しております。

15ページをお願いいたします。

款3．諸支出金、項1．償還金及び還付加算金につきましては、所得の更正などにより過年度還付金が発生した場合の還付金等の見込み額を計上しております。

以上、議案乙第12号についての説明を終わります。

#### **伊藤克也委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

12ページ、歳入の後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料。基本的には特別徴収にしていきたいところだと思うんですけど、先ほど団塊の世代等でまた保険者増えるっていうことでしたが、割合的にはやっぱり特別徴収が多いと思っていいんですか。

#### **槇浩喜保険年金課長**

令和8年の2月末現在の数字で申しますと、特別徴収が77.10%、普通徴収が22.90%というような比率となっております。以上……（「で全体ってことですかね」と呼ぶ者あり）

#### **松隈清之委員**

それは、今の保険、後期高齢者の保険者、被保険者全体の中での割合ってことですか。

#### **槇浩喜保険年金課長**

被保険者の中で77.10%が特別徴収で保険料を支払っていただいているということです。

#### 松隈清之委員

そうすると、普通徴収——何が言いたかったかっていうと、普通徴収されている、特別徴収から普通徴収に行くケースって少ないんじゃないかなと想像するんですよ。要は天引きから、自分で納付するっていうのに変わるのは少ないと思うんですけど、最初から特別徴収になっていれば、その後は多分ずっと特別徴収だと思うわけです。ということは、新しく団塊世代になって、後期高齢者の保険料を払うときに、その前から普通徴収していた人が後期高齢者になっても普通徴収のままだってのか。それとも、後期高齢者になった途端に普通徴収に切り換えてくれみたいな話になるのか。

要は、普通徴収が減っていったるかなんですね。普通徴収じゃないほうがやっぱり楽じゃないですか。滞納も基本的にはそうするとなくなるんで。

#### 楠和久税務課長

普通徴収か特別徴収かというのは、基本的に後期高齢者は、75歳になって後期高齢が始まりますけれども、通常、最初は普通徴収で始まります。その後に、大体翌年度ぐらいから特別徴収に切り替わりますので、そこは年度によって変化はあると思います。

特別徴収から普通徴収に切り替える事例としては、所得が変わって引き切れなくなったとか、そういったケースですね。

基本的には、先ほど申し上げましたように、一旦普通徴収で始まって、大体翌年度ぐらいから特別徴収に切り替わると。

#### 松隈清之委員

それは、申告して切り換えてもらうってことですか。

#### 楠和久税務課長

基本的には、特別徴収か普通徴収かというのは、行政側で判断して、本人が選ぶとかではないです。

#### 松隈清之委員

ということは、普通徴収の人っていうのは基本的に引き切れない人っていうことで、もう一定数どうしても残るっていう理解でいいですかね。

#### 楠和久税務課長

特別徴収となる年金っていうのが決まっております、全ての、例えばいくつか年金があれば全部から引くのではなくて、代表となる年金から引きますので、そこから引けない方は、基本的に、所得によってはもう普通徴収のままという方がいらっしゃいます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

#### 伊藤克也委員長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
 それでは、質疑を終わります。

議案甲第3号 鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例

次に、議案甲第３号 鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案甲第3号 鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部の一部を改正する条例案の概要について御説明いたします。

改正の理由といたしましては、押印の見直しに伴いまして、本条例に定める押印を廃止するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

今回、押印の廃止が全体で2本上がっているんですよね。もうこれ以外、要は他のやつは基本的にはもう署名で大体、法令で定められているやつ以外はもう終わるみたいなイメージでいいんですか。

基本的な流れといたしましては、議員御指摘のとおり押印を廃止する、廃止して署名のみ、あるいは記名のものについては捺印が必要であったりもするかと思いますけれども、法令に

今後についてはもう、ほぼほぼないのではないかなというふうには思っております。  
以上です。

質疑を終わります。



次に、議案甲第7号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

以上、御説明いたします。

まず、公益信託の寄附で実際税額等の控除を受けてある事例は、ここ数年ございません。



し上げます。

令和8年度国民健康保険税率の改定でございます。改正の理由につきましては、佐賀県が毎年度、市町ごとに示される標準保険税率を踏まえ、税率を改定するものでございます。

改正の内容につきましては、表のとおり改定するもので、県が示しました標準保険税率を参考に、基金積立金の一部を活用し、本市が再算定した税率となります。後ほど算定内容につきましては、御説明いたします。

施行日は令和8年4月1日としております。

また本改定案につきましては、鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問案件でございます。そのため、本年1月22日に本協議会を開催し、諮問した結果、全会一致で御承認いただき、2月6日に諮問のとおり答申を受けているところでございます。

それでは、今回の改定案について御説明させていただきます。5ページをお願いいたします。納付金及び標準保険税率の算定のイメージについて示しております。

国民健康保険の財政運営は県が責任主体となっており、国の確定係数を基礎として、毎年1月初めに市町ごとの国保事業納付金を決定し、標準保険税率とともに提示されております。

まず、県が来年度の県内20市町の保険給付費等を推計し、県で必要な納付金総額が算定されます。これを被保険者数、世帯数、所得水準と医療費水準を反映させて、市町ごとの納付金が決定されます。

次に、県は納付金の算定結果を市町に示す際、併せて標準保険税率を示します。市町の標準保険税率は、市町が納付金を納めるために必要な保険税率を県が試算したものでございます。

6ページをお願いいたします。

県が示した令和6年度の本市の納付金でございます。標準保険税率を算定するための基礎となる県全体の納付金を上段に、中段には本市の納付金を示しております。括弧付きの数字は前年度比を示しております。

今回、令和8年度分として県が示した納付金は、国の示した確定係数を基に県全体の医療費や市町の医療費水準、被保険者数及び世帯数シェアなどから示されております。

表の真ん中の本市の納付金ですが、基礎課税分から見ていきますと約14億6,000万円で、前年度と比較しますと約3,300万円の減となっております。後期高齢者支援の支援金等分につきましては、本市の納付金は約4億円で、前年度と比較しますと約200万円の増となっております。介護納付金分の本市納付金は約1億1,500万円で、前年度と比較しますと約500万円の減となっております。

最後に、令和8年度から新設される子ども・子育て支援納付金分ですが、本市の納付金が

約3,200万円で、1人当たり3,323円となっております。

7ページをお願いいたします。

令和8年度の国保税率の改定案は、表の①、薄緑色で着色した部分でございます。参考に、②に県が示した標準保険税率、③に令和8年度に県、佐賀県内の税率を統一した場合の税率、④に令和7年度の現行税率をそれぞれ記載しております。

また、令和8年度の国民健康保険税から子ども・子育て支援納付金分が新たに課税されることとなっております。こちらの税率につきましては、今回の条例改正案には含まれておらず、3月末に地方税法施行令が公布された後、直ちに専決をさせていただく予定としております。詳しくは議案外で説明させていただきます。

下に国保税の改定方針を記載しております。令和8年度の税率改定に当たって、ここに記載の改定方針により改定案をまとめたところでございます。

1) 県が示す標準保険税率を参考に算定する。

2) 税率一本化を見据えて調整する。令和9年度の税率一本化と令和12年度の税率完全一本化を見据え、税率の激変が生じないように、一本化後の税率に近づけるように調整しております。令和9年度から令和11年度までは準統一期間で、市町で基金を活用し税率を抑制することができますが、令和12年度以降は税率完全一本化となり、税率を抑制することができません。

3) 基金を活用する。令和8年度の基金の活用額につきましては、被保険者の税負担軽減を図るため基金の2,500万円を基礎分、後期分、介護分に活用し、税率改定を行うこととしました。2,500万円の根拠は、現在基金が約1億円ございまして、税率抑制に使用できる期間が令和11年度までですので、令和8、9、10、11年度の4年間で基金を活用するという事で、令和8年度2,500万円を投入することといたしました。

次に、8ページをお願いいたします。

現行税率と改定案によるモデル世帯の税額比較表でございます。上の表が給与所得者で40歳以上65歳未満の1人世帯の税額の比較表となっております。なお、介護納付金分を含む税額となっております。下の表が年金受給者で、ともに65歳以上の2人世帯の税額の比較表となっております。また、介護納付金分は含まれておりません。なお、着色した部分は、7割・5割・2割の軽減世帯で、本市では約6割を占めているところでございます。

以上、議案甲第13号についての説明といたします。

**伊藤克也委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**池田利幸委員**

すみません、これに対しての質問というより、私の勉強不足で教えてほしいんですけど、私の記憶っていうか、理解の中では国保税と介護保険って制度、縦分け、つくりが違ったと認識してたんですけど、この表を見てたら、もう、県の一律で全て所得税均等割、平等割っていう縦分けになっている。もともと、こうでしたっけ。

#### **槇浩喜保険年金課長**

平成30年度に、県が県内の国保の財政の責任主体となっています。

税目自体は以前から、この所得割、均等割、平等割っていうのはそれぞれの項目でございました。

県のほうから基本的には標準税率っていうのを示されて、それを基に今回も基金を投入して、税率を改定する形をとっております。

以上です。

#### **伊藤克也委員長**

池田委員いいですか。いいですね。

じゃあ、ほかございますか。

#### **牧瀬昭子委員**

7ページをお願いします。基金の件でなんですけど、令和12年からが2,500万円が抑制されて、その分が上乘せになるものなのか、標準化に向けて抑制をしながら、一本化をするにつれてだんだんと令和12年以降もそんなに、2,500万円がなくても負担がうっと増えたりとかっていうことはないように、今後、令和9、10、11年、3年間を活用しながら、少しずつ抑制をしていくということなのか、その辺りの今後の見通しをお願いします。

#### **槇浩喜保険年金課長**

国保につきましては、県内で税率を一本化することが決まっております。これが完全に税率を一本化するのが令和12年度と、令和12年度以降は県が示します税率でそれぞれ課税をしていくというのが基本になっています。

令和9年度に、まず一本化っていうのを、同じ税率ですするという形での一本化があります。令和9、10、11年につきましては準統一期間といいまして、県内の一本化の税率から各市町がそれぞれの基金を活用して、税率を抑えることができるという期間でございますので、その期間であれば、基金を使うと。この2,500万円っていうのは、その間の、令和11年度までの利用ということで、令和11年度までであれば、この基金を活用して、標準的な県内統一の税率というのを押さえていくと。令和12年度以降については、統一の税率となるという形になっております。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

この2,500万円は、あるのとないのとで負担感というのはどんなものなのかっていう金額的なものが、大体このくらい上がりそうだとかっていうのが見通しっておりますか。

**槇浩喜保険年金課長**

令和12年度以降につきましては、どのくらいの医療費の負担になるかというのがまだ明確になっていませんので、どのくらい負担感があるかっていうのは申し上げにくいところではあるんですけども、今回も直ちに一本化した税率っていうのが、この③の数字になっています。これも県のほうが示しているんですけども、この基金を使った改定案と比較すると、ほぼもうマイナスっていうか、下回っているような形で推移していますので、この分ぐらいが、今回2,500万円を活用して税率を抑制することができたということでございます。

以上です。

**伊藤克也委員長**

③が大体一本化した場合の税率なので、これを参考にされたらどうかということですか。

**槇浩喜保険年金課長**

はい、そうでございます。

**牧瀬昭子委員**

もう一つ、子ども・子育て支援納付金分のことなんですけど、この金額が1人当たり納付金が3,323円というふうになっていますが、これは、その人によって変わるものとかではなくて、もう決まった金額が——決まる金額も変動があるのか。その辺りの決め方ってどんなふうになってたか教えてもらっていいですか。

**槇浩喜保険年金課長**

6ページに示しています1人当たりの納付金と申しますのは、鳥栖市が県に納付する納付金の額を1人当たりで割った分という形でございますので、実際の税、それぞれの方に御負担いただく税金については、7ページに示しておりますような、所得割については0.26%、均等割については1,050円、18歳以上均等割50円、平等割600円というような形で、それぞれの世帯構成や所得によって御負担いただく額というのは変わってくるものでございます。

以上です。

**伊藤克也委員長**

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。





させていただくこととした次第です。また、予算につきましても、国民健康保険税の課税につきましても国民健康保険条例を根拠にすることから、子ども・子育て支援納付金分の条例改正と同時とする必要があるため、専決処分をさせていただくこととした次第です。

税率の中で18歳以上均等割額がございます。これは基礎課税分、後期高齢者支援納付金等分、介護納付金分ではなく、新たに子ども・子育て支援納付金分のみに設定されるものです。

資料の5ページをお願いいたします。

二重丸の3つ目でございますが、子ども・子育て支援制度が少子化対策に係るものであることを鑑み、子供がいる世帯の拠出額が増えないよう、高校生年代の子供に係る子ども・子育て支援納付金の均等割は全額軽減した上で、その軽減分を18歳以上の被保険者に課税することとなっております。

3ページにお戻りください。

次に、国保税の課税限度額の改正です。

今回の改正内容は、基礎課税額に係る課税限度額を66万円から1万円引き上げて67万円に、子ども・子育て支援納付金につきましても新たに3万円と設定するものでございます。なお、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分は据え置きでございます。

この課税限度額につきましては、受益と負担の関係で、被保険者の納付意欲に与える影響や円滑な運営を確保する観点から、被保険者の国保税負担に一定の限度を設けており、地方税法施行令で規定されております。医療給付費が増加する中で、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得者層の負担上昇をできる限り緩和するものとして、課税限度額を引き上げるものでございます。

4ページをお願いいたします。

国保税の軽減措置の改正で、低所得者に対して所得が基準額以下の場合、国税の国保税のうち、均等割額と平等割額の軽減措置を行うもので、経済動向を踏まえ、5割と2割の軽減の基準額を引き上げるものでございます。

改正の内容は5割軽減の基準額については、世帯人数にかける金額を30万5,000円から5,000円引き上げ31万円に、2割軽減の基準につきましても56万円から1万円引き上げ57万円に改正するものでございます。この基準額につきましては、物価上昇の影響で軽減措置を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、消費者物価などを勘案し決定されております。

施行日は、いずれも令和8年4月1日としております。

なお、6ページに課税限度額について、7ページに軽減所得判定基準について制度概要を掲載しております。詳細は割愛させていただきますので、後ほど御覧いただきますようお願い

以上、専決の予定の概要、保険年金課分でございます。

続きまして、鳥栖市税条例の一部改正する条例について、専決による条例改正を予定しておりますが、条例が２月末に示されましたため、本委員会に資料が間に合っておりません。申し訳ございません。口頭で簡単に御説明させていただきます。

当初予算案でも御説明しましたとおり、軽自動車税環境性能割が廃止されること等に伴う改正を行う予定としております。

以上でございます。

御説明ありがとうございました。この際ですので、委員より確認しておきたいことなどが  
ありましたら、お受けをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありませんか。それでは、議案外の報告を終わります。



次に、現地視察について副委員長より報告をお願いします。

どちらかということで御提案させていただいておりましたが、真木町の焼却施設のところの解体が終わられて、１年前には、当委員会で視察はしてるんですが、そちらを視察に行つてはどうかと思っているんですが、皆さんいかがでしょうか。（発言する者多数あり）

それと、リサイクル推進事業のまちづくり推進センターの資源回収ボックスのところですね、が鳥栖北と田代と旭と３か所ありますので、これ時間の調整をしながら……（発言する者あり）３か所はちょっと多いかもしれないので……（発言する者あり）

じゃあ真木町のほうを、ぜひお願いしたいと思います。

行かれてない方もいらっしゃることで。 （「半分は行ってないので」と呼ぶ者あり）  
（発言する者あり）

それでは旧ごみ施設解体のところですね、バックヤードについて、道も少し広げられるという話も今日ありましたので、その辺も含めて現地視察を行いたいと思いますが、これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



伊藤克也委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務常任委員会はこれで散会いたします。

午後 2 時39分散会



令和 8 年 3 月 6 日（金）



## 1 出席委員氏名

|      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 伊藤 克也 |
| 副委員長 | 牧瀬 昭子 |
| 委員   | 中村 直人 |
| 委員   | 上村 典子 |
| 委員   | 松隈 清之 |
| 委員   | 重松 忠  |
| 委員   | 池田 利幸 |
| 委員   | 古賀 秀樹 |

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

|                                                        |        |
|--------------------------------------------------------|--------|
| 政策部長                                                   | 松雪 努   |
| 総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長                                 | 田中 大介  |
| 総合政策課企画政策係長兼まち・ひと・しごと推進室地方創生係長                         | 小柳 洋介  |
| 総務部長                                                   | 小柳 秀和  |
| 総務課長                                                   | 田中 秀信  |
| 総務課長補佐兼庶務係長                                            | 斉藤 了介  |
| 市民環境部長                                                 | 緒方 守   |
| 市民環境部次長兼市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長                        | 原 祥雄   |
| 市民協働課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼市民相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 | 築地 美奈子 |
| 国保年金課長                                                 | 榎 浩喜   |

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 野口 晶子

## 5 日 程

現地視察

議案審査

- 議案乙第4号 令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）
- 議案乙第5号 令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案乙第6号 令和7年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算
- 議案乙第11号 令和8年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算
- 議案乙第12号 令和8年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案甲第1号 鳥栖市防犯カメラの設置及び運用に関する条例
- 議案甲第2号 鳥栖市公告式条例の一部を改正する条例
- 議案甲第3号 鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第4号 鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第5号 鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案甲第6号 鳥栖市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第7号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例
- 議案甲第13号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案甲第14号 鳥栖市犬取締条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

な し

自 午後 1 時 10 分

## 現地視察

旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業（真木町）

至 午後 2 時

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

午後 2 時 11 分開会

伊藤克也委員長

これより本日の総務常任委員会を開きます。



## 自由討議

伊藤克也委員長

これより委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、委員間で協議をしたいことがございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

自由討議を終わります。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

伊藤克也委員長

執行部を入室させますので、暫時休憩します。

午後 2 時 11 分休憩

午後 2 時 13 分再開

それでは再開いたします。

先般、中村委員より資料の提出のお願いがあつておりましたので、資料を配付いただいております。

榎課長から御説明をお願いいたします。

総務常任委員会の中で中村委員より、議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計当初予算中、款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節1. 民生費受託収入の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施業務委託2,462万円につきまして、歳出への充当先のお尋ねがございました件につきまして、本日、資料を提出させていただいております。

充当先につきましては、高齢障害福祉課、保険年金課、健康増進課所管の予算に充当しております。具体的には、歳出予算、款 3. 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費におきまして、高齢障害福祉課所属の職員の給料に充てております。

次に、本課所管の予算ですが、目 5. 後期高齢者医療費各節につきまして、本事業を行う上で必要な会計年度任用職員の人件費、消耗品費、歯科相談委託料などに充てております。

次に、款４．衛生費、項１．保健衛生費、目１．保健衛生総務費におきまして、健康増進課所属の職員の人件費に充てております。

以上で説明を終わります。

御説明ありがとうございました。

この際ですので、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

中村直人委員

ありがとうございました。

保険の事業というよりも、ほとんど業務に対する職員の手当にこれは行くという内容ですね。

事業っていうと、何かちょっと高齢者を対象にしたいろんな健康相談だとか、運動とかあると思うんだけど、そういうんじゃなくして、そういうものを一括して、業務に対する給料だとか手当等を充てると、その受託事業だということの理解でいいですね。

#### **槇浩喜保険年金課長**

こちらは事業として一応ございまして、2つ大きくあります。個別的に生活習慣病のリスクがある方につきまして、訪問いたしまして、保健師等が指導するという事業。それと、あとは通いの場というところですね、高齢のほうでしておりますけれども、通いの場のほうに出向きまして、健康教育、健康相談の事業をしているわけですが、その中の人件費に主に充てているというところでございます。

以上です。

#### **中村直人委員**

ちょっと理解に苦しむところがあるんですけど、事業としては別にやっていると。そこにいろんな対応する職員とかの手当をこれで受けていると。特に受託事業収入だから、業務受託、業務収入ならわかるんだけど、事業収入だから、やっぱり事業というものにこれに使われないと、歳入で受けたものに対して、内容的にちょっとまずい点があるんじゃないかと思います。だから、そこら辺、今後対応をお願いしておきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

#### **槇浩喜保険年金課長**

事業としてのあり方というところでございます。

こちらの後期高齢者医療保険の広域連合の要綱に基づいて行う事業という形になってございます。その中で人件費に充てるというところで、収入をいただいているというところでございますので、事業としては高齢者の保健事業と介護予防等の具体的な実施業務という形でしているところです。

以上です。

#### **伊藤克也委員長**

ありがとうございました。

それでは暫時休憩いたします。

**午後2時18分休憩**





伊藤克也委員長

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



伊藤克也委員長

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



伊藤克也委員長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、議案乙第10号 令和8年度鳥栖市一般会計予算中、当総務常任委員会付託分につきましては原案のとおり可決いたしました。

議案乙第11号 令和8年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案乙第12号 令和8年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案甲第 1 号 鳥栖市防犯カメラの設置及び運用に関する条例



これにて、令和 8 年 3 月定例会の総務常任委員会を閉会いたします。

午後 2 時24分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長      伊   藤   克   也